

工事名：大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）
位 置：大宜味村 大工又地内

図 面 集

令和8年度

大宜味村役場 農林水産課

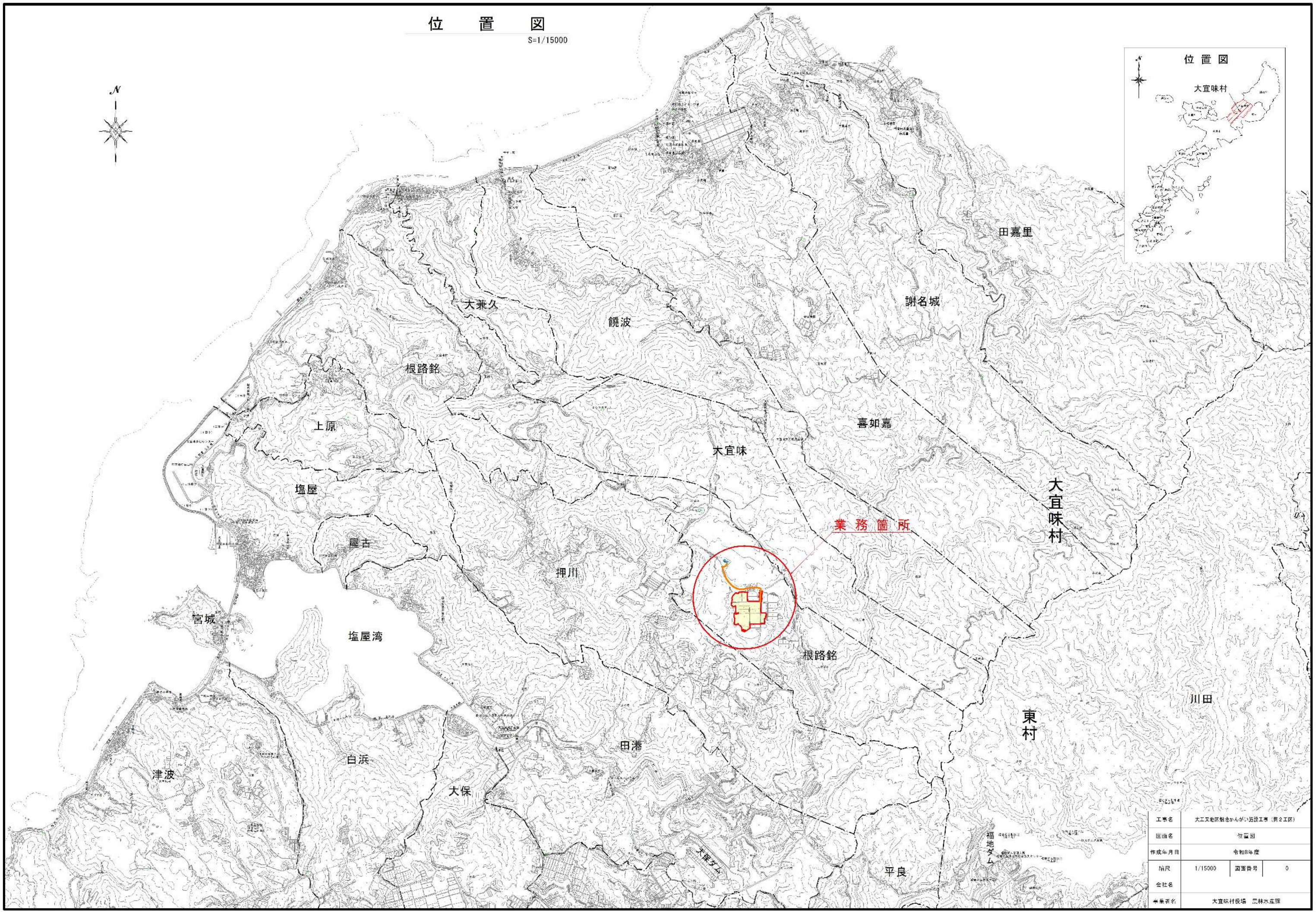
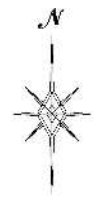
大工又地区畑地かんがい施設工事(第2工区)

図面内訳

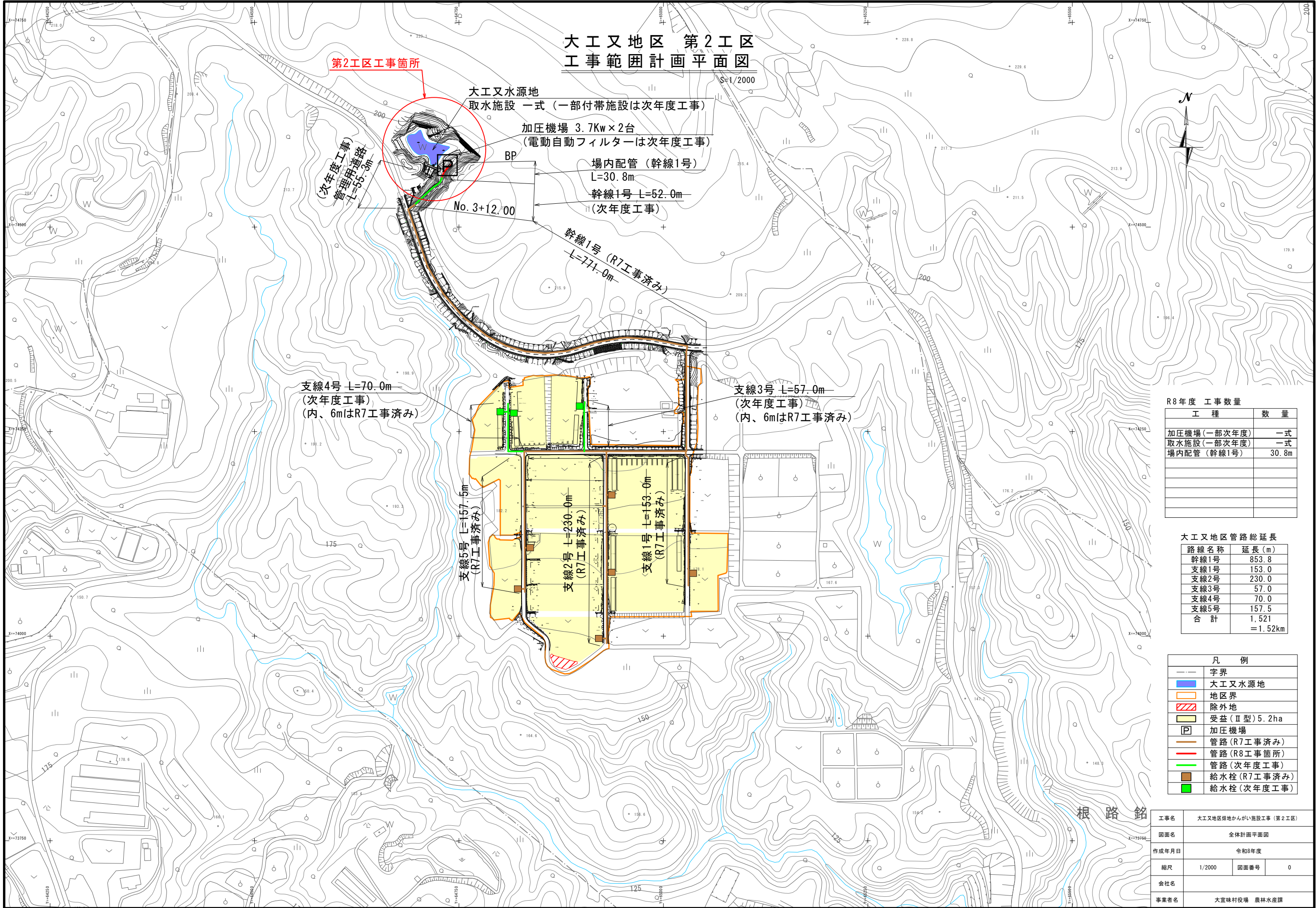
図面番号	図面名称	縮 尺
	位置図	1/15000
	全体計画平面図	1/2000
1 取水施設工事		
1 - 1	大工又水源地計画平面図	1/150
1 - 2	大工又水源地コンター計画平面図	1/150
1 - 3	大工又水源地標準断面図	1/100
1 - 4	大工又水源地平面縦断面図(1次施工)	図示
1 - 5	大工又水源地横断面図(1次施工)(1)	1/100
1 - 6	大工又水源地横断面図(1次施工)(2)	1/100
1 - 7	大工又水源地横断面図(1次施工)(3)	1/100
1 - 8	大工又水源地平面縦断面図(2次施工)	図示
1 - 9	大工又水源地横断面図(2次施工)(1)	1/100
1 - 10	大工又水源地横断面図(2次施工)(2)	1/100
1 - 11	石積工展開図	図示
1 - 12	進入路構造図	図示
1 - 13	付帯工構造図	図示
1 - 14	取水工構造図(1)	図示
1 - 15	取水工構造図(2)	図示
1 - 16	取水工構造図(3)	図示
1 - 17	場内配管図	図示
1 - 18~19	場内配管構造図(1)~(2)	図示
1 - 20	仮設計画平面図	図示

図面番号	図面名称	縮 尺
2 加圧機場建築工事		
	【意 匠】	
2 - 1~4	建築工事特記仕様書(1)~(4)	NO SCALE
2 - 5	付近見取図、全体配置図、面積求積図	1/50
2 - 6	平面図、断面図	1/30
2 - 7	仕上表、建具表、立面図、展開図	1/30
	【構 造】	
2 - 8	構造特記仕様書	NO SCALE
2 - 9	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	NO SCALE
2 - 10	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	NO SCALE
2 - 11	補強ブロック造配筋標準図(1)	NO SCALE
2 - 12	補強ブロック造配筋標準図(2)	NO SCALE
2 - 13	基礎伏図、梁伏図、部材リスト	1/30
2 - 14	軸組図	1/30
2 - 15	ブロック割付配筋図	1/15
	【電気設備】	
2 - 16~18	電気設備特記仕様書(1)~(3)	NO SCALE
2 - 19	電気設備平面図	1/30
3 加圧ポンプ工事		
3 - 1	ポンプ配管図	1/30
3 - 2	基礎コン・保護コン詳細図	1/30
3 - 3	電気配管配線図	図 示

位置図
S=1/15000



工事名	大工又地区排水かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	位置図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/15000	図面番号	0
会社名			
事業名	大宜味村役場 農林水産課		



R8年度 工事数量

工 種	数 量
加圧機場（一部次年度）	一式
取水施設（一部次年度）	一式
場内配管（幹線1号）	30.8m

大工又地区管路総延長

路線名称	延長(m)
幹線1号	853.8
支線1号	153.0
支線2号	230.0
支線3号	57.0
支線4号	70.0
支線5号	157.5
合 計	1,521 =1.52km

凡 例

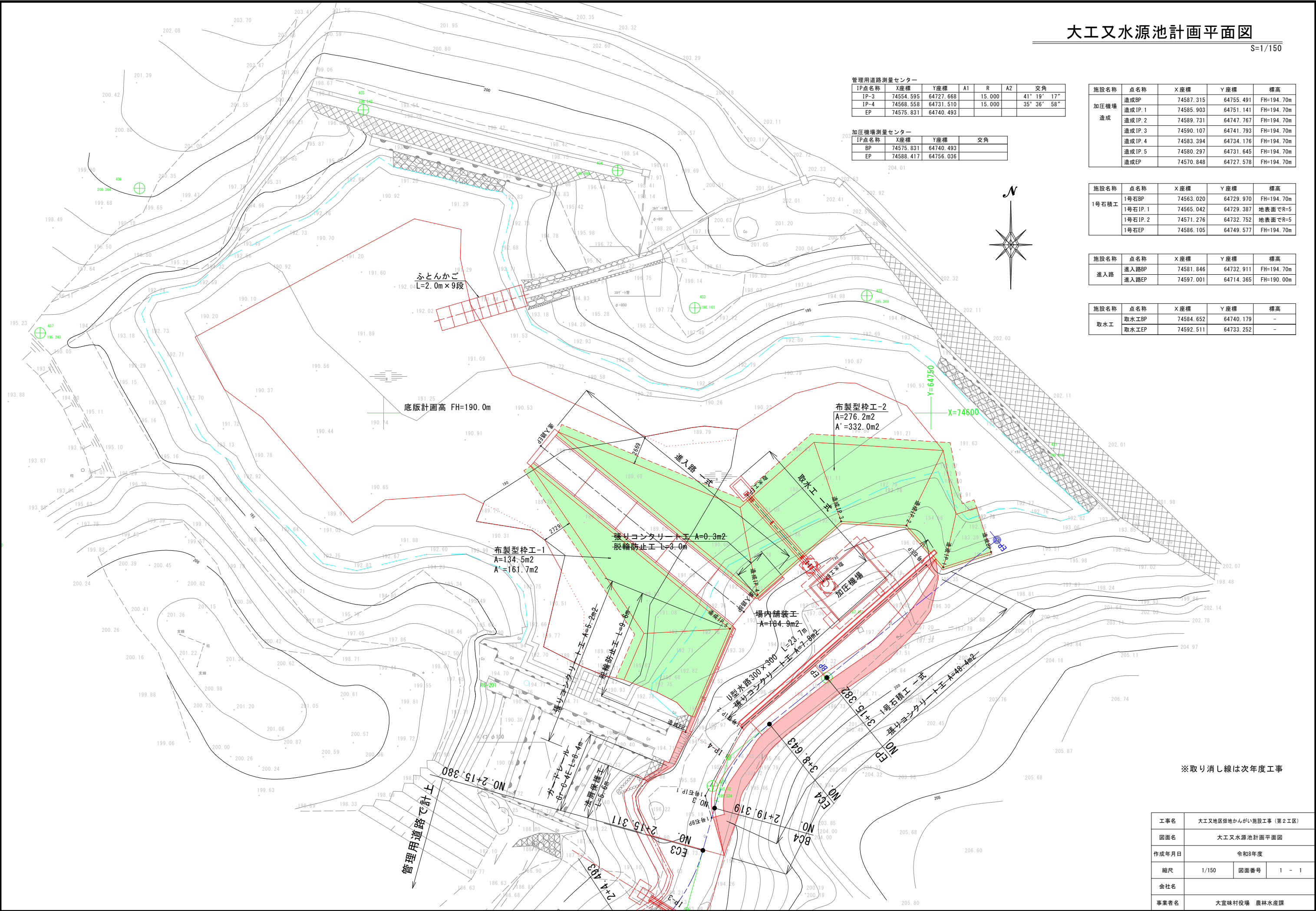
---	字 界
■	大工又水源地
□	地区界
▨	除外地
■	受益（Ⅱ型）5.2ha
□	加圧機場
—	管路（R7工事済み）
—	管路（R8工事箇所）
—	管路（次年度工事）
■	給水栓（R7工事済み）
■	給水栓（次年度工事）

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	全体計画平面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/2000	図面番号	0
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

取水施設工事

大工又水源池計画平面図

S=1/150



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池計画平面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/150	図面番号	1 - 1
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池コンター計画平面図

S=1/150

管理用道路測量センター

IP点名称	X座標	Y座標	A1	R	A2	交角
IP-3	74554.595	64727.668		15.000		41° 19' 17"
IP-4	74568.558	64731.510		15.000		35° 36' 58"
EP	74575.831	64740.493				

加圧機場測量センター

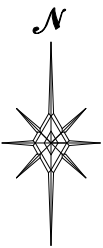
IP点名称	X座標	Y座標	交角
BP	74575.831	64740.493	
EP	74588.417	64756.036	

施設名称	点名称	X座標	Y座標	標高
加圧機場 造成	造成BP	74587.315	64755.491	FH=194.70m
	造成IP.1	74585.903	64751.141	FH=194.70m
	造成IP.2	74589.731	64747.767	FH=194.70m
	造成IP.3	74590.107	64741.793	FH=194.70m
	造成IP.4	74583.394	64734.176	FH=194.70m
	造成IP.5	74580.297	64731.645	FH=194.70m
	造成EP	74570.848	64727.578	FH=194.70m

施設名称	点名称	X座標	Y座標	標高
1号石積工	1号石BP	74563.020	64729.970	FH=194.70m
	1号石IP.1	74565.042	64729.387	地表面でR=5
	1号石IP.2	74571.276	64732.752	地表面でR=5
	1号石EP	74586.105	64749.577	FH=194.70m

施設名称	点名称	X座標	Y座標	標高
進入路	進入路BP	74581.846	64732.911	FH=194.70m
	進入路EP	74597.001	64714.365	FH=190.00m

施設名称	点名称	X座標	Y座標	標高
取水工	取水工BP	74584.652	64740.179	-
	取水工EP	74592.511	64733.252	-



対岸距離 L=80m

底板計画高 FH=190.0m

布製型枠
A=112m2
A'=134m2

布製型枠
A=238m2
A'=285m2

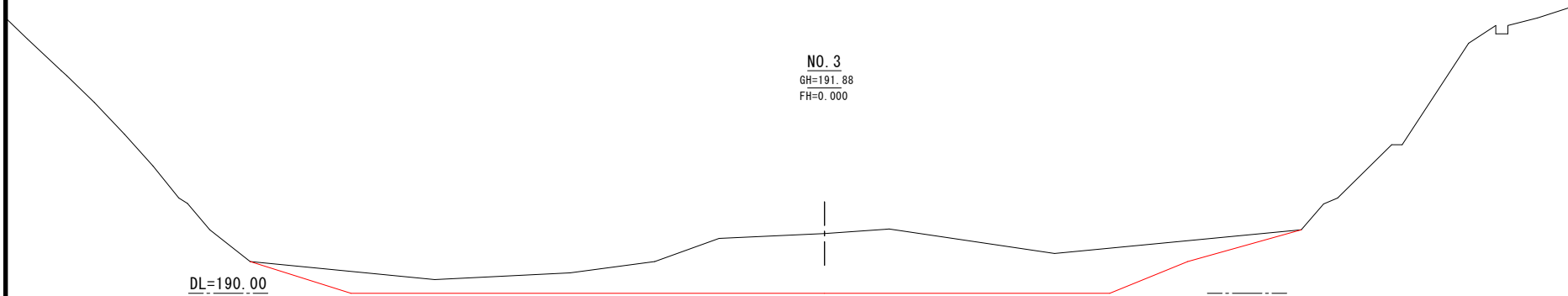
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池コンター計画平面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/150	図面番号	1 - 2
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池標準断面図

ため池浚渫工事標準断面図

(一次施工)

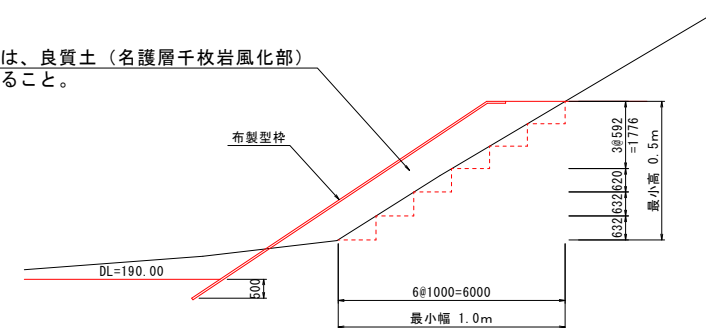
S=1/100



盛土工標準断面図

S=1/100

盛土材は、良質土（名護層千枚岩風化部）を用いること。

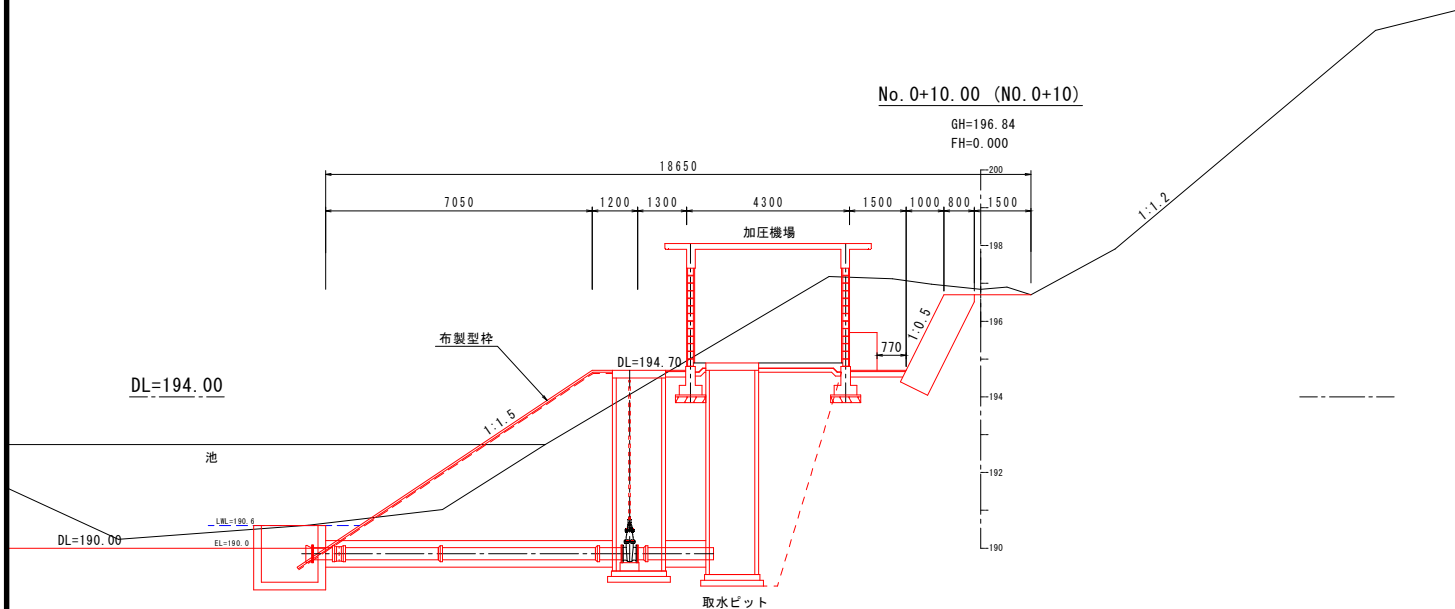


※斜面部の盛土は上図のように段切り施工を行うこと。

加圧機場造成工事標準断面図

(二次施工)

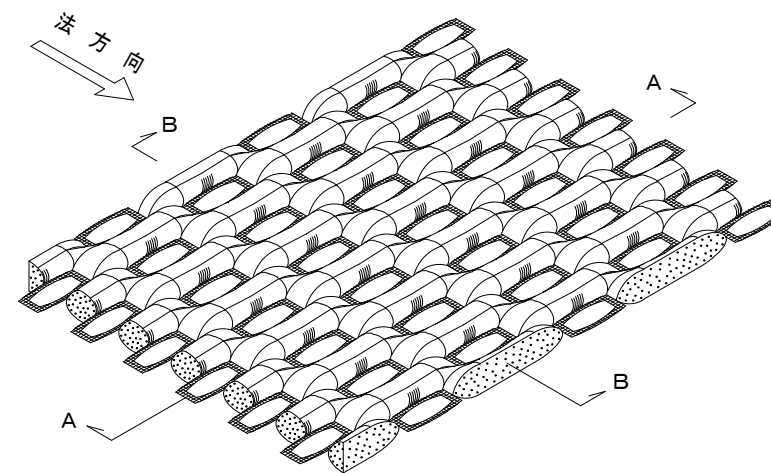
S=1/100



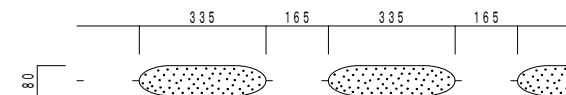
※地下水による揚圧対策として、布製型枠は穴あきタイプ（緑化型）とする。

布製型枠標準形状図

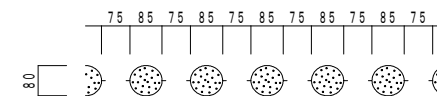
S=1/10



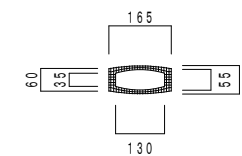
A-A断面



B-B断面



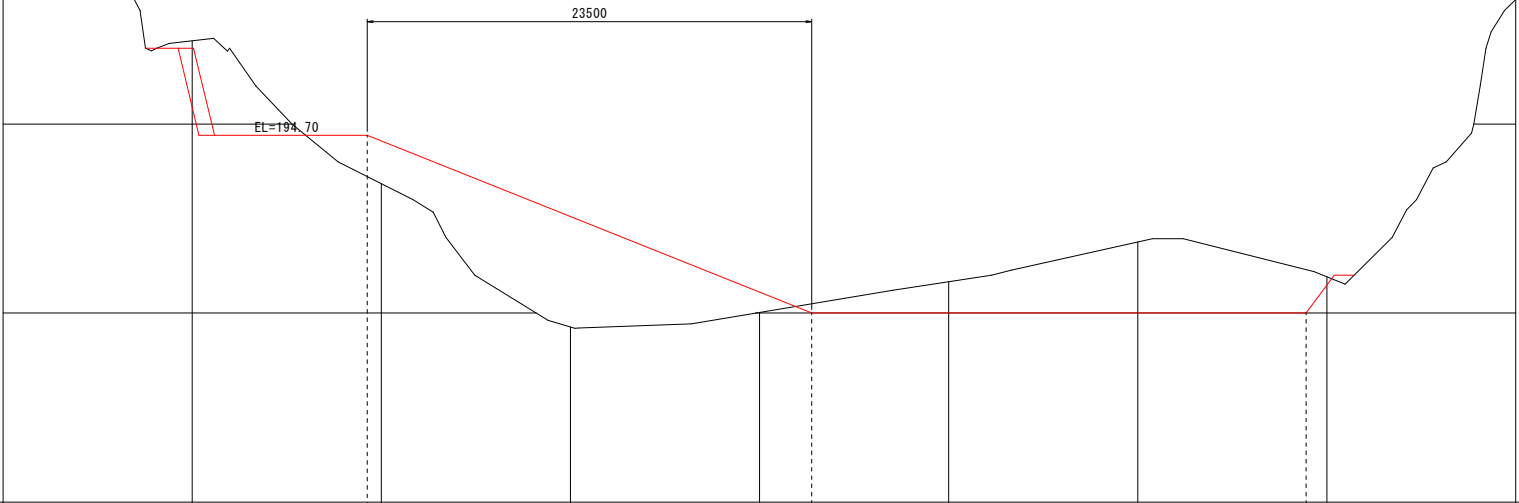
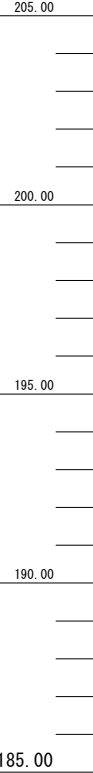
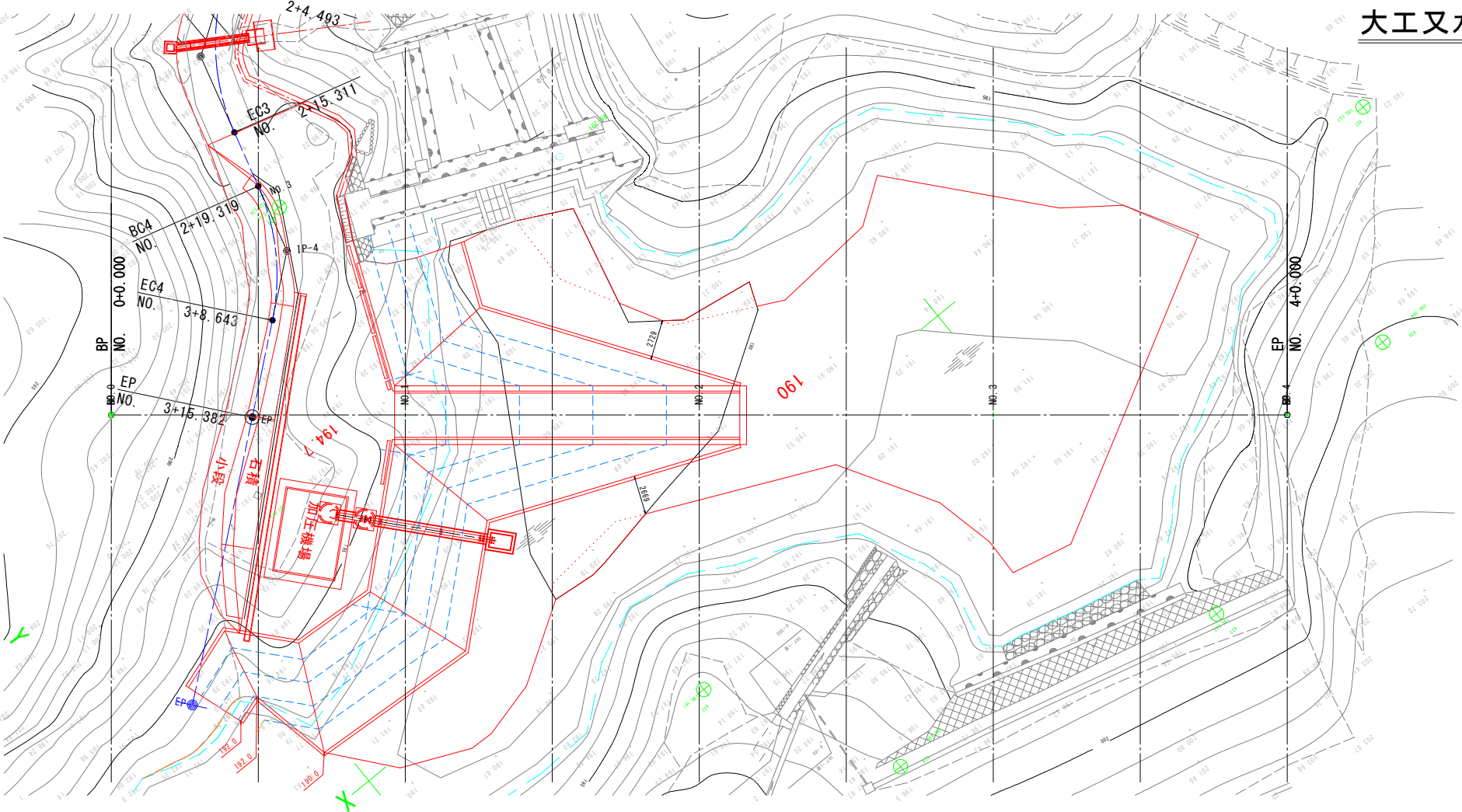
グリーンポイント部



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池標準断面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	1 - 3
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池平面縦断図（一次施工）

S=1/200



勾配										
計画高										
地盤高	203.04	197.20	193.42	189.64	190.02	190.83	191.88	190.96	188.28	
追加距離	0.000	10.000	20.000	30.000	40.000	50.000	60.000	70.000	80.000	
区間距離	0.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	
側点	BP	+10.000	N0.1	+10.000	N0.2	+10.000	N0.3	+10.000	N0.4	
曲率線	L=80.00									

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池平面縦断図（一次施工）		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	1 - 4
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池横断図一次施工(1)

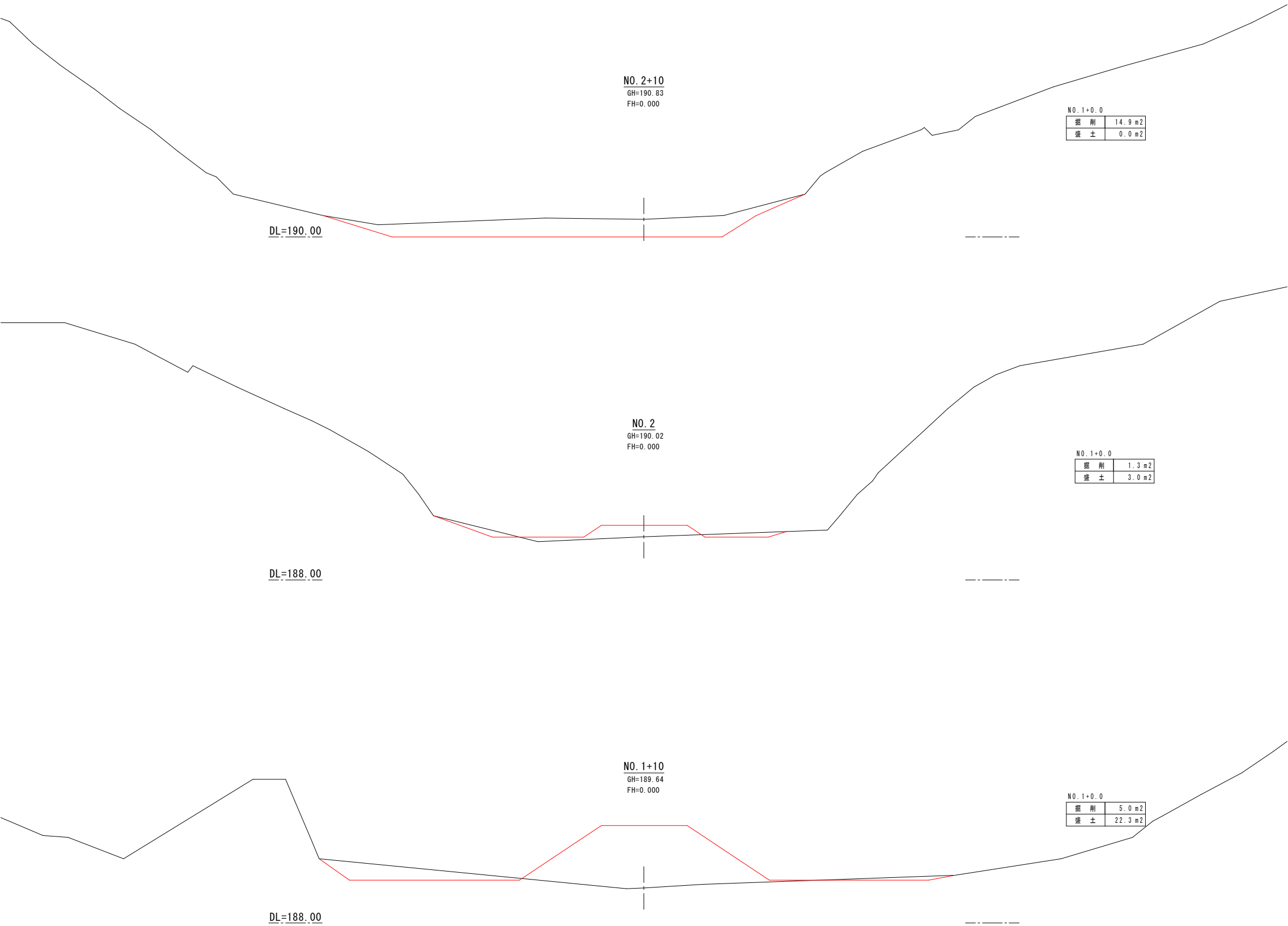
A1サイズ S=1/100
A3サイズ S=1/200



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池横断図一次施工(1)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/100	図面番号	1 - 5
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池横断図一次施工(2)

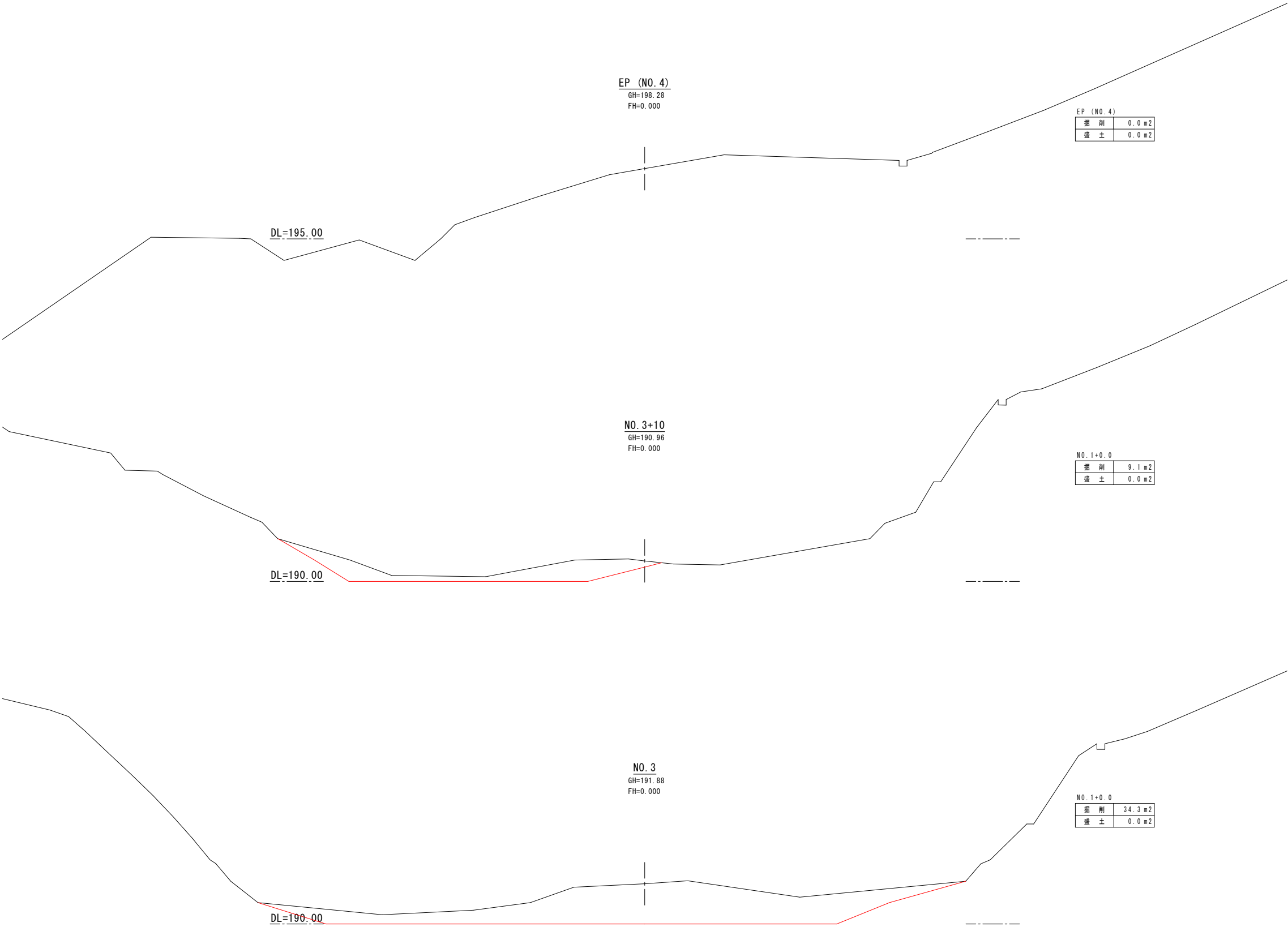
A1サイズ S=1/100
A3サイズ S=1/200



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池横断図一次施工(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/100	図面番号	1 - 6
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池横断図一次施工(3)

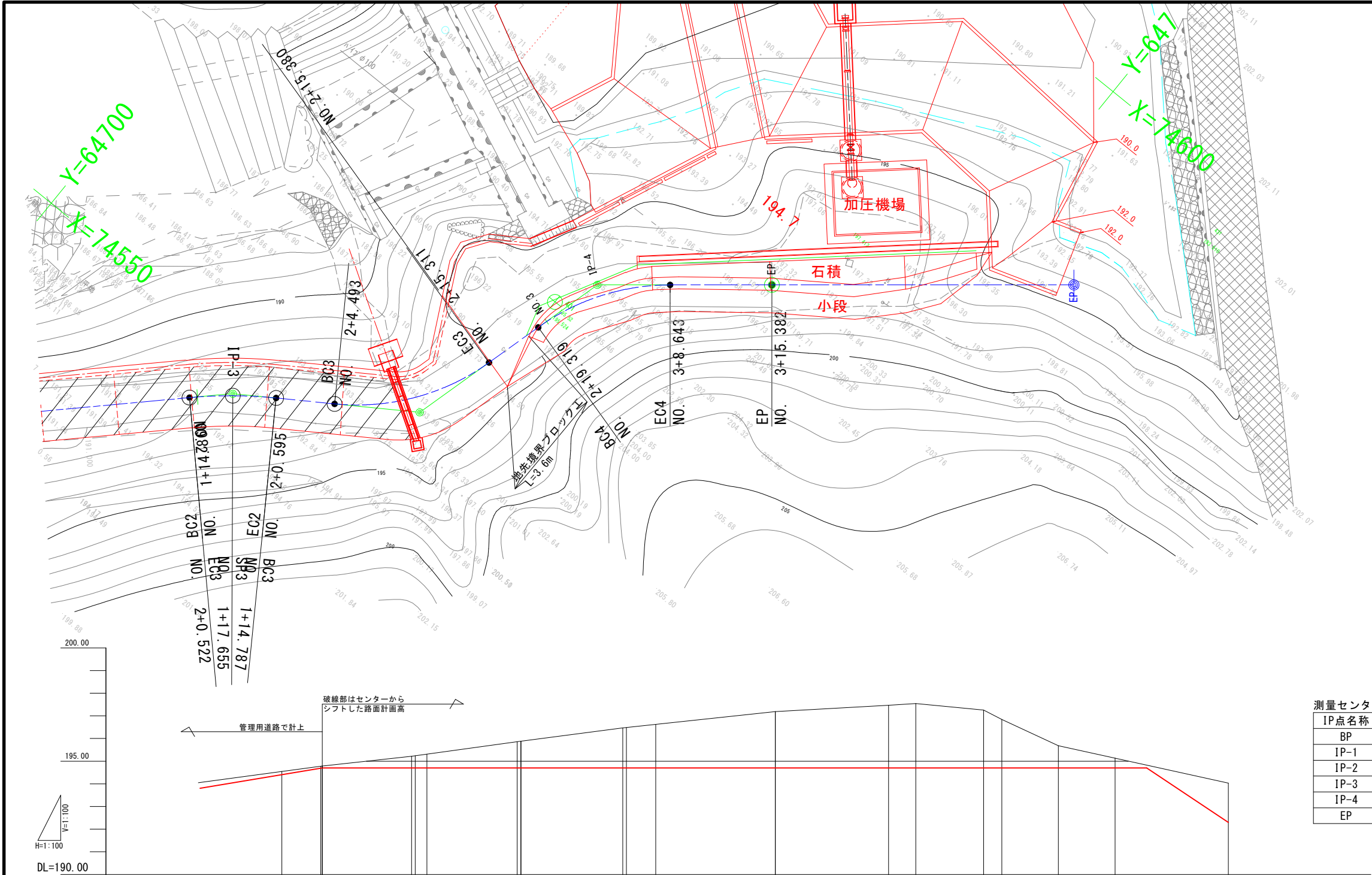
A1サイズ S=1/100
A3サイズ S=1/200



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池横断図一次施工(3)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/100	図面番号	1 - 7
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池平面縦断図（二次施工）

S=1/150



測量センター座標一覧表

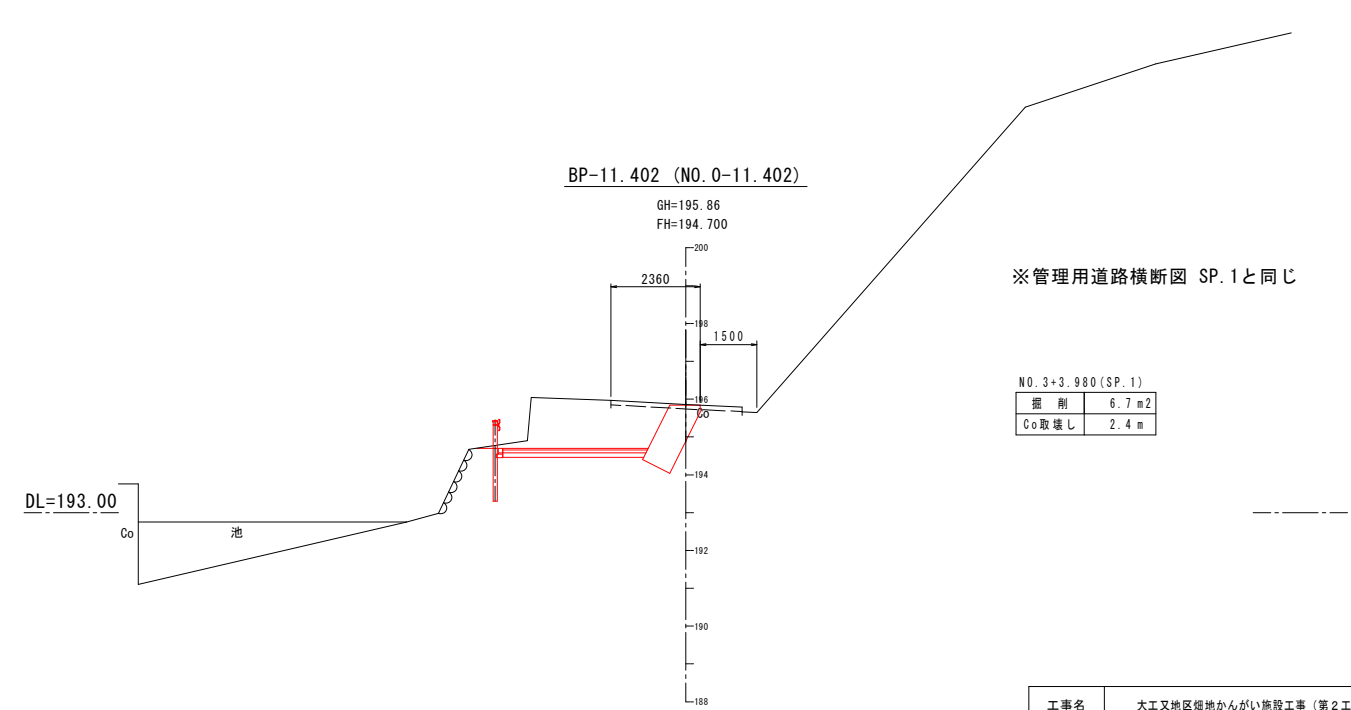
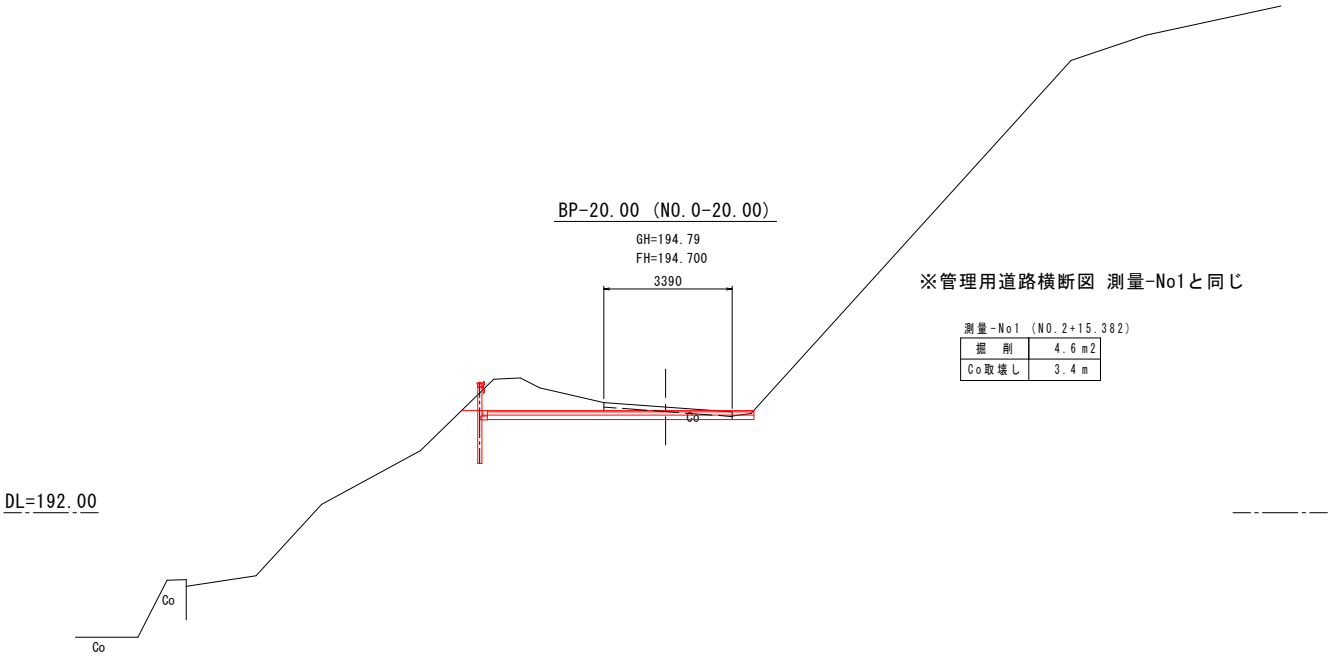
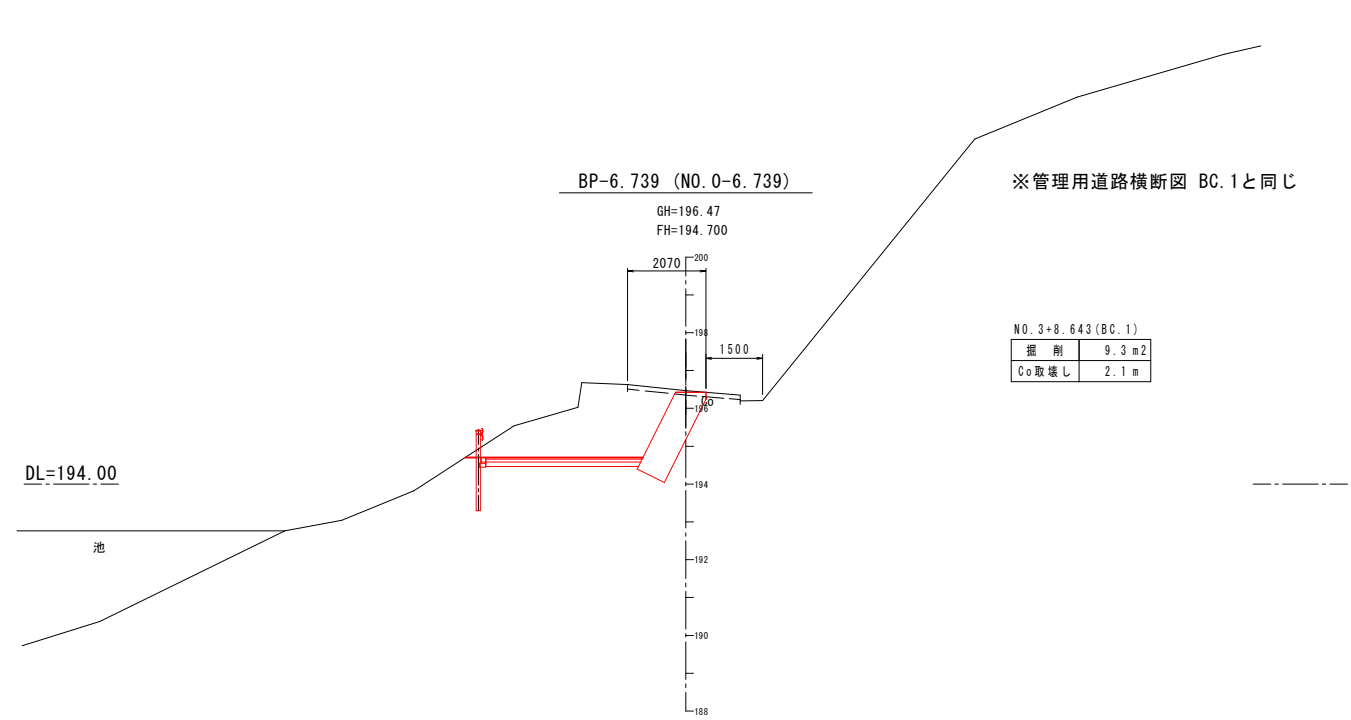
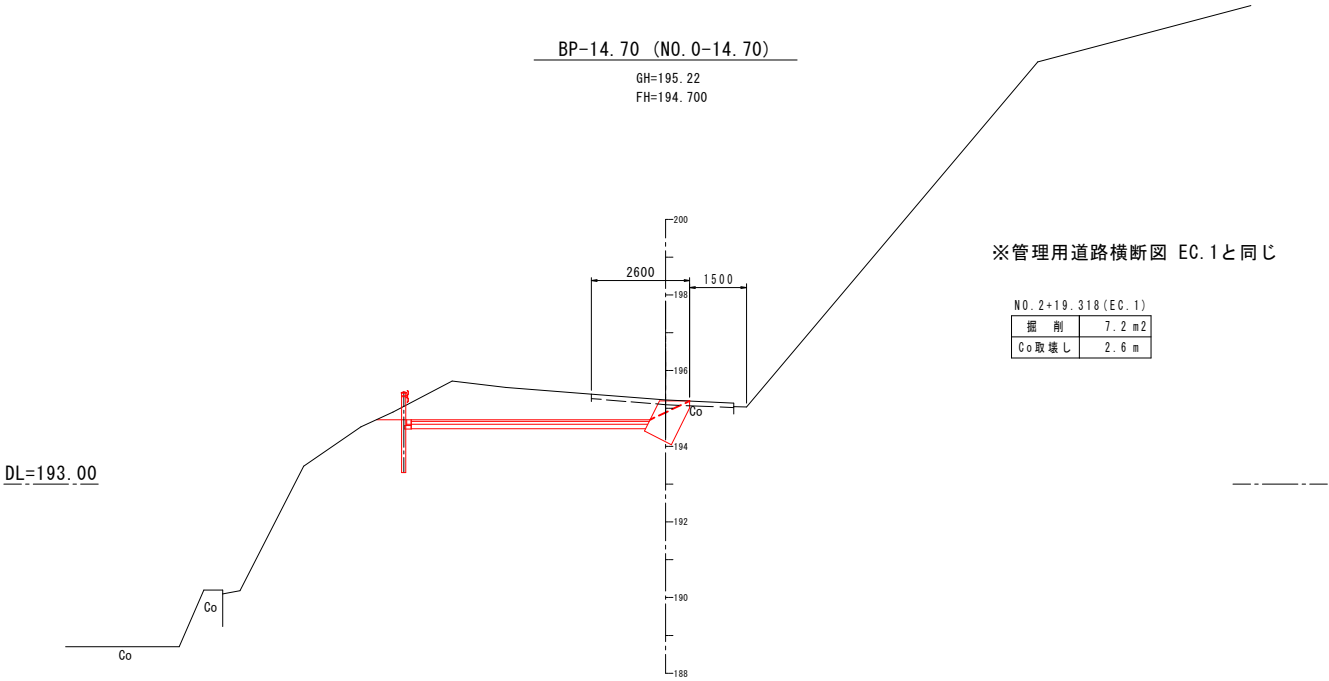
IP点名称	X座標	Y座標	A1	R	A2	交角
BP	74522.588	64689.239				
IP-1	74531.568	64700.640				6° 1' 14"
IP-2	74547.771	64717.277		30.000		10° 57' 7"
IP-3	74554.595	64727.668		15.000		41° 19' 17"
IP-4	74568.558	64731.510		15.000		35° 36' 58"
EP	74575.831	64740.493				

計 画	勾配	
	管種・管径	
	土被り	
	管中心高	
地盤高		197.19
追加距離		0.000
単距離		0.000
測点番号		BP
曲率線		

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	大工又水源池平面縦断図（二次施工）		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	1 - 8
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池横断図二次施工(1)

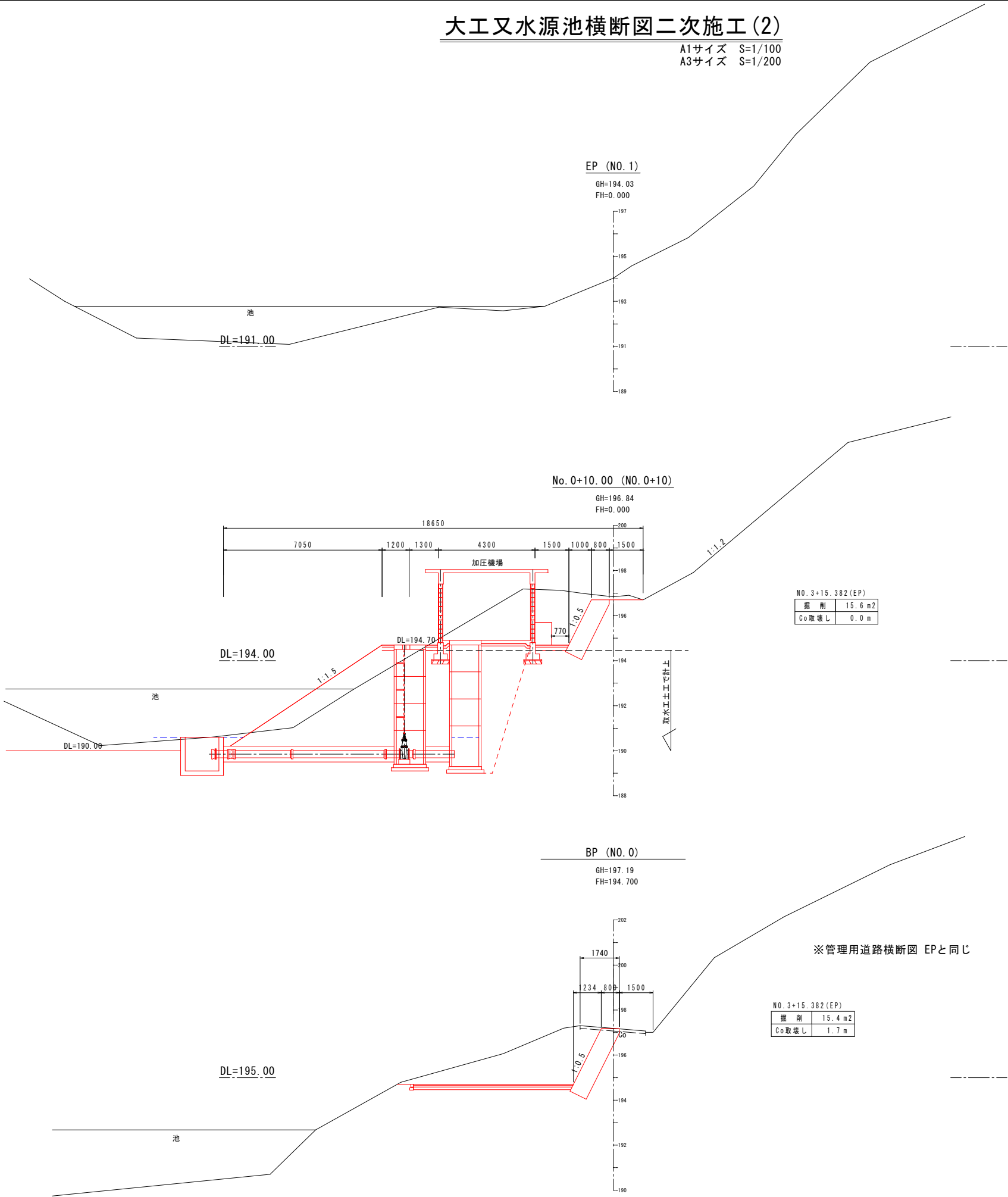
A1サイズ S=1/100
A3サイズ S=1/200



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事(第2工区)		
図面名	大工又水源池横断図二次施工(1)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/100	図面番号	1 - 9
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

大工又水源池横断図二次施工(2)

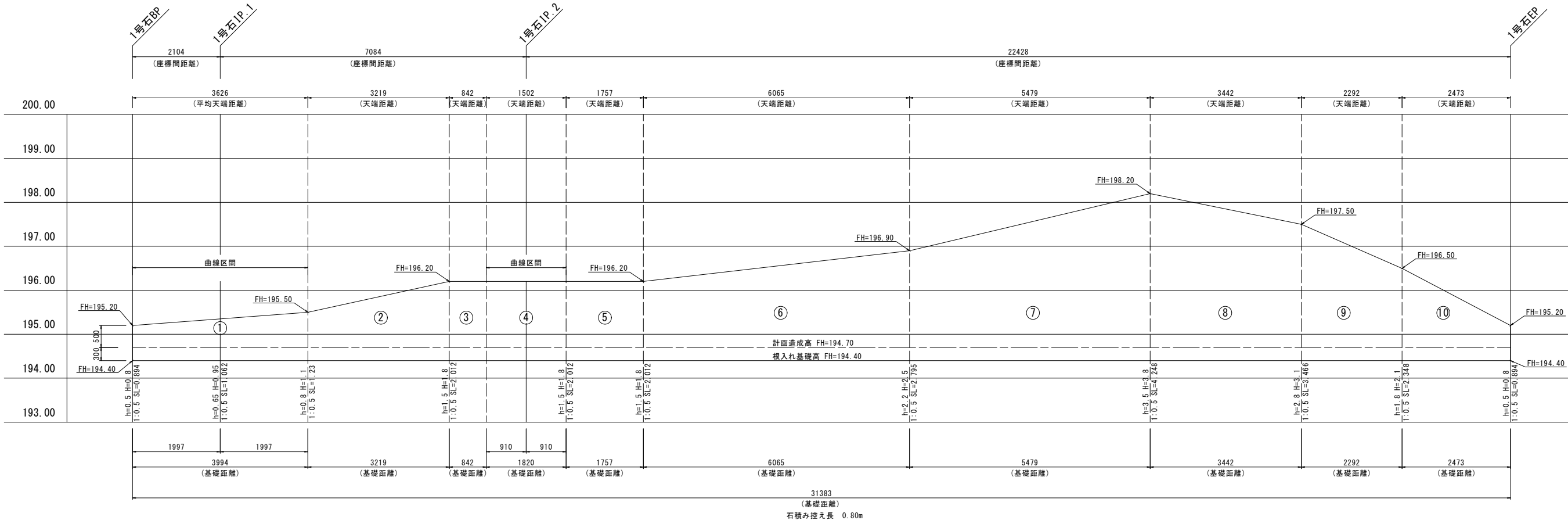
A1サイズ S=1/100
A3サイズ S=1/200



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事(第2工区)		
図面名	大工又水源池横断図二次施工(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/100	図面番号	1 - 10
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

1号石積工展開図

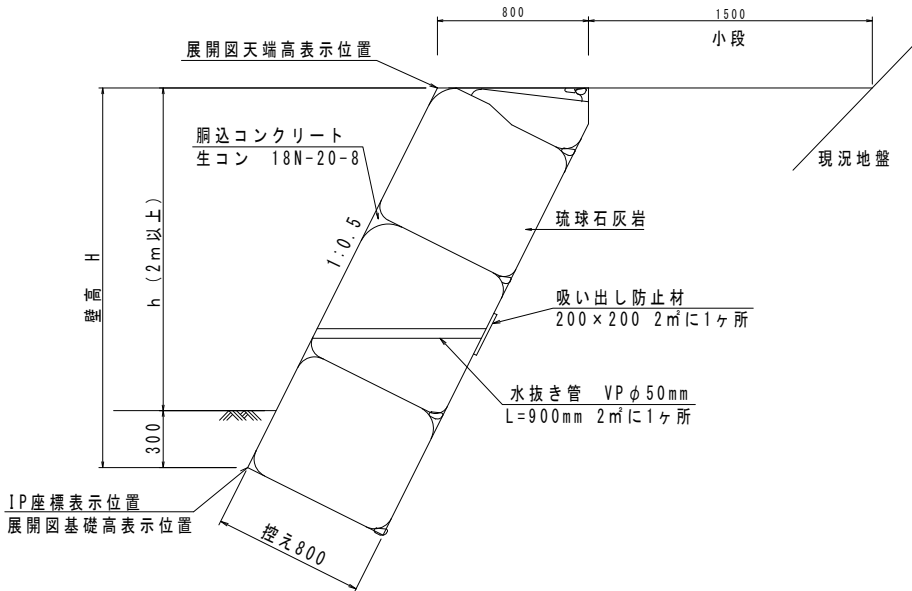
S=1/50



1号石積工標準断面図

S=1/20

(練り石積み 控え0.80m 天端石積みなし)



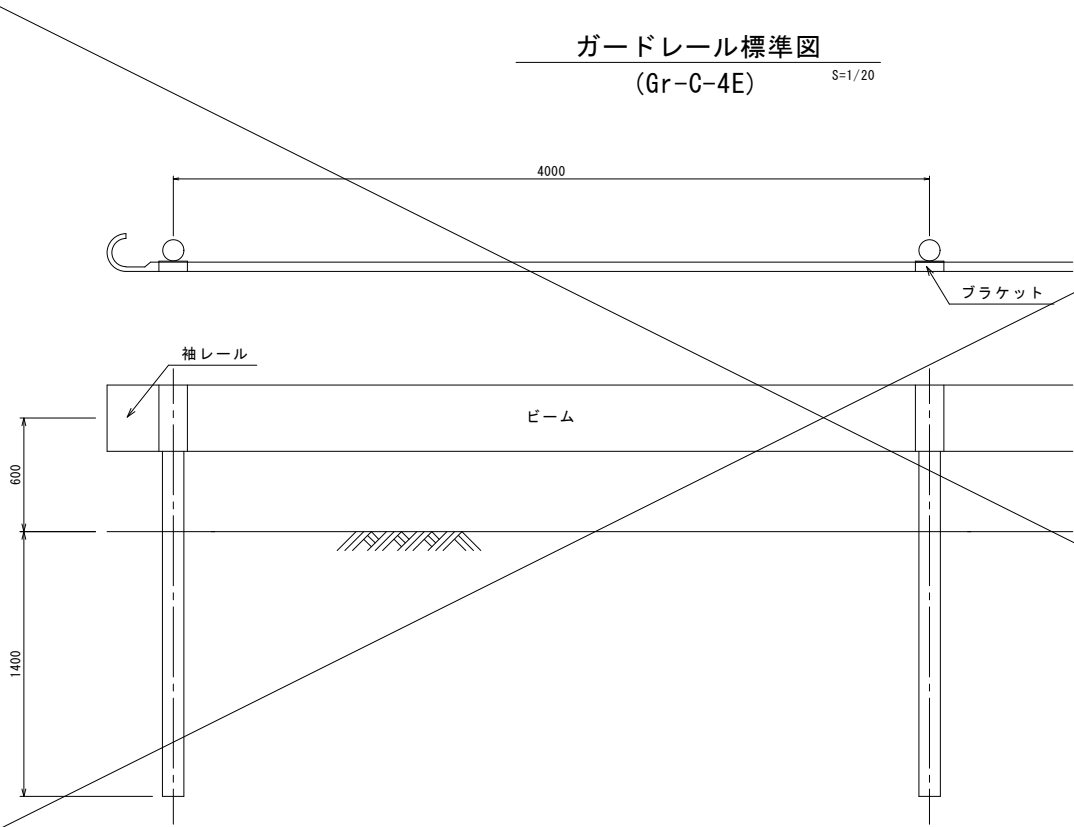
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	1号石積工展開図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図 示	図面番号	1 - 11
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		



附帯施設構造図

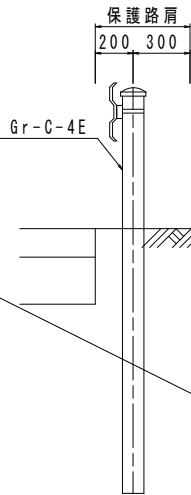
ガードレール標準図
(Gr-C-4E)

S=1/20



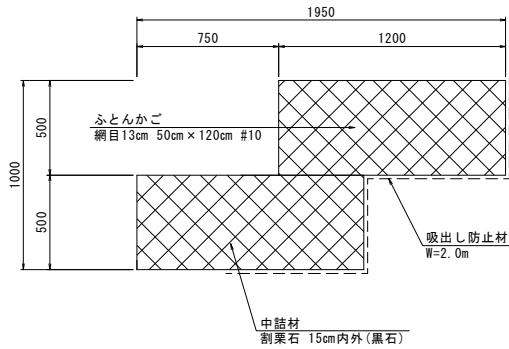
ガードレール設置断面図
(Gr-C-4E)

S=1/20



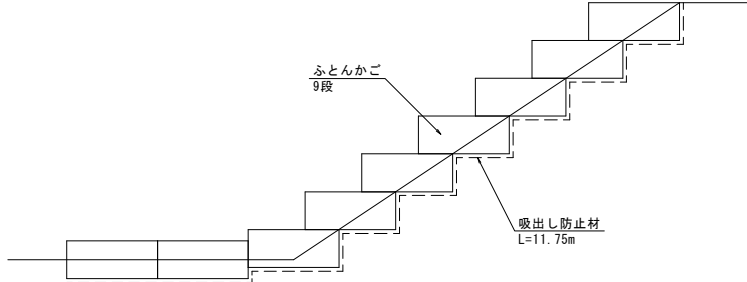
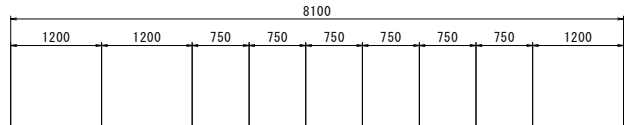
ふとんかご標準断面図

S=1/20



ふとんかご計画縦断面図

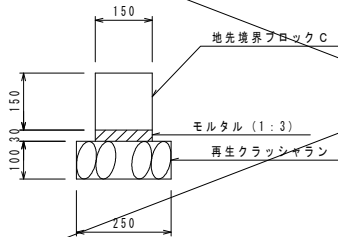
S=1/50



※ふとんかごの配置は現況勾配に合わせるものとする。

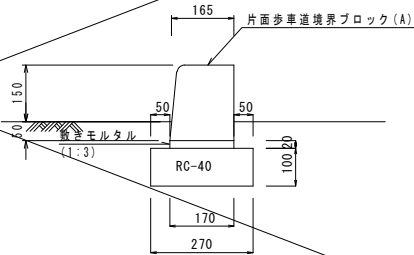
地先境界設置断面図

S=1/10



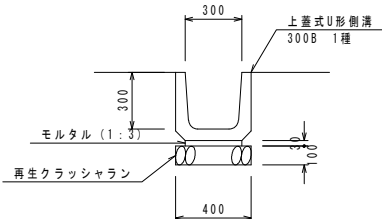
脱輪防止工標準断面図

S=1/10



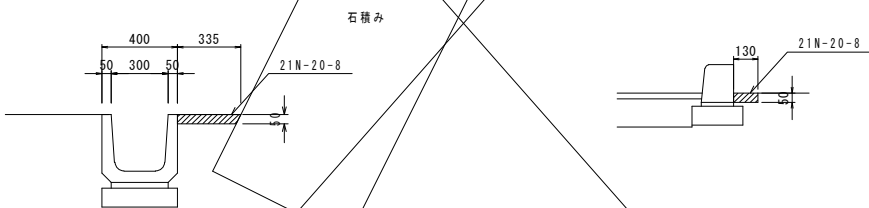
U型側溝断面図

S=1/20



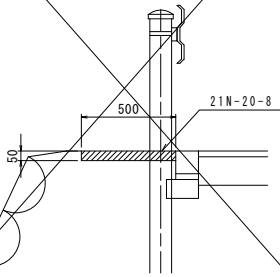
張りコンクリート断面図

S=1/20



法肩保護工断面図

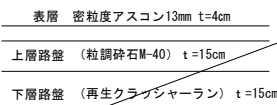
S=1/20



※×線は次年度工事

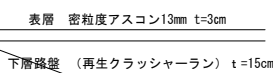
アスファルト舗装断面図

S=1/10



場内舗装断面図

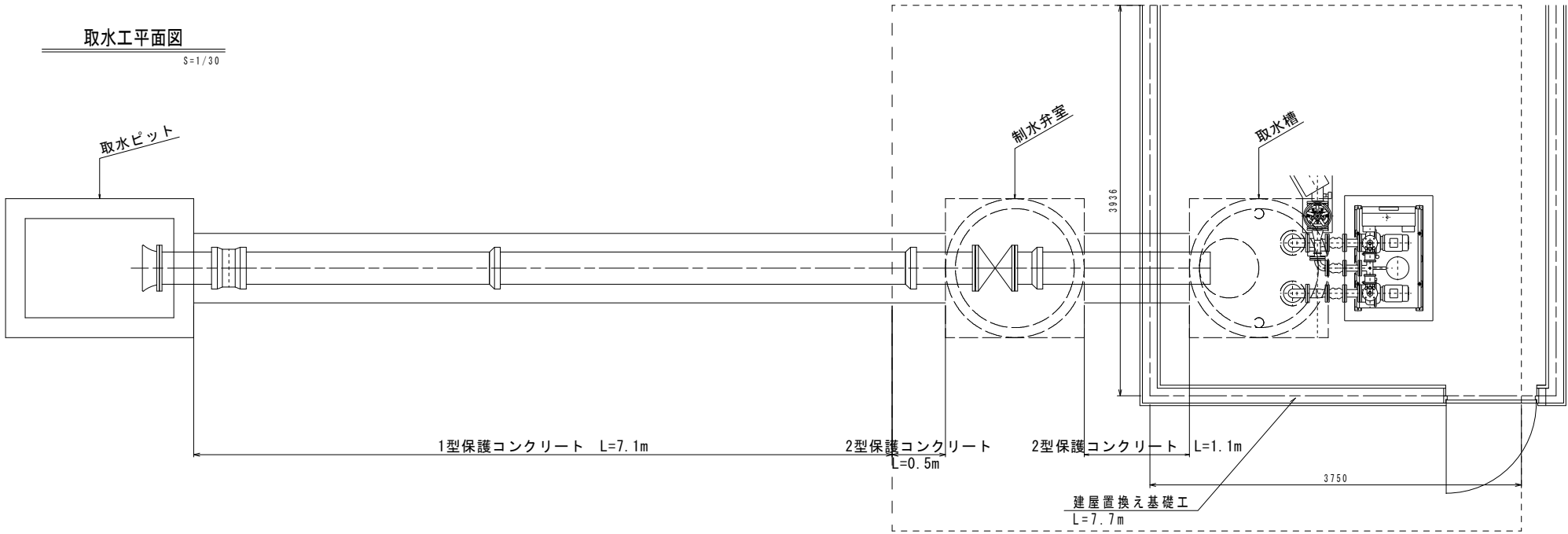
S=1/10



取水工構造図（1）

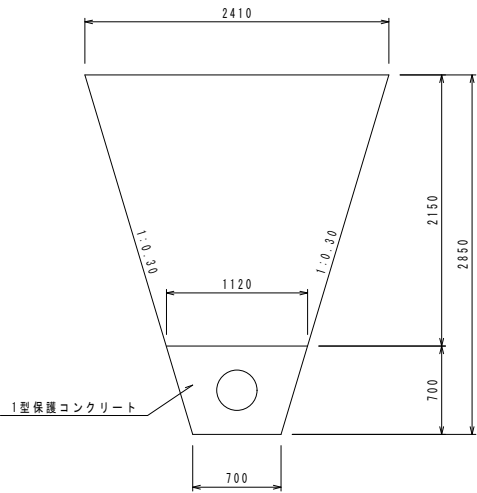
取水工平面図

S=1/30



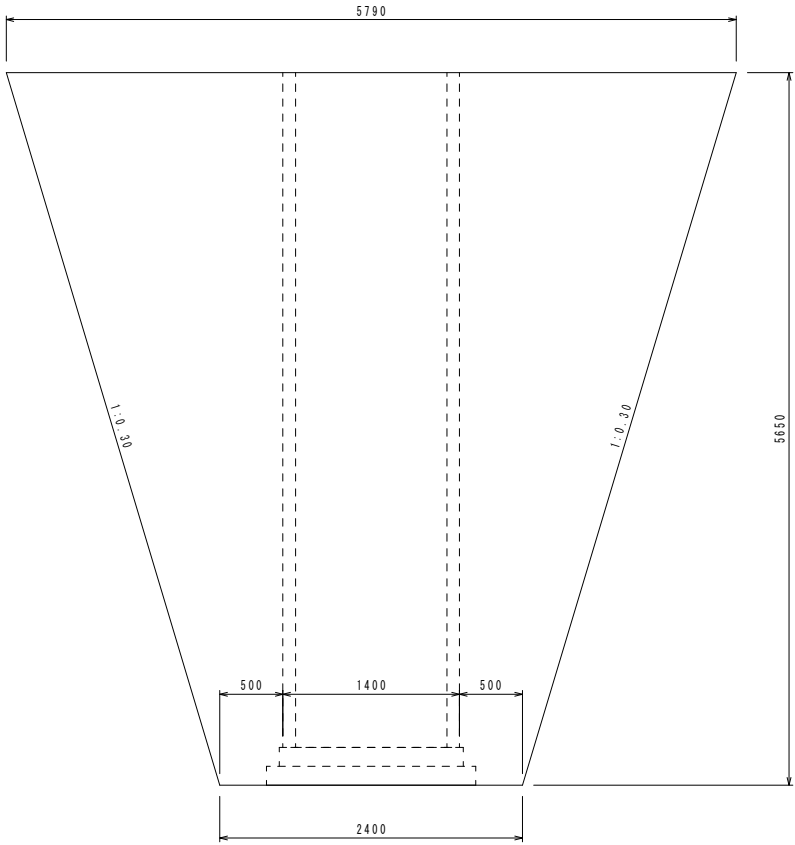
取水工土工-1断面図

S=1/30



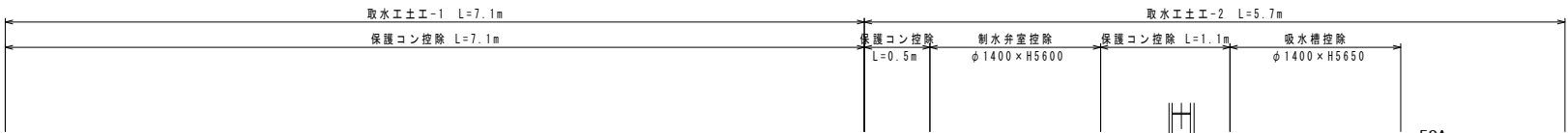
取水工土工-2断面図

S=1/30



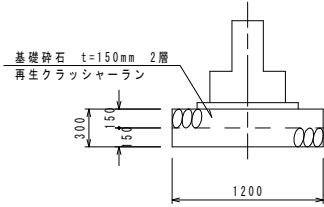
取水工縦断面

S=1/30



建屋置換え基礎工断面図

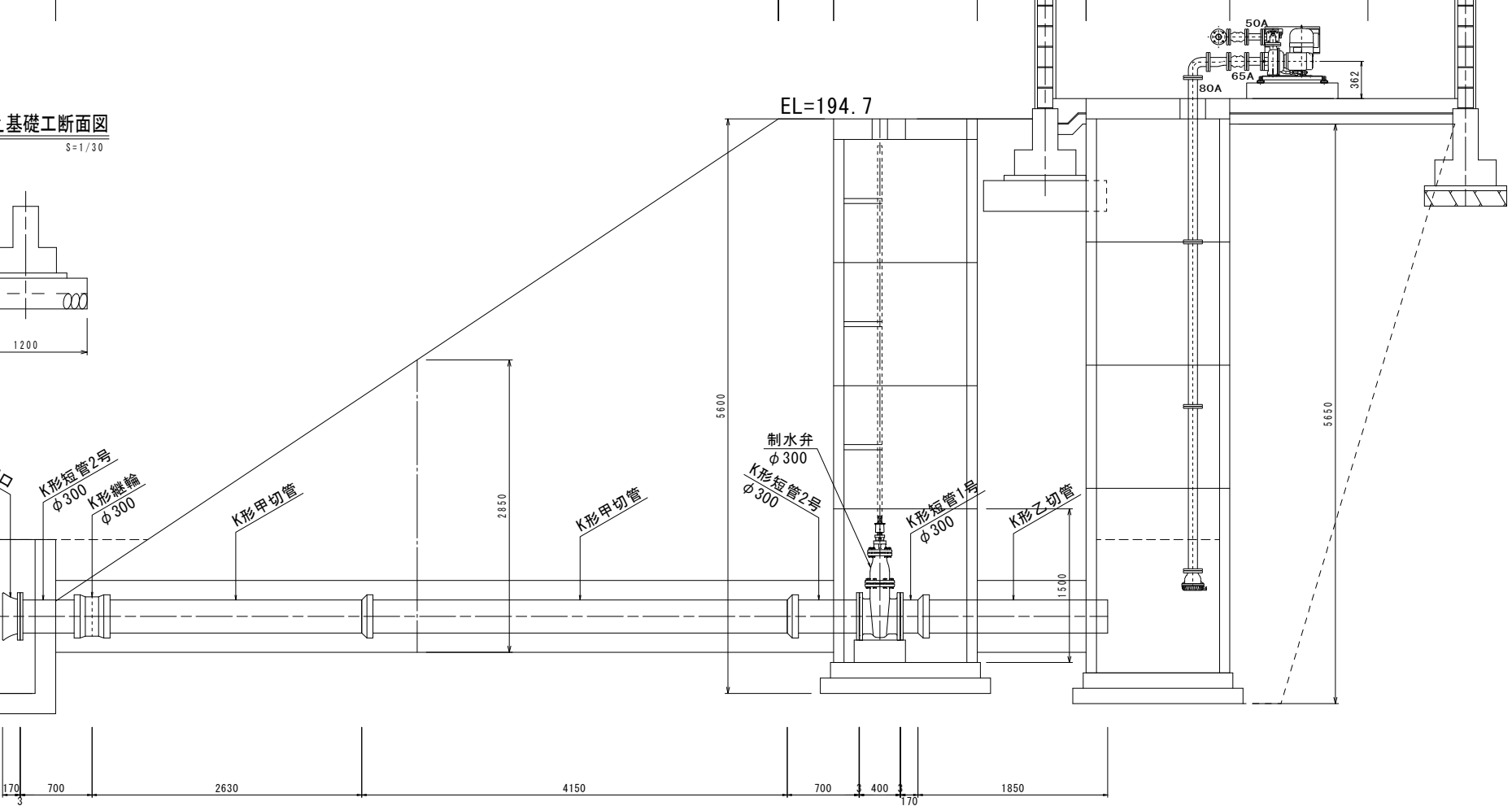
S=1/30



LWL=190.6

EL=190.0

EL=194.7



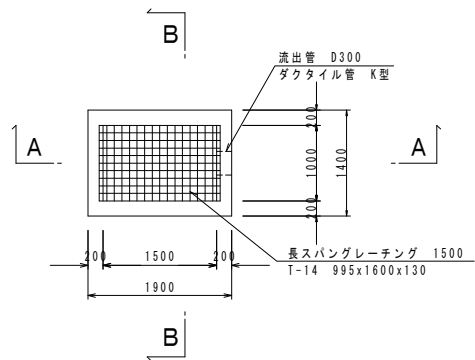
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	取水工構造図(1)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	1 - 14
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

取水工構造図（2）

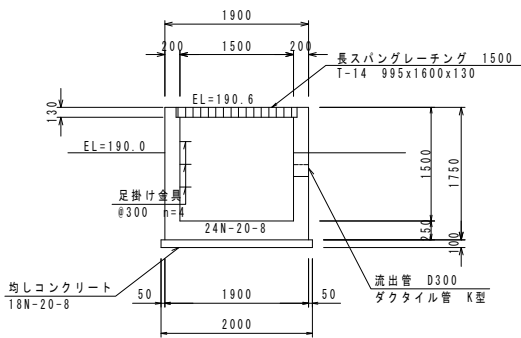
取水ピット構造図

S=1/50

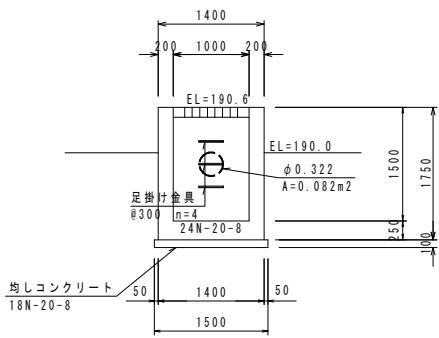
平面図



A-A断面図

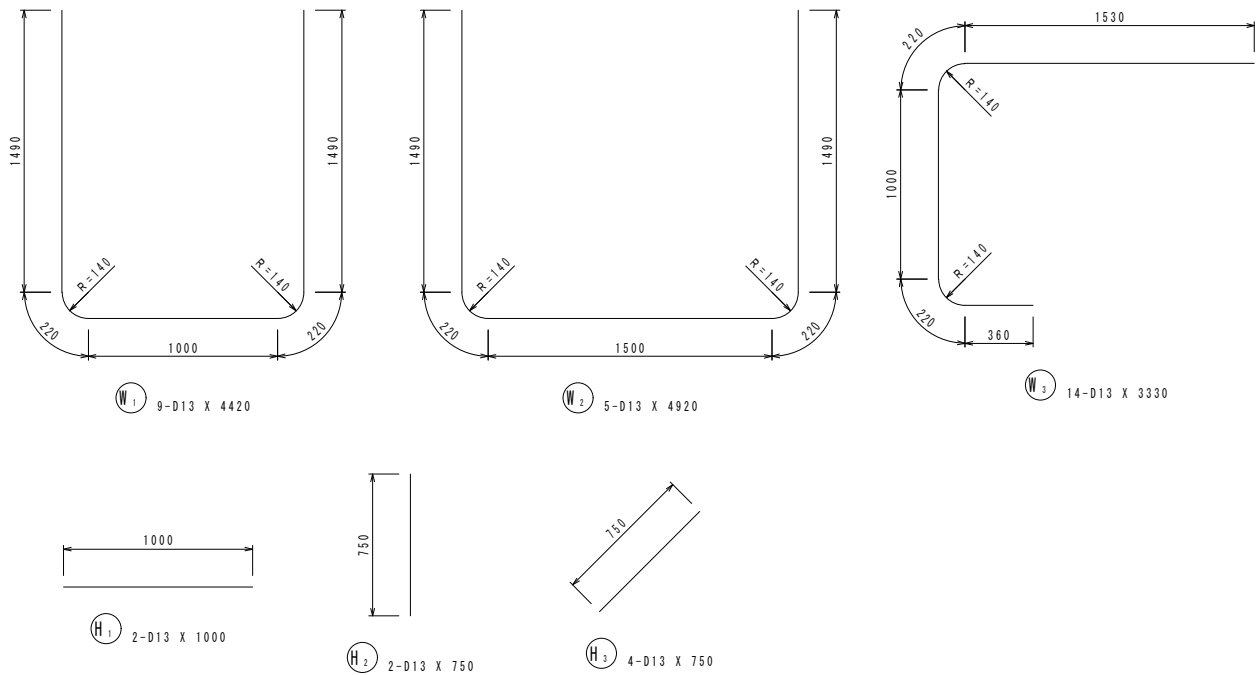


B-B断面図



鉄筋加工図

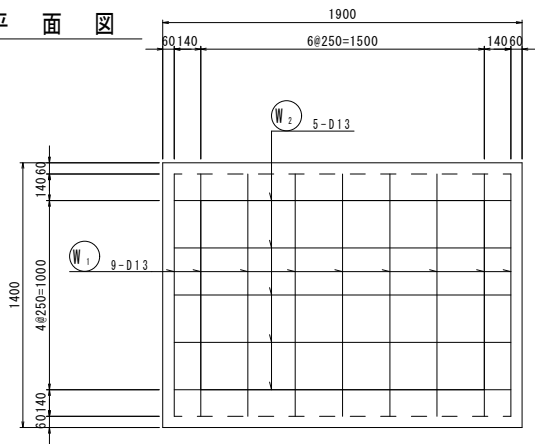
S=1/20



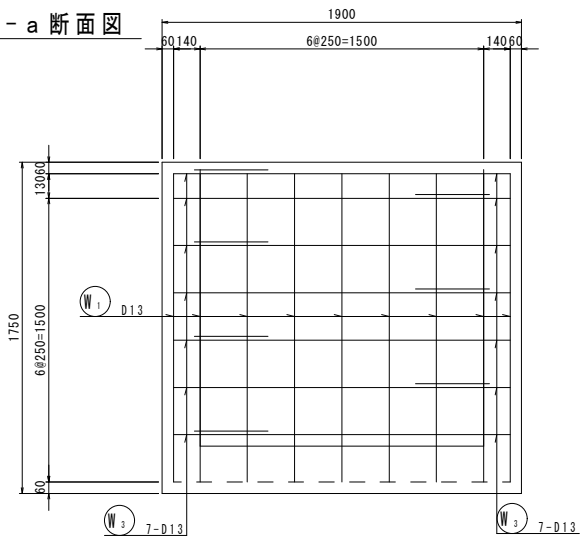
取水ピット配筋図

S=1/20

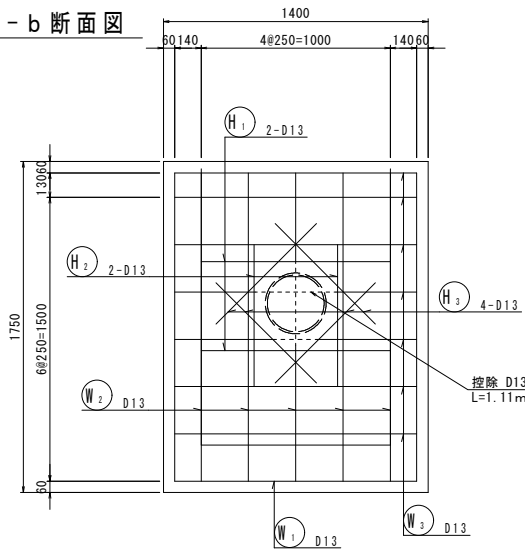
平面図



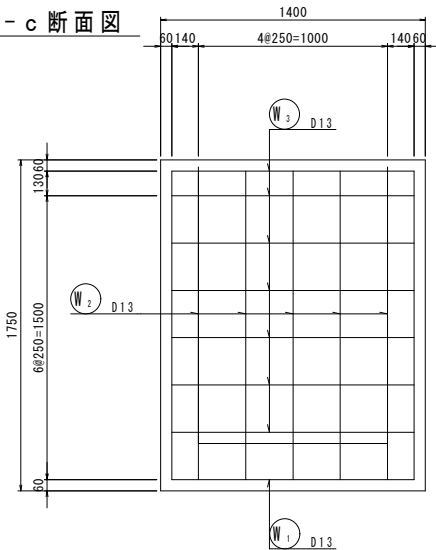
a-a断面図



b-b断面図



c-c断面図



鉄筋質量表

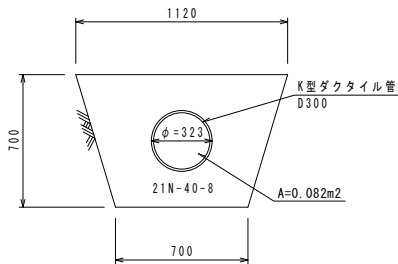
記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
W ₁	D13	4420	9	0.995	4.40	40	┐
W ₂	D13	4920	5	0.995	4.90	24	┐
W ₃	D13	3330	14	0.995	3.31	46	┐
H ₁	D13	1000	2	0.995	0.995	2	—
H ₂	D13	750	2	0.995	0.746	1	
H ₃	D13	750	4	0.995	0.746	3	/
小計 D13			116 kg				
控除	D13	1100	1	0.995	1.094	-1	
合計 D13			115 kg				
総質量			115 kg				

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	取水工構造図(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	1 - 15
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

取水工構造図（3）

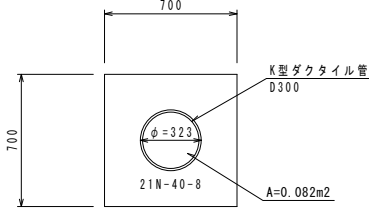
1型保護コンクリート断面図

S=1/10



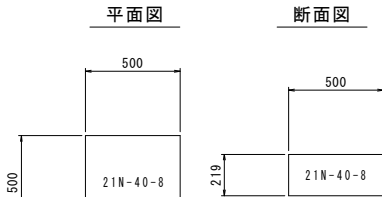
2型保護コンクリート断面図

S=1/10



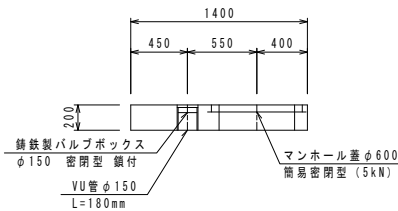
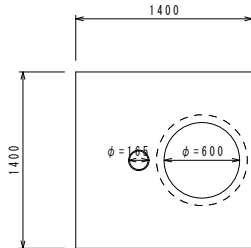
台座コンクリート構造図

S=1/20



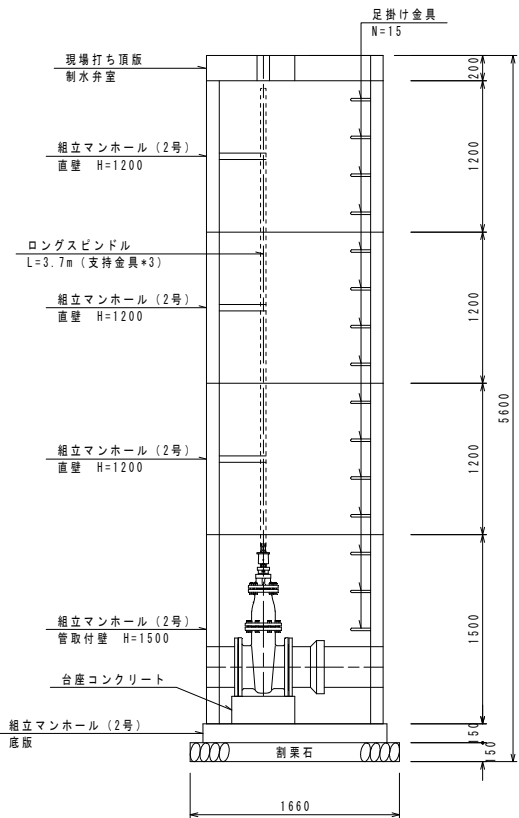
制水弁現場打ち頂版構造図

S=1/30



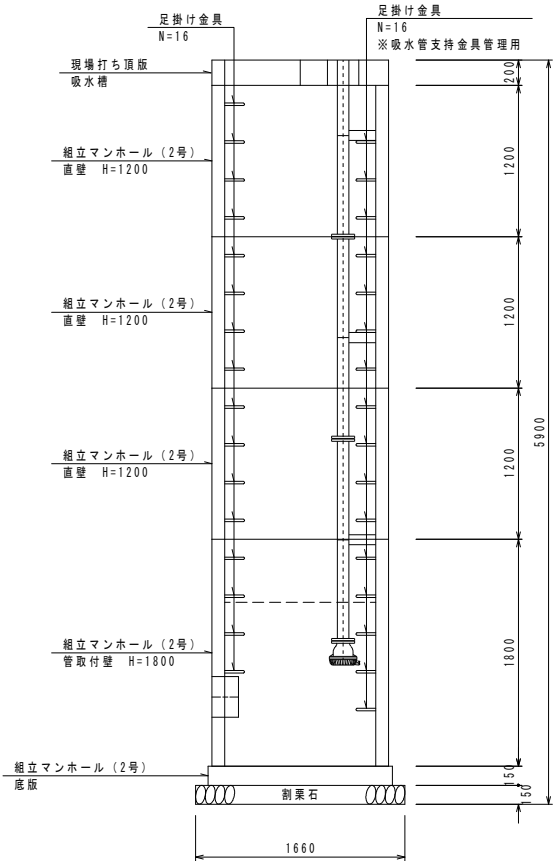
制水弁室構造図

S=1/30



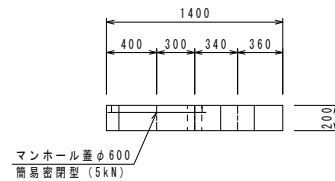
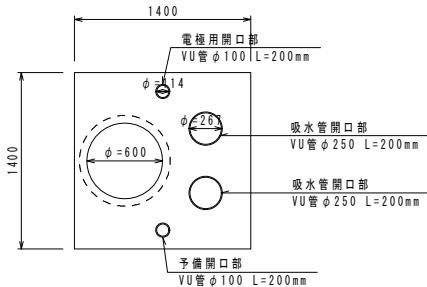
吸水槽構造図

S=1/30



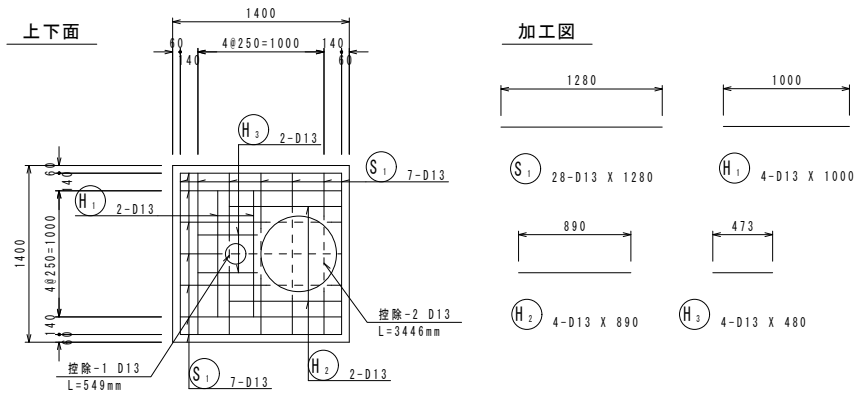
吸水槽現場打ち頂版構造図

S=1/30



制水弁室現場打ち頂版配筋図

S=1/30

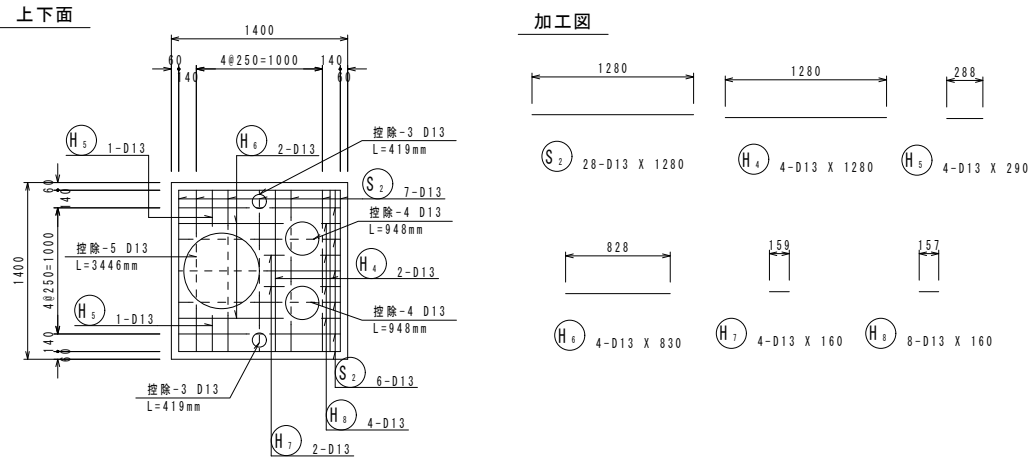


鉄筋質量表

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
S ₁	D13	1280	28	0.995	1.27	36	
H ₁	D13	1000	4	0.995	0.995	4	
H ₂	D13	890	4	0.995	0.886	4	
H ₃	D13	480	4	0.995	0.478	2	
小計						46	
控除-1	D13	549	2	0.995	0.546	1	
控除-2	D13	3446	2	0.995	3.43	7	
控除計						-8	
合計	D13					38 kg	
総質量						38 kg	

吸水槽現場打ち頂版配筋図

S=1/30



鉄筋質量表

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
S ₂	D13	1280	28	0.995	1.27	36	
H ₄	D13	1280	4	0.995	1.27	5	
H ₅	D13	290	4	0.995	0.289	1	
H ₆	D13	830	4	0.995	0.826	3	
H ₇	D13	160	4	0.995	0.159	1	
H ₈	D13	160	8	0.995	0.159	1	
小計						47	
控除-3	D13	419	4	0.995	0.417	2	
控除-4	D13	948	4	0.995	0.943	4	
控除-5	D13	3446	2	0.995	3.43	6.86	
控除計						-13	
合計	D13					34 kg	
総質量						34 kg	

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	取水工構造図(3)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	1 - 16
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

場内配管計画図

場内管路平面図

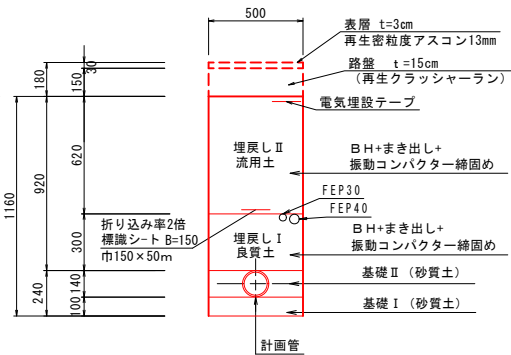
S=1/100



点名称	X座標	Y座標	交角
IP. 2	74554.595	64727.668	
J-BP	74560.117	64729.187	45° 00' 00"
J-IP. 1	74563.177	64727.448	45° 00' 00"
J-IP. 2	74569.240	64729.117	33° 13' 17"
J-EP	74583.600	64745.409	

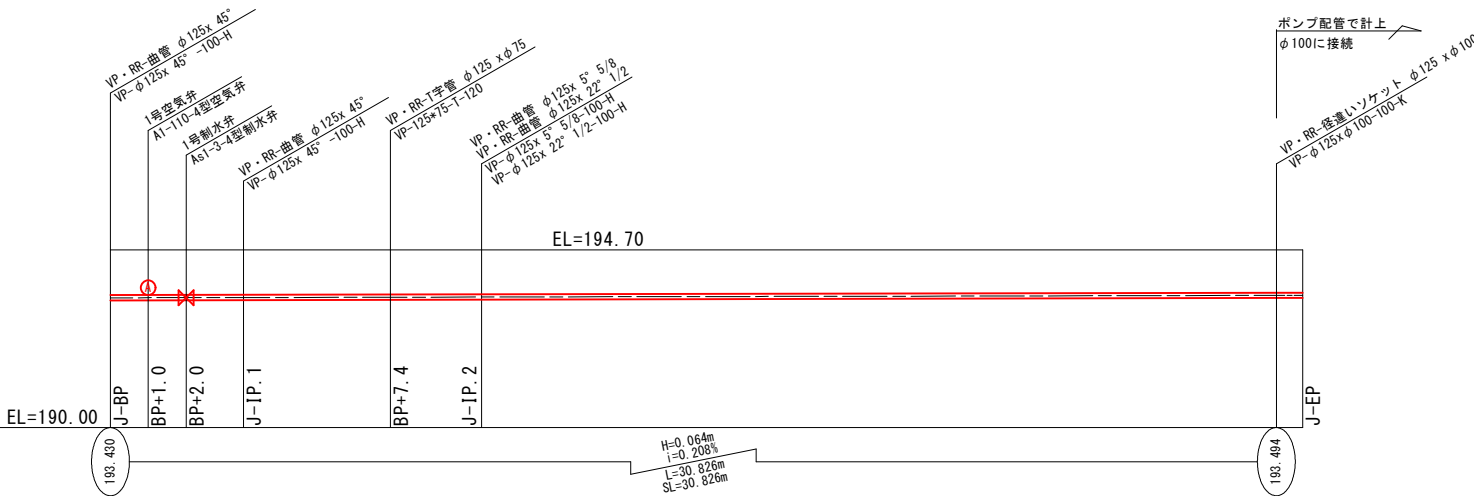
場内管土工-1断面図

S=1/20



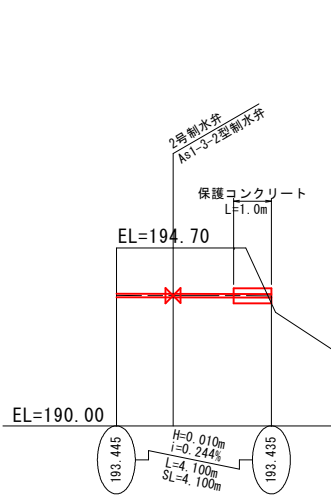
場内管路縦断面図

S=1/100



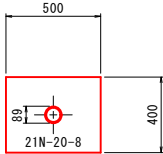
排水管路縦断面図

S=1/100



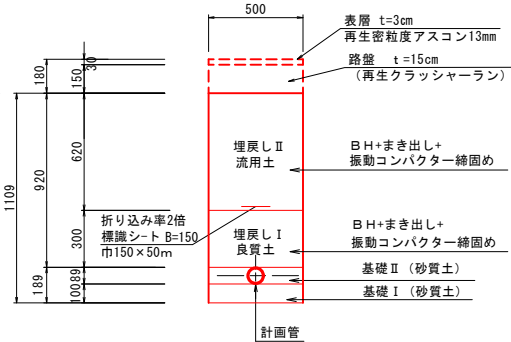
保護コンクリート断面図

S=1/10



場内管土工-2断面図

S=1/20



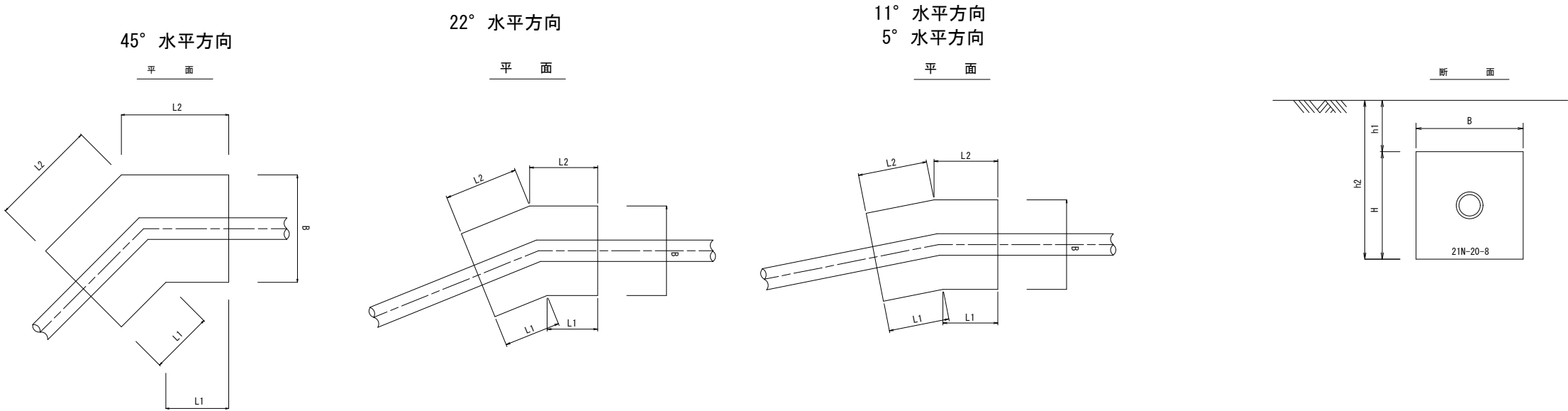
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	場内配管計画図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/150	図面番号	1 - 17
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

場内配管構造図(1)

スラストブロック標準図

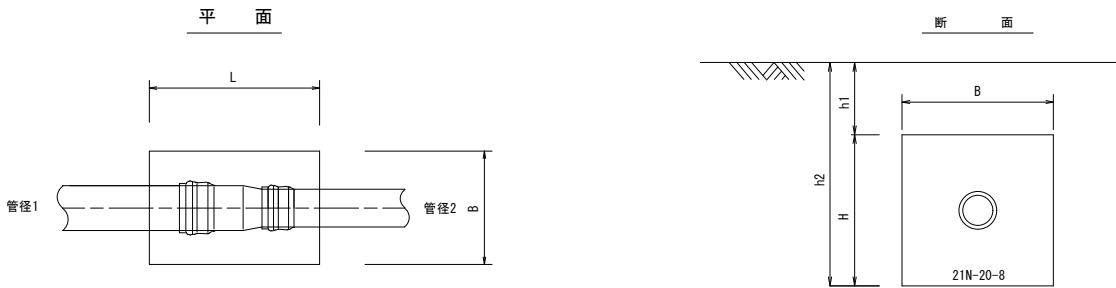
土質区分：粘性土

設計水圧：1.00MPa（VP）



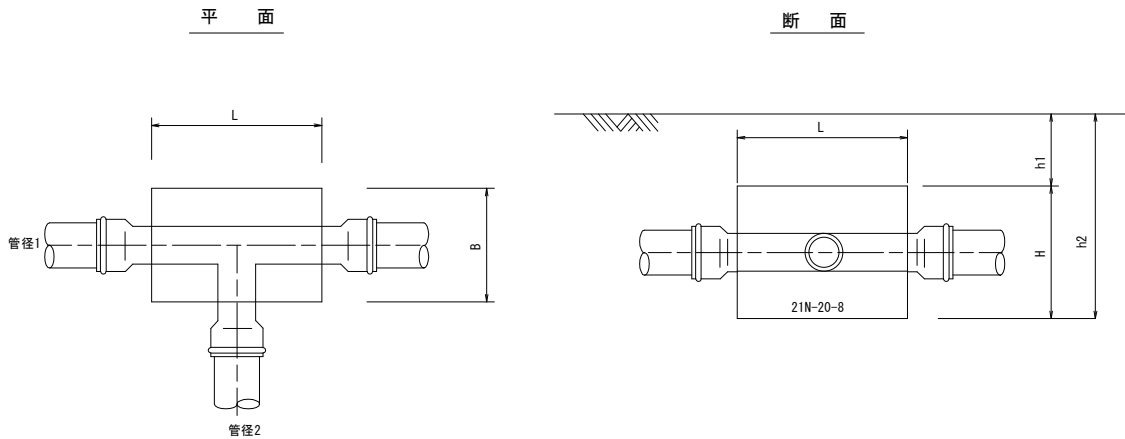
スラストブロック形状		曲管 シングル配管		$\begin{aligned} ⑦ &= \{ ③ \times ④ \times (⑤ + ⑥) - ①^2 \times \pi / 4 \times (⑤ + ⑥) \} \\ ⑧ &= ③ \times ④ \times 2 - ①^2 \times \pi / 4 \times 2 \end{aligned}$							
名 称	曲管角度 θ	管径 1	管径 2	① 外径 1 (m)	② 外径 2 (m)	③ ブロック高 H (m)	④ ブロック幅 B (m)	⑤ ブロック長 L1 (m)	⑥ ブロック長 L2 (m)	⑦ 生コン 21N-20-8 (m3)	⑧ 型枠 (m2)
φ125											
VP-125-45-100-H	45°	φ125		0.140		0.35	0.50	0.30	0.51	0.13	0.32
VP-125-22.5-100-H	22° 1/2	φ125		0.140		0.35	0.50	0.15	0.25	0.06	0.32
VP-125-5.625-100-H	5° 5/8	φ125		0.140		0.35	0.50	0.04	0.06	0.02	0.32

片落スラスト



片落ちスラストブロック		シングル配管		$\begin{aligned} ⑥ &= ④ \times ③ \times ⑤ - ((① + ②) / 2)^2 \times \pi / 4 \times ⑤ \\ ⑦ &= ③ \times ④ \times 2 - (①^2 \times \pi / 4 + ②^2 \times \pi / 4) \end{aligned}$					
名 称	管径1	管径2	① 外径1 (m)	② 外径2 (m)	③ ブロック高 H (m)	④ ブロック幅 B (m)	⑤ ブロック長 L (m)	⑥ 生コン 21N-20-8 (m3)	⑦ 型枠 (m2)
VP-φ 125 × φ 100-100-K	φ 125	φ 100	0. 140	0. 114	0. 37	0. 50	0. 45	0. 08	0. 34

T字スラスト

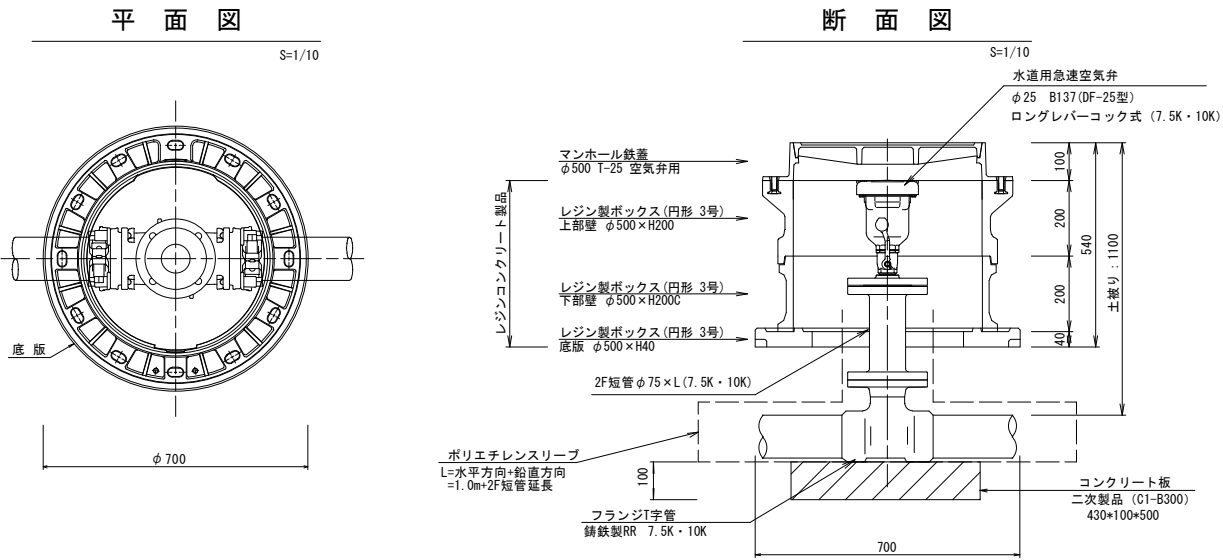


T字管スラストブロック		シングル配管		$\begin{aligned} ⑥ &= (④ \times ⑤ - ①^2 \times \pi / 4) \times ③ - ②^2 \times \pi / 4 \times (④ - ①) / 2 \\ ⑦ &= (④ \times ⑤ \times 2 - ①^2 \times \pi / 4 \times 2) + (0.5 \times ⑤ - ②^2 \times \pi / 4) \end{aligned}$					
名 称	管径1 本管部	管径2 分岐部	①外径1 (m)	②外径2 (m)	③ブロック長 L (m)	④ブロック幅 B (m)	⑤ブロック高 H (m)	⑥生コン 21N-20-8 (m3)	⑦型枠 (m2)
VP-125*75-T-120	φ125	φ75	0.140	0.089	0.35	0.50	0.37	0.06	0.52

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	場内配管構造図(1)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	NO SCALE	図面番号	1 - 18
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

場内配管構造図(2)

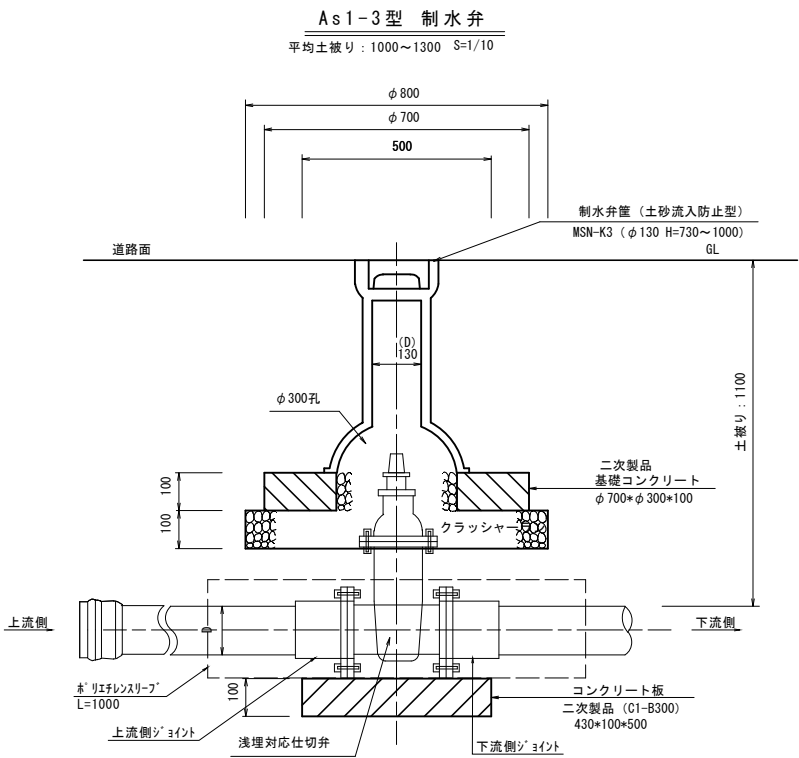
空気弁工詳細図



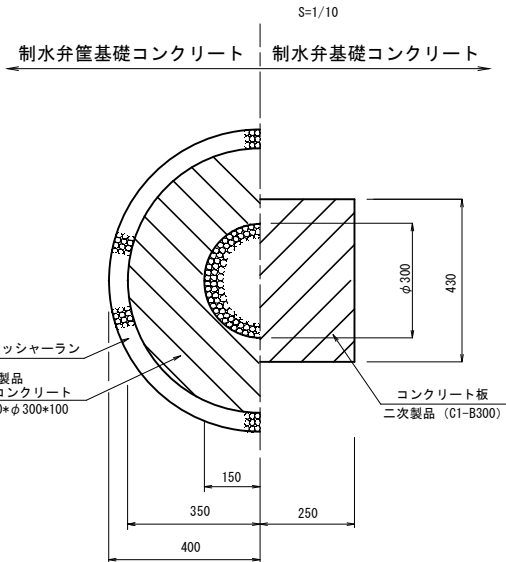
土被り: 650~1640 (7.5K)

空気弁工数量															
名称	急速空気弁 φ25 (浅埋対応型) JWWA B-137 ロングレバー コック式 (7.5K)	フランジT字管 鋳鉄製RR (7.5K)	鋳鉄蓋 H=100	上部壁 H=200	下部壁 H=200	底板 H=40	コンクリート板 二次製品 (C1-B300)	両フランジ短管 φ75×100 7.5K	両フランジ短管 φ75×150 7.5K	両フランジ短管 φ75×200 7.5K	両フランジ短管 φ75×250 7.5K	両フランジ短管 φ75×300 7.5K	両フランジ短管 φ75×400 7.5K	両フランジ短管 φ75×500 7.5K	ポリエチレン スリーブ
	(個)	規格	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(m)
A1-110-4型空気弁	1	φ125x75	1	1	1	1	1	-	-	-	-	2	-	-	1.6

制水弁工詳細図



制水弁工
基礎コンクリート平面図



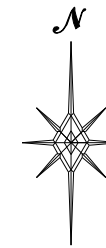
平均土被り: 1000~1300

名称	規格	水道用仕切弁	ジョイント		土被り
			上流側	下流側	
As1-3-2型 制水弁	φ75	JWWA B 120 (7.5K)	フランジ短管(離脱防止内蔵型)	MFジョイント	0.95m~1.34m
As1-3-4型 制水弁	φ125	JWWA B 120 (7.5K)	フランジ短管(離脱防止内蔵型)	MFジョイント	0.95m~1.34m

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	場内配管構造図(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/10	図面番号	1 - 19
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

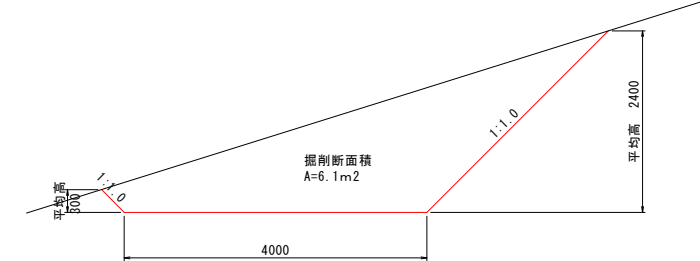
大工又水源池仮設計画平面図

S=1/150



仮設進入路標準断面図

S=1/50

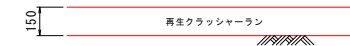


※仮設進入路は据削機械の乗り入れ用として設置する。
据削土砂は池内に仮置きし、進入路を設置後に搬出する。

伐開面積
A=1800m²

仮設舗装標準断面図

S=1/20



仮設舗装
A=530m²

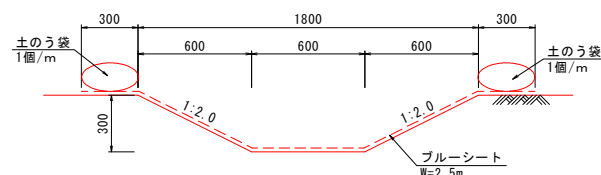
底版計画高 FH=190.0m

仮設水路 L=57.8m

仮設進入路 (I=20%) L=18.5m

仮設水路標準断面図

S=1/20



工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	仮設計画平面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	1 - 20
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

加 圧 機 場 建 築 工 事

①
一般共通事項
(続き)

14 主任技術者・監理技術者

(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。
(15 主任技術者等の資格
(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。
・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
16 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)
※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。
17 工事の保険等
(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
【☐ 火災保険 ☐ 建設工事保険 ・ 組立保険 ☐ 請負業者賠償責任保険】
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
18 ゆいくる材について
(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。
(2) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

19 技能士（1.5.2）
20 化学物質の濃度測定（1.5.9）
21 完成時の提出図書（1.7.1）（1.7.2）（1.7.3）
22 設計図CADデータの貸与
23 情報共有システム
24 墜落制止用器具
25 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
26 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

②
仮設工事
③
土工事
④
地業工事

① 工事用水
② 工事用電力
③ 環境対策について
④ 足場その他（2.2.4）
5 監督員事務所（2.3.1）
① 埋戻し及び盛土（3.2.3）（表3.2.1）
② 建設発生土の処理（3.2.5）
① 載荷試験（4.2.3）（4.2.4）
2 杭地業
③ 床下防湿層（4.6.5）

適用工事種別
鉄筋工事
コンクリート工事
防水工事
その他各工種
技能検定作業
鉄筋施工（鉄筋組立作業）
型枠施工、コンクリート圧送施工
シーリング施工
その他各工事
測定時期、測定対象室及び測定箇所数
測定対象室
測定箇所数
測定時期
備考
事務室、居間
各1ヶ所
工事完了前
測定時期、測定対象室及び測定箇所数
測定対象室
測定箇所数
測定時期
備考
事務室、居間
各1ヶ所
工事完了前
※完成図 ※保全に関する資料
(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。
(2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。
種類 記入内容
詳細図 監督員との協議による。
(3) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。
(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。
(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書
(6) 建築物等の利用に関する説明書について
・ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。
(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
本工事で発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
【インターネット環境】ブロードバンド回線
【パソコンOS】 : Microsoft Windows 8.1/10
【推奨ブラウザ】 : Microsoft Edge
情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）
・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。
・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。
・ 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。

構内既存の施設：【☐ 利用不可 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）】
構内既存の施設：【☐ 利用不可 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）】
(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。
(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。
・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
規模（㎡） 10㎡程度（1号）
床
仕上げ 内壁・天井
屋根
備品の種類及び数量
埋戻し及び盛土の種類：
【☐ A 種 適用場所（ ）
☒ B 種 適用場所（ 適宜 ）
☐ C 種 適用場所（ ）
土質（ ） 受渡場所（ ）
☐ D 種 適用場所（ ）】
建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称（ ）
搬出先所在地（ ）
運搬距離（ ）
搬出先基準（条件）（ ）
・ 構内堆積 ☒ 構内敷きならし

載荷試験の種類
杭
地盤
試験杭
本杭
杭の品質等
設計支持力
支持層
場所打ちコンクリートにおける材料等
ア 鉄筋
帯筋
鉄筋の最小かぶり厚さ
備考
【☐（参-2.2）☐ 図示】
イ セメントの種類
ウ コンクリート
セメントの種類
【☐ 普通ポルトランドセメント ☐ 図示】
コンクリート
設計基準強度
種別
備考

防湿層の範囲は、図示による。

⑤
鉄筋工事
⑥
コンクリート工事

① 鉄筋（5.2.1）
2 溶接金網（5.2.2）
③ 継手及び定着（5.3.4）
④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（5.3.5）
⑤ 各部配筋（5.3.7）
6 機械式継手
① コンクリートの強度
② コンクリートの材料
③ コンクリートの強度試験
④ コンクリート打放し仕上げ（6.2.5）（6.8.1）
⑤ コンクリートの品質管理
⑥ 打継ぎ（6.6.4）
⑦ 型枠（6.8.1）（6.8.2）
8 軽量コンクリート（6.10.1）（6.10.2）
⑨ 暑中コンクリート
⑩ 品質確保

種類の記号
SD295
呼び名（mm）
☒ D10 ☒ D13 ☒ D16
備考
網目の形状
寸法
鉄線の経
備考
正方形 100×100 φ6
(1) 継手の種類等
施工部位
継手の種類
備考（重ね継手の長さ等）
D10、D13、D16 重ね継手
(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所にはける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。
(3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。 ・ 図示 ・ 図示】
(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ：
(2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ：
(3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法：
施工箇所
配筋の方法
その他特記すべき事項
【☐（参- ）による。 ☐ 図示】
【☐（参- ）による。 ☐ 図示】
機械式継手の種類：
・ 図示 ・ 図示
気乾単位容積質量による種類
類別等
設計基準強度（Fc）
施工部位
☒ 普通コンクリート ☒ I 類
☐ 軽量コンクリート ☐ II 類
設計基準24
基礎・地中梁
上部躯体
☒ 普通コンクリート ☒ I 類
☐ 軽量コンクリート ☐ II 類
設計基準21
土間コンクリート
☒ 普通コンクリート ☒ I 類
☐ 軽量コンクリート ☐ II 類
設計基準18
捨てコンクリート
(6.2.1) (6.2.2) (6.2.3) (6.10.1) (6.13.1) (6.14.1) (6.15.1)
(1) セメントの種類
【※普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種 ・ 図示 ・ 図示】
(2) フライアッシュセメントB種の適用箇所：
【☐ 図示 ・ 図示 ・ 図示】
(3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分：
※A ・ B（6.3.1）
材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。
仕上げる種別
打増し厚さ
施工部位
備考
B種 20mm 壁・梁/見え掛り
工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。
打継ぎ目地の寸法は、図示による。
(1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ
【☒ 20mm ・（ ）mm】
(2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。
(3) MCR工法の適用：
・ 有り【使用箇所：
・ 図示 ・ 図示】
水又は土に接する軽量コンクリートの使用
・ 有り【使用箇所：
・ 図示 ・ 図示】
暑中コンクリートの適用は【大宜味村】の日平均気温の平年値が25℃を超える【5月1日】から【10月31日】までとする。
(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【 】を記載すること。
レディミキストコンクリートの品質確保については、「レディミキストコンクリートの品質確保について」（平成15年11月10日付け国営建第95号）及び「レディミキストコンクリートの品質確保について」の運用について」（平成15年11月10日付け国営技第71号）を適用する。

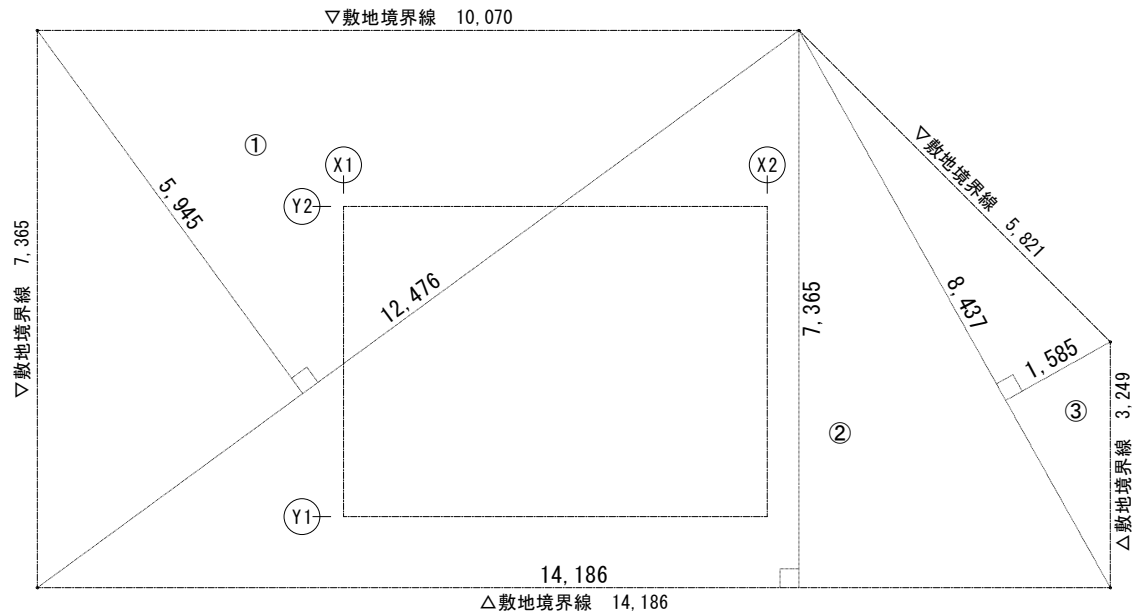
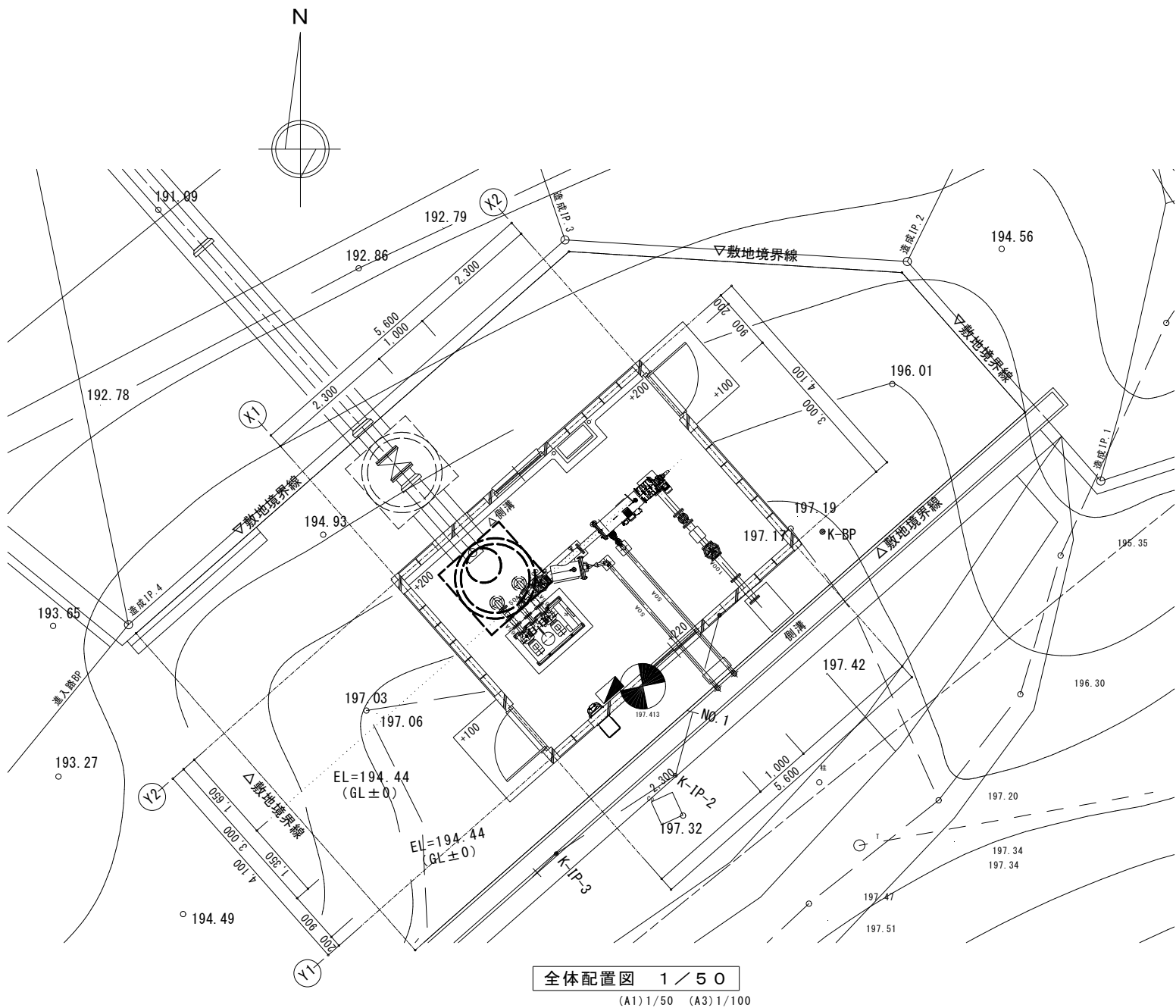
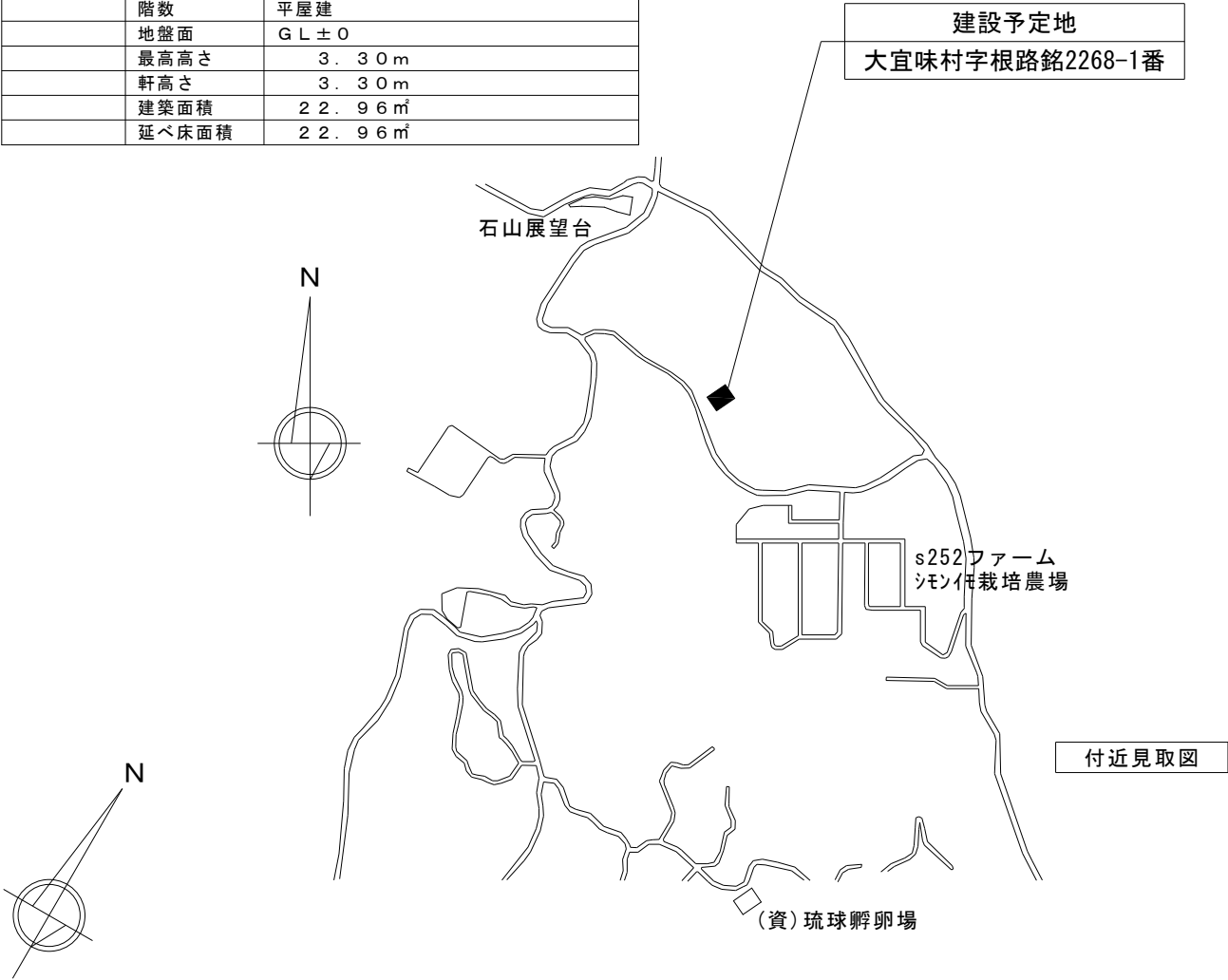
工事名
大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）
図面名
建築工事特記仕様書(2)
作成年月日
令和8年度
縮尺
NO SCALE
図面番号
2 - 2
会社名
事業者名
大宜味村役場 農林水産課

鉄骨工事	1 鋼材（7.2.1） （表7.2.1）	記号の種類適用箇所備考 形状及び寸法は、図示による。	5 外壁パネル工法 （8.4.3） （8.5.3）	(1) 地震に対する安全性 設計用震度（KH） 設計用震度 帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能 設計用水平震度（KH）※1.0 ・ 設計用鉛直震度（KV）※0.5 ・ 設計用鉛直震度（KV）※0.5 ・ 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。）が定める値とする。	11 タイル工事	1 タイル （11.2.2）（11.3.2）	(1) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性 ・ 図示 (2) タイルの試験張り：【 ・ 行う ・ 行わない】 (3) タイルの見本焼き：【 ・ 行う ・ 行わない】 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理： 【 ・ MCR工法 ・ 目荒らし工法】	13 屋根及びとい工事	1 長尺金属板葺 （13.2.2）	施工箇所 屋根形式 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号 厚さ等 下葺材料：【 ・ アスファルトフing 940 ・ 改質アスファルトフing】
	2 高力ボルト （7.2.2）（7.3.2） （7.4.2）（7.4.7）	種類 径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考 すべり係数試験：【 ・ 実施する ・ 実施しない】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理：【 ・ 図示 ・ 図示】		2 あと張り工法 （11.2.6）（11.3.7） （表11.2.3） （表11.3.2）		2 折板 （13.3.2）	施工箇所 形式の区分 山高・山ピッチ 耐力による区分 材料による区分 厚さ (1) 軒先面戸板の適用：【 ・ 有り ・ なし】 (2) 断熱材張り 【 ・ 実施する ・ 実施しない】			
	3 普通ボルト （7.2.3）（7.3.2）	径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考		12 木工事		(1) 木材（下地材）の含水率： ※A種 ・ B種 木材（造作材）の含水率： ※A種 ・ B種 (2) 製材 【 ・ 「製材の日本農林規格」による ・ 「製材の日本農林規格」以外による】 【 ・ 下地用針葉樹製材 ・ 造作用針葉樹製材 ・ 広葉樹製材 ・ 広葉樹製材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理 (3) 造作用集成材 【 ・ 「集成材の日本農林規格」による ・ 「集成材の日本農林規格」以外による】 【 ・ 造作用集成材 ・ 化粧ばり造作用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ (4) 造作用単板積層材 【 ・ 「単板積層材の日本農林規格」による ・ 「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (5) 合板等 【 ・ 普通合板 ・ 構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ 品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 (6) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 (7) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級	3 県産瓦葺		(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【 ・ 1名以上配置 ・ 施工面積 m2につき、級技能評価試験に合格した者を1名配置】	
	5 デッキプレート （7.2.7）（7.7.8）	施工部位 材質 形状 寸法 備考 デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法：【 ・ 図示 ・ 図示】				(1) 木材（下地材）の含水率： ※A種 ・ B種 木材（造作材）の含水率： ※A種 ・ B種 (2) 製材 【 ・ 「製材の日本農林規格」による ・ 「製材の日本農林規格」以外による】 【 ・ 下地用針葉樹製材 ・ 造作用針葉樹製材 ・ 広葉樹製材 ・ 広葉樹製材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理 (3) 造作用集成材 【 ・ 「集成材の日本農林規格」による ・ 「集成材の日本農林規格」以外による】 【 ・ 造作用集成材 ・ 化粧ばり造作用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ (4) 造作用単板積層材 【 ・ 「単板積層材の日本農林規格」による ・ 「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (5) 合板等 【 ・ 普通合板 ・ 構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ 品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 (6) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 (7) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級	4 瓦 （13.4.3）		(1) 瓦の緊結方法：（ ）	
	6 スタッド （7.2.8）	施工部位 材質 形状 寸法 備考				(1) 木材（下地材）の含水率： ※A種 ・ B種 木材（造作材）の含水率： ※A種 ・ B種 (2) 製材 【 ・ 「製材の日本農林規格」による ・ 「製材の日本農林規格」以外による】 【 ・ 下地用針葉樹製材 ・ 造作用針葉樹製材 ・ 広葉樹製材 ・ 広葉樹製材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理 (3) 造作用集成材 【 ・ 「集成材の日本農林規格」による ・ 「集成材の日本農林規格」以外による】 【 ・ 造作用集成材 ・ 化粧ばり造作用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ (4) 造作用単板積層材 【 ・ 「単板積層材の日本農林規格」による ・ 「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (5) 合板等 【 ・ 普通合板 ・ 構造用合板】 施工箇所 樹種 厚さ 品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 (6) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 (7) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級	5 とい（13.5.2） （表13.5.1）			
鉄骨工事	7 柱底均しモルタル（7.2.9）	材料 厚さ 種別 備考	⑨ 防水工事	1 防水の種類 (1) 防水の種類等（9.2.2）（9.3.2）（9.4.2）（9.5.2）（9.6.1） 防水の種類 厚さ 施工箇所 (2) 防水層の種類（9.2.3）（9.3.3）（9.4.3）（9.5.3）（9.6.3） 防水層の種別 工法 備考 （表9.2.3）～（表9.2.9）（表9.3.1）～（表9.3.3） （表9.4.1）～（表9.4.3）（表9.5.1）（表9.5.2）（表9.6.2） (3) その他の材料等 ・ 押え金物：（材質）（寸法） ・ 絶縁用シート：（材料） ・ 断熱材：（材質）（厚さ） ・ 立上り部保護：（材料）（工法等） ・ 脱気装置：（種類）（設置数） ・ 仕上げ塗料：（種類）（使用量） (4) 施工 ・ 下地の処理方法等：（ ） シーリング材の種類 施工箇所 試験等 変成シリコン（MS-カッシー）※簡易接着性試験 ポリウレタン（PU-2）※簡易接着性試験 コンクリート (1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【 10 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。	14 金属工事	1 あと施工アンカー（14.1.3）	あと施工アンカーの引抜試験：【 ・ 実施する ・ 実施しない】			
	8 材料試験等 （7.2.10）	引張りを受ける材料の試験等： ・ 実施する【図示（ ）】		2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理		表面処理の種類をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2】（JIS H 8602） （14.2.2）（14.7.2）（14.8.2）（14.8.3）（表14.2.1）				
	9 仮組（7.3.10）	仮組の実施：【 ・ 実施する ・ 実施しない】		3 鉄鋼の垂鉛めつき		施工箇所 種別 表面処理方法 （14.2.3）（表14.2.2）				
	10 溶接 （7.6.3）（7.6.4） （7.6.7）（7.6.12）	開先の形状 エンドタブの有・無及び適用箇所 スクラップの形状 溶接部の試験		4 軽量鉄骨天井下地 （14.4.3）（14.4.4）		屋外の軽量鉄骨天井下地 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 野縁の間隔 備考 ・ 補強方法等（図示による）				
	11 塗料の種類 （7.8.4） （表18.3.1）	錆止め塗料の種類：【 ・ A種 ・ B種】		5 金属成形板張り （14.6.2）（14.6.3）		(1) 金属成形板の種類及び表面処理： (2) 長尺の場合における伸縮調整継手：				
鉄骨工事	12 耐火被覆の種類及び性能 （7.9.2）（7.9.3）	種類 所要性能及び摘要箇所	⑩ 石工事	1 石材（10.2.1） （表10.2.1） （表10.2.2）	15 左官工事	1 ラス系下				

[illegible]

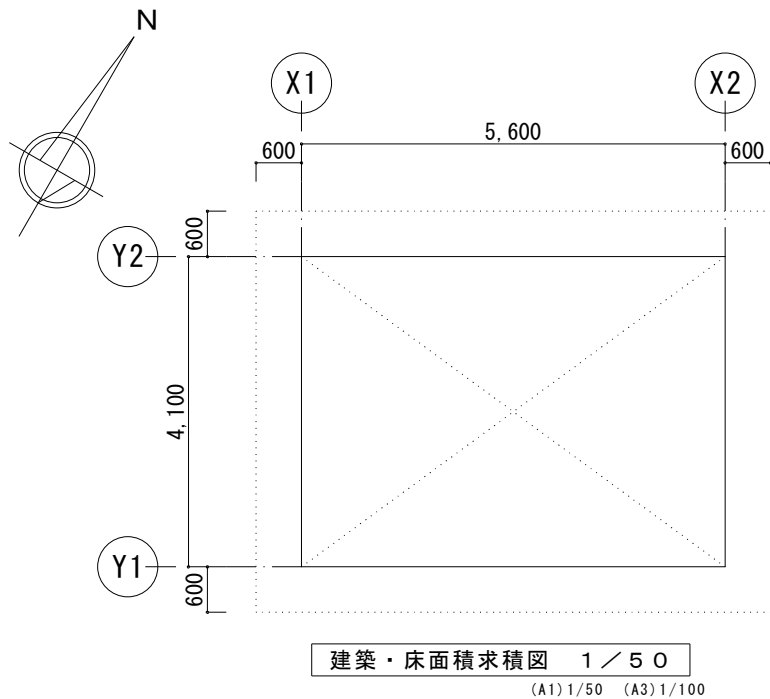
＝建築概要＝

工事名称	大工又地区畑地かんがい施設工事	
敷地概要	地名地番	沖縄県国頭郡大宜味村字根路銘2268-1番
	敷地面積	96.01㎡
	都市計画区域	都市計画区域外
	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	指定建ぺい率	—
	指定容積率	—
建築概要	建物用途	加圧ポンプ室
	工事の種別	新築工事
	構造	補強コンクリートブロック造
	階数	平屋建
	地盤面	GL±0
	最高高さ	3.30m
	軒高さ	3.30m
	建築面積	22.96㎡
	延べ床面積	22.96㎡



【敷地面積】

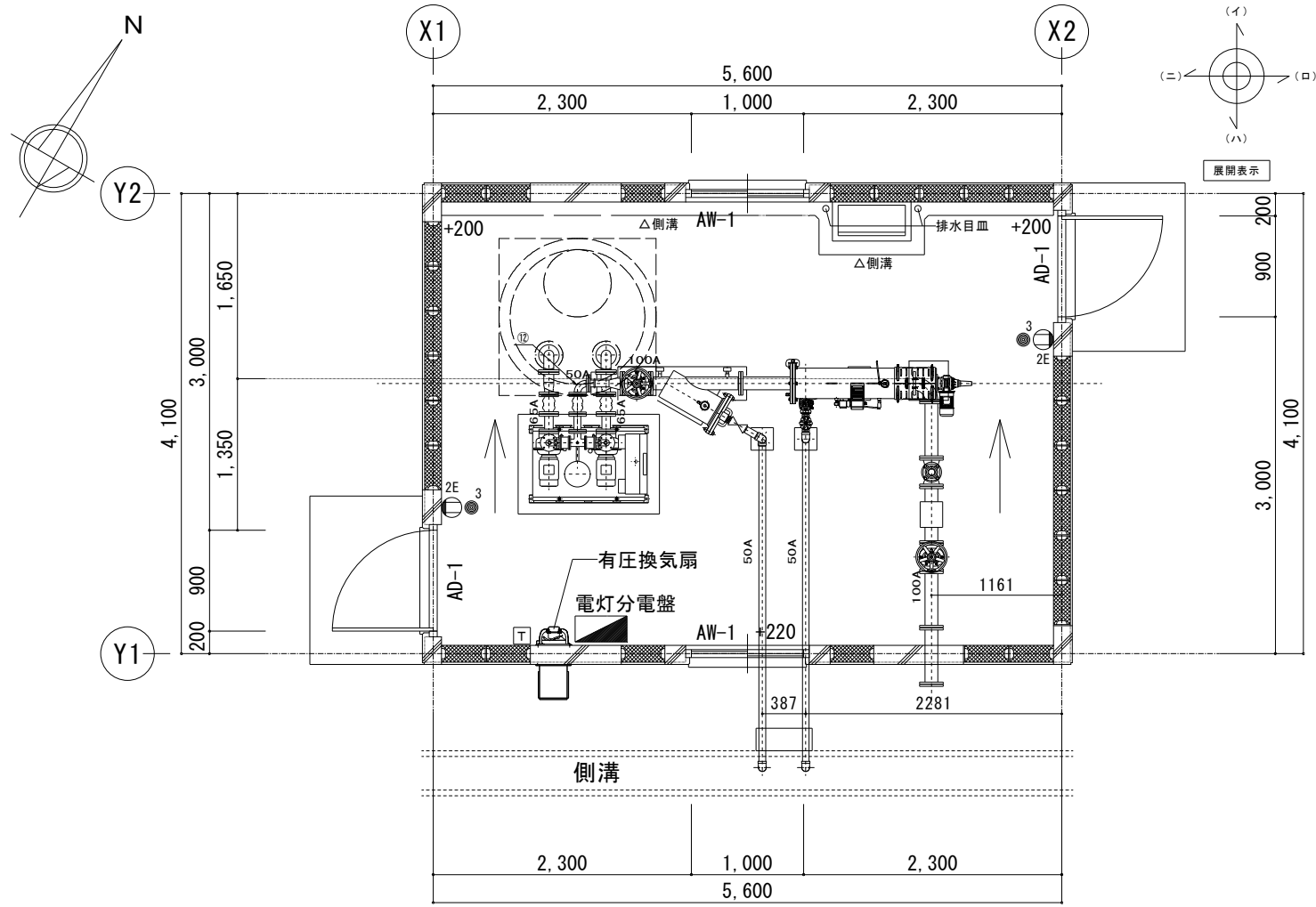
①	12.476 × 5.945 × 1/2 =	37.0849
②	14.186 × 7.365 × 1/2 =	52.2399
③	8.437 × 1.585 × 1/2 =	6.6863
計		96.0111 96.01㎡



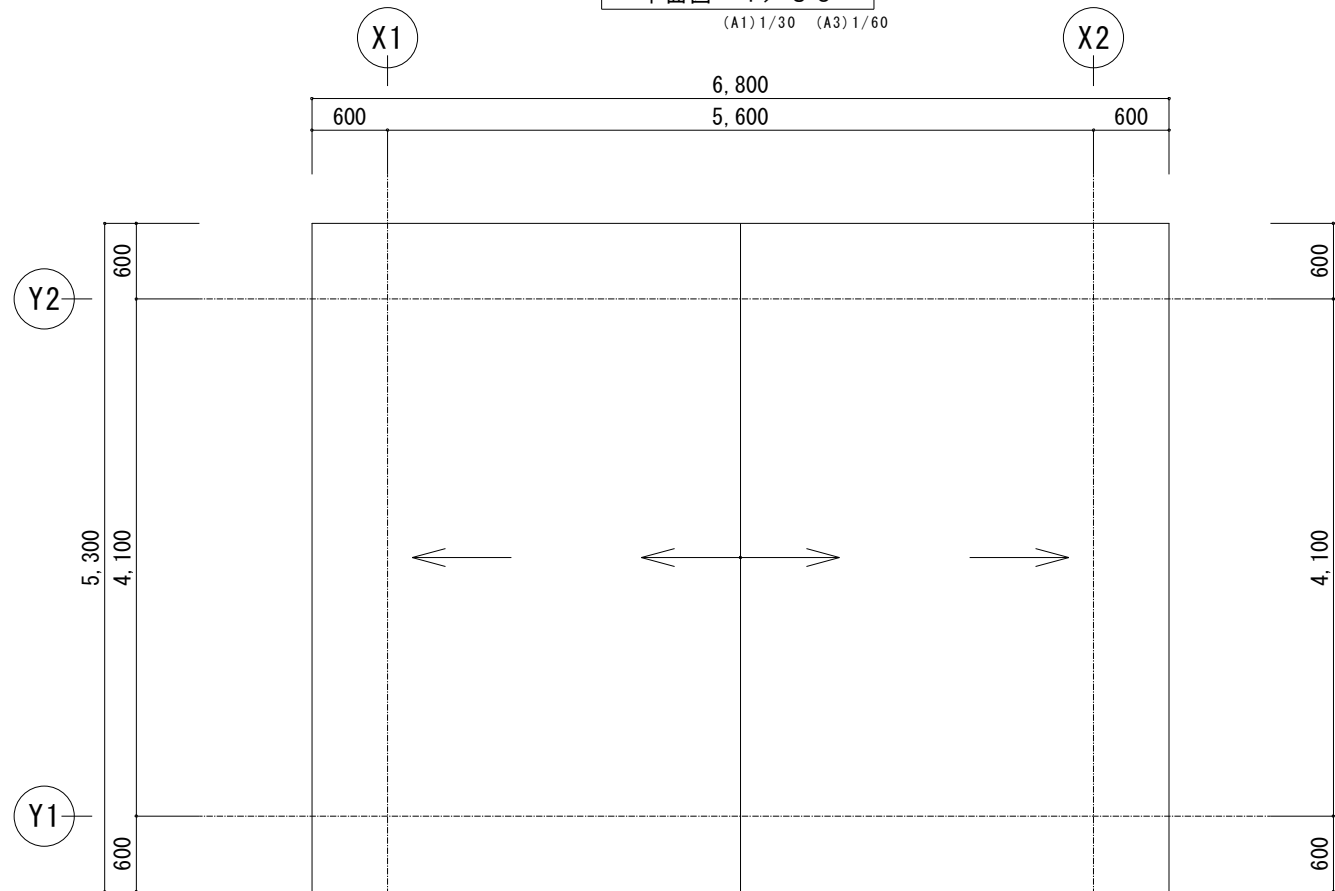
【建築面積・床面積】

$5.60 \times 4.10 = 22.96\text{㎡}$

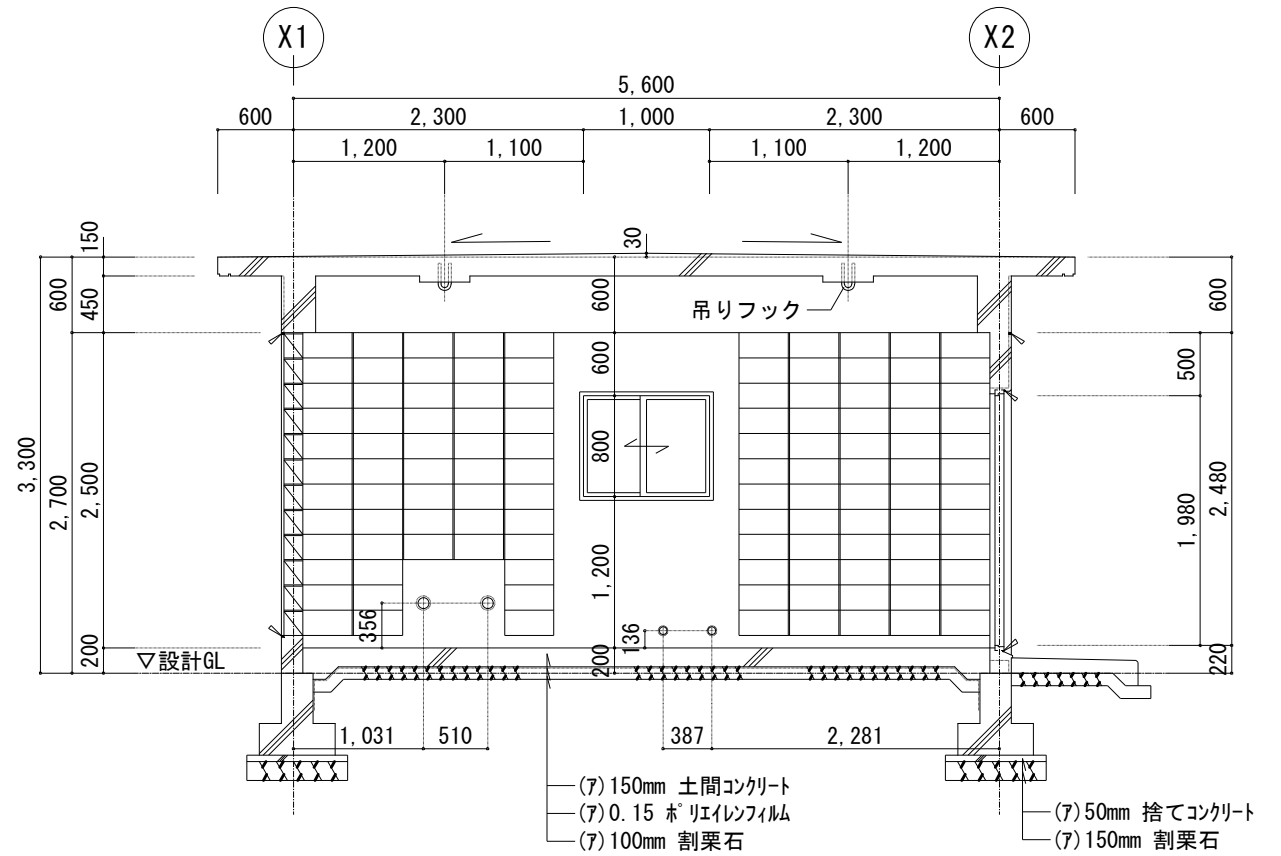
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	付近見取図、全体配置図、面積求積図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/50	図面番号	2 - 5
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		



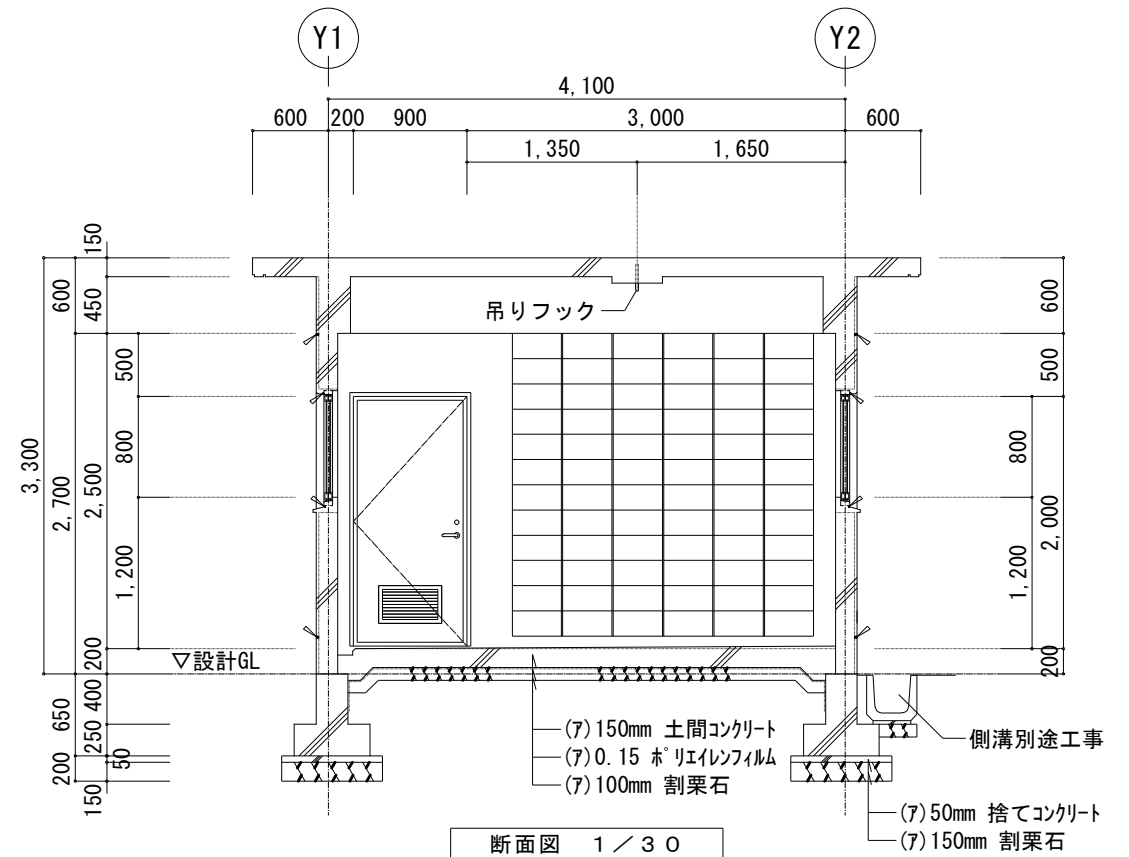
平面図 1 / 30
(A1) 1/30 (A3) 1/60



屋根平面図 1 / 30
(A1) 1/30 (A3) 1/60



断面図 1 / 30
(A1) 1/30 (A3) 1/60



断面図 1 / 30
(A1) 1/30 (A3) 1/60

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	平面図、断面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	2 - 6
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

外部仕上表

箇所	仕上	箇所	仕上
屋根	コンクリート金ゴテ直押え仕上	軒裏	コンクリート打放し補修の上、EP-G
梁型	コンクリート打放し下地処理の上、複層仕上塗材	犬走り	(7)100～120mmコンクリート金ゴテ直押え仕上
外壁	(7)150mmCB積み、(7)30mmモルタル塗りの上、複層仕上塗材 誘発目地 15×15 シーリング詰	サッシ廻り	10×10 シーリング詰(MS-2)
巾木	コンクリート打放し下地処理の上、無機質吸水性防止剤塗布	誘発目地	15×15 シーリング詰(PU-2)
庇・庇鼻	コンクリート打放し下地処理の上、複層仕上塗材		

内部仕上表

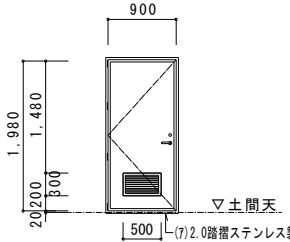
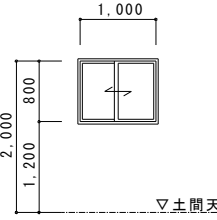
箇所	仕上	備考
床	(7)150mmコンクリート金ゴテ直押え仕上	
壁	(7)150mmCB積み(内部側化粧積み)	
天井	コンクリート打放し補修仕上	天井吊りフック2ヶ所設置

特記事項

1	外壁面の誘発目地15×15はシーリング詰めとする、内部は不要
2	サッシ廻りは四周共シーリング詰めとする、外部に面する建具は防水モルタル面台とする
3	ポンプ基礎、ポンプ盤基礎、制御盤、その他配管等基礎は全て別途工事とする
4	天井吊りフックは定格荷重200kgとし2ヶ所設置する
5	シックハウス対策の規制対応(建築基準法)、材料等についてはF☆☆☆☆(JIS規格)に適合した材料を使用する事

※全ての使用材料は、アスベスト含有建材は使用しない事とする。

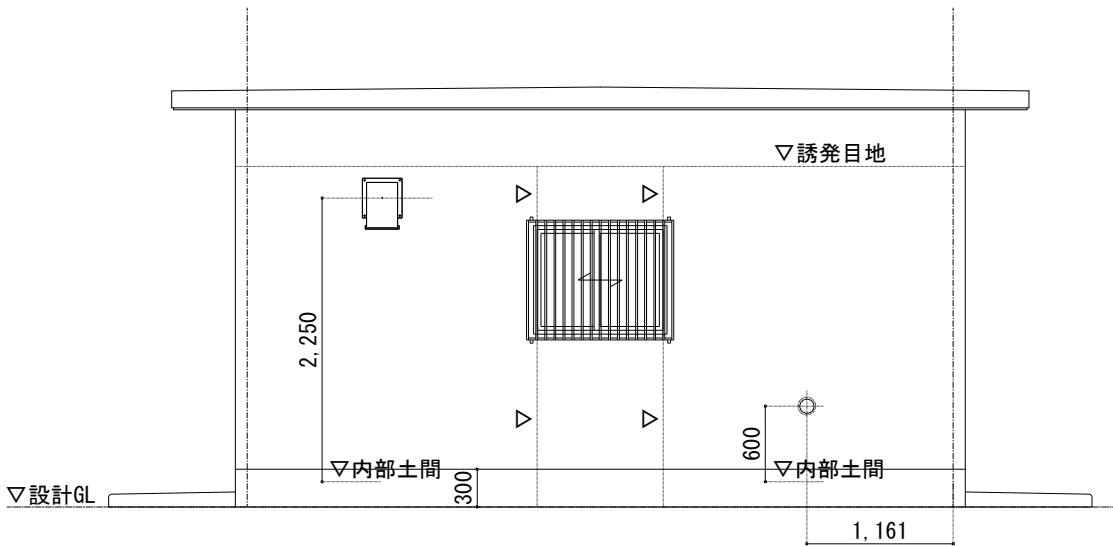
金属製建具表

記号	場所	AD-1	機械室	AW-1	機械室
見込	数量	70	2	70	2
姿 図 寸 法					
	形 式	アルミ片開きフラッシュドア		2枚引違いアルミサッシ	
	仕 上	アルマイト処理, シルバー		アルマイト処理, シルバー	
	ガ ラ ス	(ア)6.0型板ガラス		(ア)6.0型板ガラス	
	金 物	戸当り、スリット丁番(4枚用)、ドアチェック、レバー・ハンドル シリコン錠、フタス落し、(7)2.0踏摺ステンレス製 ガラリ付(防虫網付 7&3製)		クレセント、スクリーン、アルミ格子 アルミ水切り	
備 考	付属金物一式		付属金物一式		

特記仕様書

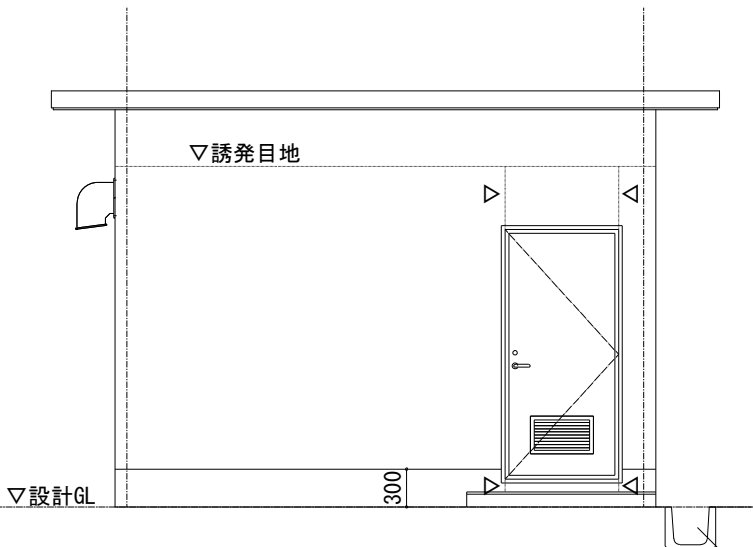
鋼製建具

- 本表の寸法は基準を示すもので、施工に際しては現場による
- サッシは溶接取付とする450@以下とする
- 寸法は原則として、内法とし姿図は内観図とする
- ドアチェックは、特記なき限りストップ付とする
- 金具は全て見本を提出し、係員の承認を得る
(原則として、ステンレス SUS304)
- 製品を搬入する場合は、工場にて製品検査を行い、合格品を搬入する
- 金物等の取付部(枠、柱共)は全て、PLE-3.2Tにて補強する
- アルミ扉は、全てネオンプレンゴム付とする
- アルミサッシの強度360kg/m²陽極酸化皮膜はJIS8602による平均5ミクロン以上、気密性A-4及び、水密性W-5 500psとする
- アルミ枠等がコンクリートモルタル等に接する箇所は、全て絶縁処理をする
- アルミ戸の下枠は(7)2.0 踏摺ステンレス製とする
- 建具表に記載している建具は、全て施工図及び耐風圧計算書を提出し承諾を得る事



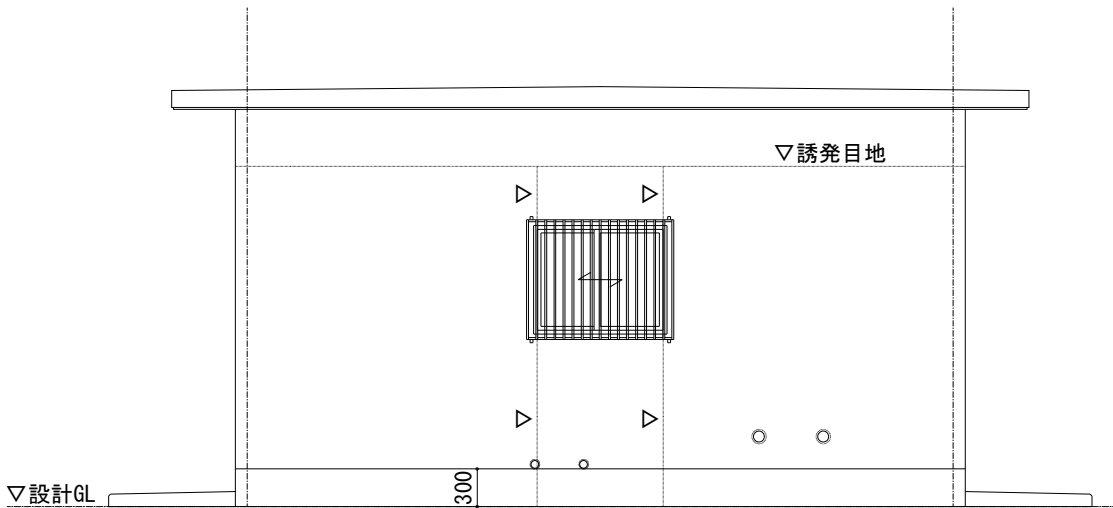
南立面図 1/30

(A1)1/30 (A3)1/60



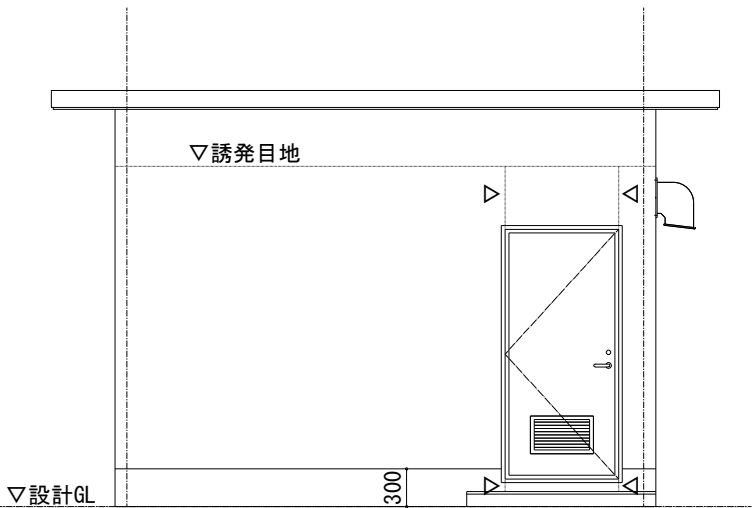
東立面図 1/30

(A1)1/30 (A3)1/60



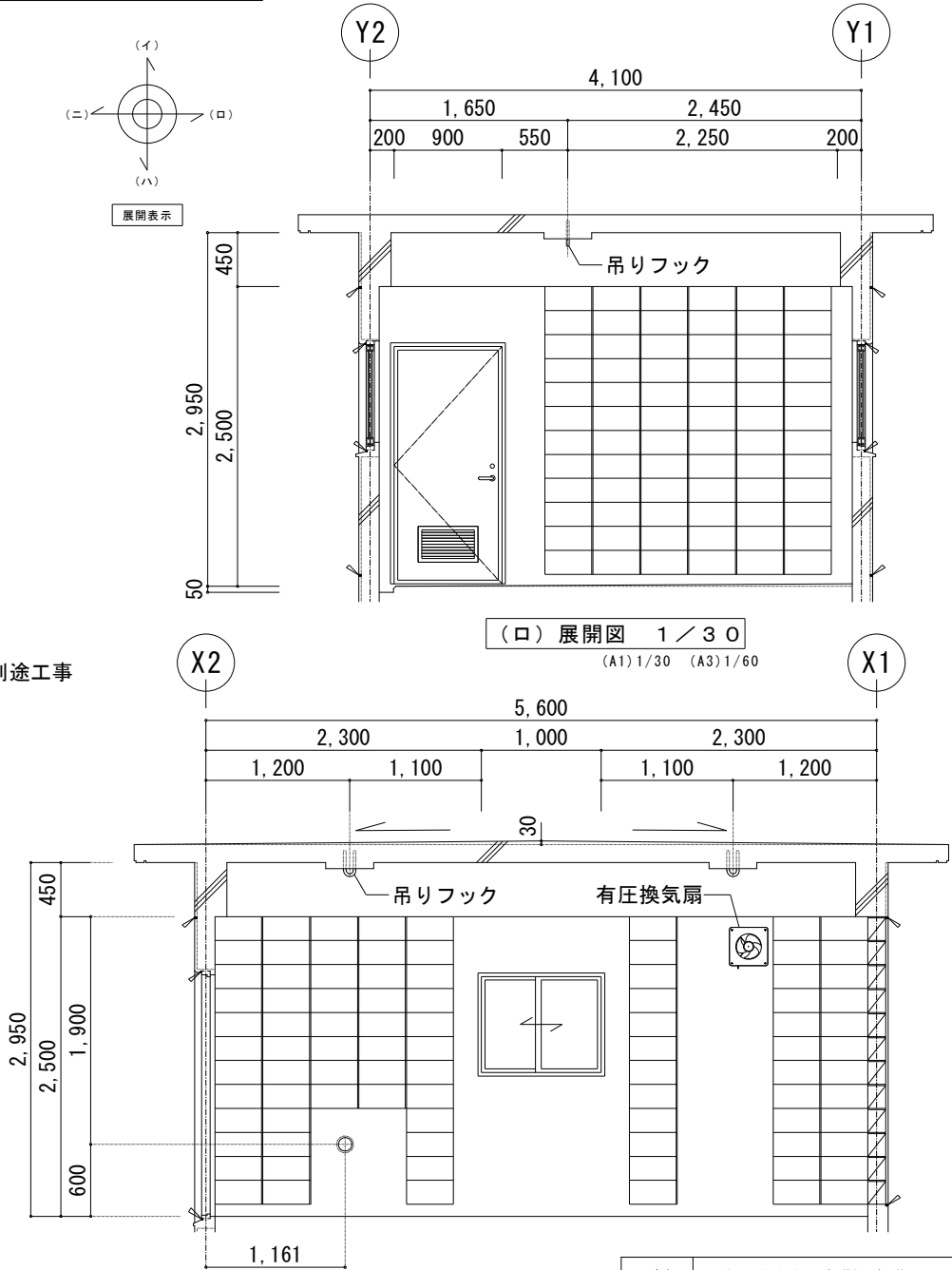
北立面図 1/30

(A1)1/30 (A3)1/60



西立面図 1/30

(A1)1/30 (A3)1/60



(ハ) 展開図 1/30

(A1)1/30 (A3)1/60

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事(第2工区)		
図面名	仕上表、建具表、立面図、展開図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	2 - 7
会社名			
事業名	大宜味村役場 農林水産課		

構 造 特 記 仕 様 書

2 0 2 0 年 度 版

§ 1 一般事項

選択項目は◎印を適用し、○印が無い場合は * 印を適用する。
○ 印が複数有る場合は、共に適用する。

1-1

使用材料は原則としてJIS規格品、JAS規格品、又は大臣認定品とする。

1-2

設計図書の優先順位は下記による。
1)本特記仕様書
2)設計図
3)標準図
(

◎鉄筋コンクリート構造配筋標準図

・鉄骨工作標準図

・鉄筋鉄骨コンクリート構造標準図

・高強度せん断補強筋施工仕様書

・鉄筋コンクリート壁式標準配筋図

◎補強ブロック造配筋標準図

)
4)仕様書 (◎ 公共建築協会 * 日本建築家協会)
5)日本建築学会標準仕様書、JASS5、JASS6 (最新版とする)

1-3

各工事に際して、施工計画書及び施工図を提出し、工事監理者の承諾を得る。

1-4

構造関係材料及び各種試験成績書・検査報告書を作成し提出する。
第三者機関による検査・試験費用は工事費に (* 含む ・ 含まない)

1-5

設計図書に示されていない材料、工法を採用する場合は文書にて工事監理者の承諾を得る。

1-6

梁貫通位置、径、及び箇所数は (・ 意匠図 ・ 構造図 ・ 設備図) による。

1-7

その他

§ 2 構造計算ルート

2-1

方 向	構造計算ルート
X	◎ルート1 ・ ルート2 ・ ルート3 ・
Y	◎ルート1 ・ ルート2 ・ ルート3 ・

2-2

鉄筋の継手
構造計算ルート別による主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さ
* 建築基準法施行令第73条第2項による仕様規定 (以下令第73条の仕様規定)
・日本建築学会 JASS5 (2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
・日本建築学会 RC規準2018
XY両方向共ルート3及び限界耐力計算の場合は、令第73条の仕様規定によらずJASS5 (2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC規準2018とすることができる。

§ 3 仮設工事、土工事

3-1

山留め、根切り

3-2

埋戻し土、盛土、残土処分
埋戻し土 ・ 根切り土の中の良土 ・ 搬入良土
盛土 ・ 根切り土の中の良土 ・ 搬入良土 (盛土は30cm毎に転圧締固めを行うこと)
残土処分 ・ 場内地均し ・ 場外搬出処分 (・ 自由 ・ 指定場所)

§ 4 地業工事

4-1

基礎及びスラブ下地業 (単位mm)

場 所	※ (1) 捨てコンクリート厚さ	A : 砕 石 B : 割栗石	厚 さ
基 礎	独立、布	* 50 ・ 60 ・ 100	* A ◎ B ・ * 60 ・ 100 ◎ 150 ・
ベ タ		* 50 ・ 60 ・ 100	* A ・ B ・ * 60 ・ 100 ・ 150 ・
基 礎 梁		* 50 ・ 60 ・ 100	* A ◎ B ・ * 60 ・ 100 ◎ 150 ・
土間スラブ		* 50 ・ 60 ・ 100	* A ・ B ・ * 60 ・ 100 ・ 150 ・
土間コンクリート	屋内	* 50 ・ 60 ・ 100	* A ◎ B ・ * 60 ◎ 100 ・ 150 ・
	屋外	* 50 ・ 60 ・ 100	* A ◎ B ・ * 60 ◎ 100 ・ 150 ・

注 (1)アンカーボルト支持用フレームの、あと施工アンカーを打込む部分は100以上とする。
(2)端部は100以上とする。

100

mm

4-2

設計地耐力 長期 100 kN/m² 短期 200 kN/m² 終局 — kN/m²
地耐力載荷試験 ◎ 行 う (1 箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) * 行わない

4-3

地盤改良
・ 無筋コンクリート地業 ・ 締固め工法 ・ ソイルセメント杭
・ セメント系固材化撈拌 ・ 圧密排水工法 ・
[・ 載荷試験 ・ 一軸圧縮試験] ・ 行 う (箇所) * 行わない
[・ 六価クロム溶出試験] ・ 行 う * 行わない

4-4

既製コンクリート杭、鋼管杭、その他特殊杭
1)杭種
・ PHC杭 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・
・ ST杭 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・
・ SC杭 tmm ・ ・ ・ ・
・ PRC杭 ・ I 種 ・ II 種 ・ III種 ・ IV種
・ 節杭 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・
2)工法
・ 打撃工法 ・ 油圧ハンマー ・ デーゼルハンマー
・ 埋込み工法 ・ プレポーリングセメントミルク注入工法
・ プレポーリング拡大根固め工法 (認定工法)
杭周固定液 * あり ・ なし
・ 中掘拡大根固め工法 (認定工法)
・ 回転掘根固め工法 (認定工法)
3)杭径、設計耐力、本数表 ※構造図による

杭径 (括底部)mm	長期kN	短期kN	終局kN	本数	備 考
()					
()					
()					

§ 5 鉄筋工事

5-1

材 種

種 類	径	継 手
◎SD295	D 16 以下	* 重ね継手 * スパイラル ・ 工場溶接
・SD345	D 以上	・ 重ね継手 * ガス圧接 ・ 溶接継手
・SD390	D 以上	* ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械継手 (級)
・SD490	D 以上	・ ガス圧接 * 溶接継手 ・ 機械継手 (級)
・溶接金網	6φ-100x100	・ 重ね継手
・高強度せん断補強筋	・ 1275級 ・ 785級 ・ 685級	・ フック加工 ・ スパイラル ・ 工場溶接

5-2

ガス圧接部の検査 (第三者機関による) 外観検査全数 (引張り試験の場合、施工者自主検査でもよい)
・ 抜取り検査
・ 引張り試験 (JISZ3120)
1 検査ロットにつき * 3 本 ・ 原則 柱 ・ 梁の径毎に3本
・ 超音波探傷試験 (JISZ3062) ・ 熱間押抜き試験
1 検査ロットにつき * 30 箇所 ・
○ 不合格となった圧接部は切り取って再圧接を行う。また残り全数に対して超音波探傷試験を行う。
1検査ロットは1組の作業班が1日に施工した圧接箇所の数量で200箇所以内

5-3

溶接、機械式継手の検査は各々の認定方法による他、日本継手協会仕様書 (2017年) 及び下記を参照する。
JIS Z 3063 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)
JIS Z 3064 (鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準)

5-4

梁貫通補強
補強筋は原則として工場製品 (評定品) を使用する。

5-5

その他
基礎梁、基礎小梁の継手及び定着は原則として
・ ①一般 ◎ ②地反力を受ける
・ ③上載荷重が大きい場合 とする。
梁の余長 ℓ₁ の採用 大梁・小梁 ・ D' (梁有効成) ◎ 端部上下筋15d 中央上下筋20d
基礎梁 ・ min (D' , L₂) ◎ 端部上下筋15d 中央上下筋20d
鉄筋の組立は適切な位置にスプーサーを使用し、組立後は形状保持のための養生を行う。
コンクリートを2回打する部材は、初回の打設後に鉄筋の清掃を行う。
コンクリート打設前に工事監理者の検査を受け不備な箇所は修正を行う。

§ 6 コンクリート工事

6-1

レディーミクストコンクリート (JIS A5308-2019)
1)セメント * 普通ポルトランドセメントJISR5210 ・ 高炉ポルトランドセメント
・ 低熱ポルトランドセメントJISR5210 ・
2)粗骨材 * 砂利 * 砕石 ・ 高炉スラグ骨材 ・ 人工軽量骨材 ・ 再生骨材
最大径 (mm) ・ 20 ・ 25 ・ 40
3)設計基準強度 (N/mm²)

箇所	種 類	設計基準強度 F _{cd} =N/mm ²	スランプcm	備 考
捨てコンクリート	・ 普通	◎ 18 ・ ・ ・	15	
土間コンクリート	・ 普通	◎ 21 ・ ・ ・	15	
基礎・地中梁	・ 普通	◎ 21 ◎ 24 ・ ・ ・	15	
1階壁・R階床梁	・ 普通	・ 21 ◎ 24 ・ ・ ・	15	
擁壁コンクリート	・ 普通	・ 21 ・ 24 ・ ・ ・		
	・ 普通	・ 21 ・ 24 ・ ・ ・		

※注1.土間コンクリートを柱・梁等と同時に打ち込む場合は、躯体の強度とする。

6-2

混和材 * AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・ 躯体防水材 ・ 膨張材
注1.混和剤は所定の品質を確保するためにプラントの特性に応じたものを使用する。

6-3

箇所	基礎、基礎梁	一 般	備 考
スランプ	cm	15	
水セメント比	%	65	65以下
単位水量	kg/m ³	185	185以下
単位セメント量	kg/m ³	270	270以上

※注1.スランプは特記なき限り施工者が決める監理者に報告する。

6-4

試験 (躯体コンクリートの28日圧縮試験は公的機関において行う)
※ 昭56建告第1102号第2の強度試験方法に準拠すること。
1)骨材 [◎ 塩分含有量 ◎ アルカリシリカ反応性] * 行 う ・ 行わない
2)フレッシュコンクリート [◎ スランプ ◎ 空気量] * 行 う ・ 行わない
3)躯体のせき板取り外し時期決定圧縮試験 * 行 う ・ 行わない
4)コンクリートコア抜き取り圧縮試験 ・ 行 う * 行わない
5)マスコンクリートのひび割れ照査 (温度応力解析) ・ 行 う * 行わない
6)単位水量測定 ・ 行 う ◎ 行わない
6-5 調査 (補正値は工事費に含む)
計画供用期間の級 () は耐久設計基準強度 F_d
・ 短期 (18) ◎ 標準 (24) ・ 長期 (30) ・ 超長期 (36)
調査管理強度 F_m=Max (F_c, F_d) + mS_n 構造体強度補正値 : mS_n=3~6N/mm² (暑中期間 : mS_n=6N/mm²)
材齢28日の調査強度 F は下記の両式を満足するものとする。
F_m≥F_m+1.73σ F_m≥0.85F_m+3σ
6-6 せき板及び支柱の在置期間 (普通ポルトランドセメントの場合)

	基礎、梁側、柱、壁	スラブ下	梁 下
コンクリートの材齢による場合	15 ℃以上 5 ℃以上 0 ℃以上	3 日 5 日 8 日	17 日 25 日 28 日
圧縮試験による場合	5N/mm ²	0.85F _c または12N/mm ²	設計強度

住宅性能表示 ・ 等級2 ・ 等級3
劣化等級
劣化等級2又は3を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1) 2-7 かぶり厚さ
が変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する
6-8 F_c36を超える高強度コンクリートは別記特記仕様書 (JASS5等) による。

§ 7 鉄骨工事

7-1

材種及び使用箇所

規格名称	鋼 材 名	柱	通し ダイア	内 ダイア	大梁	ブレース	小梁 その他
一般構造用圧延鋼材	・ SS400 ・						
溶接構造用圧延鋼材	・ SM400A ・ SM490A ・ SN400A ・ ・ SN400B ・ SN490B ・ SN400C ・ SN490C ・ STKR400 ・ STKR490						
一般構造用角形鋼管	・ BCR295 ・ ・ BCP235 ・ BCP325						
冷間成形角形鋼管	・ SHC400B ・ SHC400C ・ SHC490B ・ SHC490C						
一般構造用炭素鋼管	・ STK400 ・ STK490 ・ STKN400 ・ STKN490						
一般構造用軽量形鋼	・ SSC400 ・						
建築構造用圧延棒鋼	・ SNR400						

7-2

高力ボルト

高 力 ボ ル ト の 種 類	使 用 箇 所
トルシア形高力ボルト	・ S10T 全般
JIS形高力ボルト	・ F10T トルシア形が使用できない部分
溶融亜鉛メッキ高力ボルト	・ F8T 母材が亜鉛メッキされている部分
超高力ボルト	・ S14T 屋内環境

7-3

普通ボルト、アンカーボルト
1) 材質 ・ SS400 ・ SS490 (M 以上)
・ ABR400 ・ ABR490 ・ ABM400 ・ ABM490 (ABMIはM24以上)
2) 大臣認定仕脚 (メーカー仕様による) ・ 使用する ・ 使用しない

7-4

頭付きスタッド

	長 さ (mm)	使 用 箇 所
16 φ	・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150 ・	
19 φ	・ 80 ・ 100 ・ 120 ・ 150 ・	
22 φ	・ 100 ・ 120 ・ 150 ・	

7-5

溶接材料
1)アーク溶接に使用する溶接棒、ワイヤ及びフラックスは母材の種類、寸法、及び溶接条件に相応したものを選定する。
2)ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガスは溶接に相応したものとする。
スカラップ形状 * スカラップ工法 ・ ノンスカラップ工法

7-6

7-7 継手

	柱	梁
フランジ	・ 高力ボルト ・ 現場溶接	* 高力ボルト ・ 現場溶接
ウェブ	・ 高力ボルト ・ 現場溶接	* 高力ボルト ・ 現場溶接

7-8

溶接手法及び管理
1) 使用する溶接ワイヤー、入熱量及びバス間温度等の仕様については鉄建協又は全機協の仕様で、専任の溶接施工管理技術者により管理を行うこと。
2) 本工事で代替タブを使用する場合は、代替タブ溶接技能者技量検定付加試験を ・ 行 う * 行わない
3) A_W検定 (工場・現場・代替タブ) の有資格者で、工事監理者の承諾を受けた者は技量検定付加試験を免除する。
4) デッキプレート (単位 mm)
1) 床用 高さ ・ 板厚 ・
2) 合成スラブ用 高さ ・ 50 板厚 ・ 1.2
3) 型枠用 高さ ・ 板厚 ・ 形 状 ・ タイプ
4) 防錆処理 ・ プライマー ・ 亜鉛メッキ ・ Z12 ・ Z27
7-10 塗装 (工場塗 * 2回 ・ 1回、現場タッチアップ程度とする)
1) 素地調整 * ケレン ・ プラスト
2) 下塗り用塗料

適用	塗 料	種 別	標準膜厚
屋外 室内			
*	鉛、クロムフリーさび止め	JIS K 5674	* 1種 ・ 2種 30 μm
*	水系さび止めペイント	JASS 18 M-111	30 μm
*	変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109	・ 1種 ・ 2種 40 μm
*	有機ジンクリッチプライマー	JIS K 5552	・ 2種 15 μm
*	構造物用さび止めペイント	JIS K 5551	A種 30 μm

7-11

溶接部の検査 (受入検査) * 行 う ・ 行わない
1) 受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者 (元請) との直接契約による。
2) 第三者検査機関は (社) 日本溶接協会による CIW 検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っていない事業者とする
3) 受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。
4) 外観検査の合格判定は国土交通省告示1464号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「JASS6 鉄骨工事 2018 付則6 鉄骨精度検査基準」の限界許容差による。
5) 超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規程・同解説」2018により、合格判定は7.2.1表を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。
6) 溶接箇所数の数え方は「JASS6 鉄骨工事 2018」表10.1溶接箇所数の数え方による。
7) 受入検査の抜取り方法及び抜取り率は以下による。
a) 工場溶接の場合
i. 検査ロットは各部、各工区毎に溶接箇所300箇所以内で構成する。
ii. 抜取り数は各ロット毎に30箇所をランダムにサンプリングする。
iii. 大きく30箇所のサンプル中の不適合個数が1個以下のときはロットを合格とし、4個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合数が1個を超え4個未満のときは、同じロットからさらに30箇所のサンプルを抜き検査する。総計60箇所のサンプルについての不適合個数の合計が4個以下のときはロットを合格とし、5個以上のときはロットを不合格とする。
b) 現場溶接の場合
i. 全数検査とする。
8) 検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならねばならない。
9) ずれ・食い違いの補修方法は、独立行政法人 建築研究所監修「突き合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による。

7-12

鉄骨製作工場 下記○印のグレード認定工場の内、納期・製作能力・鉄骨数量を勘案して工場選択のこと

国土交通省大臣認定 (グレード)					
S	H	M	R	J	

§ 8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板・PCa板工事

8-1

コンクリートブロック
1)種類 ・ A 種 ・ B 種 ◎ C 種
2)厚さ mm ・ 100 ・ 120 ◎ 150 ・ 190

8-2

ALC パネル
1)使用箇所 ・ 床 ・ 屋根 ・ 外壁 ・ 内壁
2)厚さ mm ・ 75 (80) ・ 100 ・ 120 (125) ・ 150 ・ 175
3)外壁取り付け構法

方 向	構 法	使 用 箇 所	備 考
縦	・ ロッキング構法		※意匠図による
横	・ アンカー構法		

8-3

押出成形セメント板
外壁取付構法及び厚さ mm ・

方 向	構 法	使 用 箇 所	備 考
縦	・ ロッキング構法		※意匠図による
横	・ スライド構法		

8-4

PCa板
1)床及び屋根
・ PCa板単独 厚さ mm ・
・ 合成板

PCa板厚さ mm	現場打厚さ mm	合計厚さ mm	備 考

2)外壁 厚さ mm ・

§ 9 設備工事構造特記仕様書

令第129条の2の3の事項 ※設計が該当する場合には、□ にチェックを記入する。
・ 建築物に設ける建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
■ 建築設備 (昇降機を除く。)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
■ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結するものとする。
□ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とする。
□ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが2.5cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とする。
■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。
■ 建築物の部分を通過して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
■ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
■ 給湯設備※は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。
満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。
※「給湯設備」：建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの
□ エレベーターの駆動装置等は、構造上に安全に緊結されていること。
(令第129条の2の4 第一号による。)

工事名	大工又地区地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	構造特記仕様書		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 8
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）2020年度版

1-1
基本事項

1-2
その他

§1 一般事項

1. 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。
2. 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。
また本標準図に明記なき場合は構造特記仕様書1-2-4に指定した
共通仕様書及び日本建築学会「JASS5（2018）」及び「鉄筋コンクリート造
配筋指針・同解説（2021）」による。
3. 本標準図は異形鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
4. 本標準図に示す単位は特記なき限りすべてmmとする。

2-1
鉄筋の表示記号

2-2
鉄筋の折り曲げ

2-3
鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

§2 共通事項

鉄筋の表示記号及び最外径は下表による。

記号	●	○	⊗	⊙	⊕	⊖	⊗	⊙	⊕	⊖	
呼び径 d	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38	D41
最外径 D	11	14	18	21	25	28	33	36	40	43	46

○フックのない場合
○フックのある場合
○本数に差がある場合
○機械式継手表示
○ガス圧接、溶接継手表示

柱・梁・基礎の主筋、及び、その他の鉄筋の折曲げ形状・寸法

折曲げ角度	図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法直径（D）
180°		柱・梁主筋 基礎主筋	SD295	D16以下	3d以上
135°		帯筋 あばら筋	SD345	D19～D41	4d以上
90°		スパイラル筋 スラブ筋 壁筋	SD490	D25以下	5d以上
				D29～D41	6d以上

§2 共通事項

鉄筋の表示記号及び最外径は下表による。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度（N/mm ² ）	重ね継手の長さ 上段 直線 L ₁ 下段 フック付き L ₁ h	定着の長さ 一般 上段 直線 L ₂ 下段 フック付き L ₂ h, La	小梁・床スラブ 上端筋 下端筋	床スラブの場合 L ₁ =20d L ₂ h=10d
SD295 SD345 SD345（）はSD345を示す	18	45d (50d) 35d	40d 30d, 20d	15d	15d 床スラブの場合 L ₁ =10d かつ 150以上
	21	40d (45d) 30d	35d 25d, 15 (20) d	(20d)	
	24～27	35d (40d) 25d (30d)	30d (35d) 20d (25d), 15 (20) d		
	30～36	35d 25d	30d 20d, 15d		
	39～45	30d (35d) 20d (25d)	25d (30d) 15d (20d), 15d		
SD390 (SD490) （-）は適用外	48～60	30d 20d	25d 15d, 15d		
	21	50d（-） 35d（-）	40d（-） 30d（-）, 20d（-）	20d	SD490は適用外
	24～27	45d (55d) 35d (45d)	40d (45d) 30d (35d), 20 (25) d	（-）	
	30～36	40d (50d) 30d (35d)	35d (40d) 25d (30d), 20 (25) d	15d	
	39～45	40d (45d) 30d (35d)	35d (40d) 25d (30d), 15 (20) d	（-）	
	48～60	35d (40d) 25d (30d)	30d (35d) 20d (25d), 15 (20) d		

一般定着の直線L₂またはフック付きのL₂h, La, Lbの図

直線定着

90°フック付き定着

135°フック付き定着

180°フック付き定着

1. 重ね継手の長さは鉄筋の折曲げ起点間の距離、又、フック付きのL₂hは
仕口面から鉄筋の折曲げ起点までとし、末端のフックは定着長さに含まない。
2. 軽量コンクリートを使用する場合は、2-3の数値に5dを加算する。

§3 柱

ガス圧接、溶接、機械式継手

重ね継手

3-1
主筋の継手

3-2
主筋の定着

3-3
帯筋

3-4
補助筋

3-5
柱のコンファインド補強

§4 梁

4-1
主筋の継手

4-2
主筋の定着及び余長

4-3
あばら筋副あばら筋

中柱

梁成が異なる場合

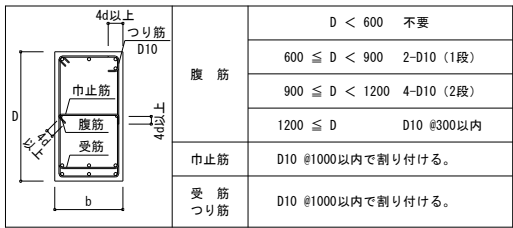
ねじれ応力を受ける腹筋は定着長さL₂とする。

⑩は、溶接継手または重ね継手のどちらかとする。
※柱面より梁成の範囲は、180°フック又は135°フックが望ましい。

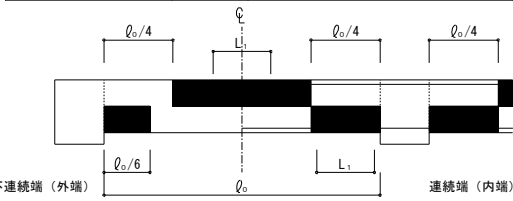
工事名 大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）
図面名 鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）
作成年月日 令和8年度
縮尺 NO SCALE 図面番号 2 - 9
会社名
事業者名 大宜味村役場 農林水産課

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2) 2020年度版

4-4 補助筋



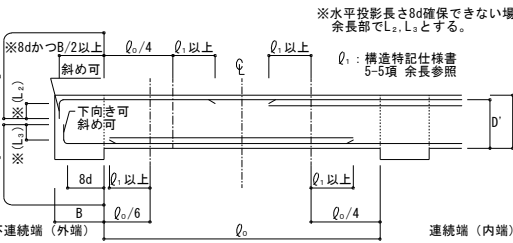
4-5 小梁及び片持梁



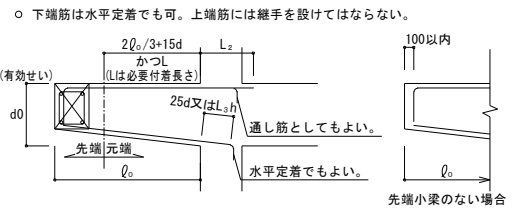
a) 小梁継手

不連続端(外端) 連続端(内端)

定着



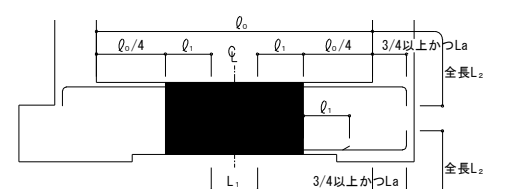
b) 片持梁継手



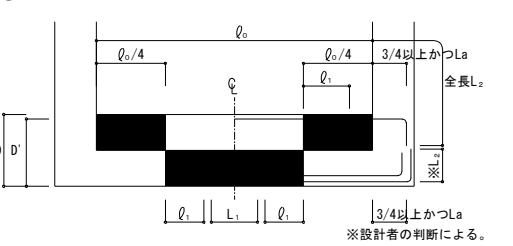
4-6 基礎梁及び基礎小梁

※ 地反力を受ける梁は構造特記仕様書5-5項および設計図に示す。余長 l_1 は設計図に記載があれば、設計図を優先する。

① 一般(独立基礎、杭打独立基礎)

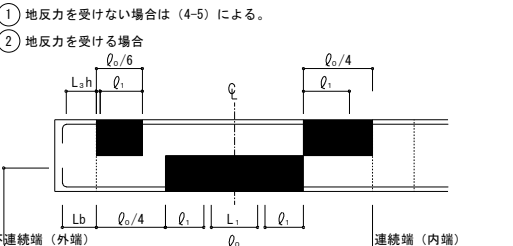


② 地反力(又は抗反力)を受ける場合



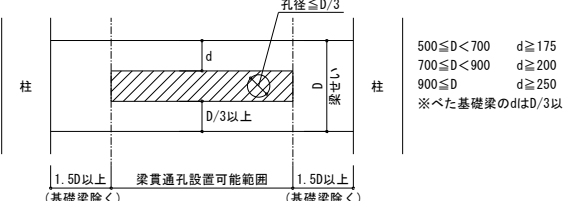
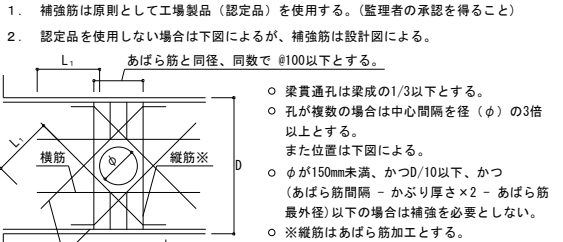
③ 上載荷重が大きい場合は②の主筋継手位置を上下逆にする。

a) 基礎小梁の継手及び定着

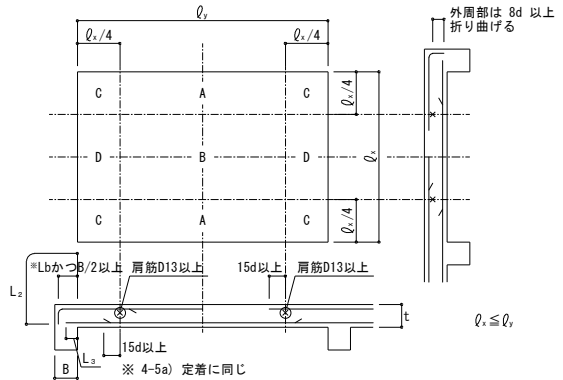


○ 印内に継手中心部を設けることを原則とする。ただし溶接継手の場合は柱面(基礎小梁の場合は梁面)より500以上はなすこと。 l_b とれない場合4-5a定着によってよい。

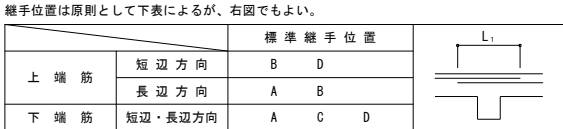
4-7 梁の貫通補強



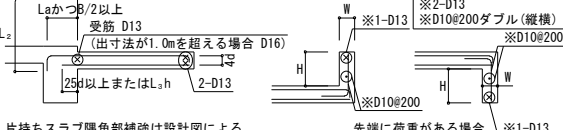
5-1 鉄筋の折り曲げ及び定着



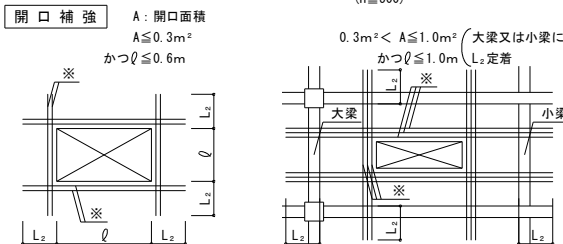
5-2 継手



5-3 片持ちスラ



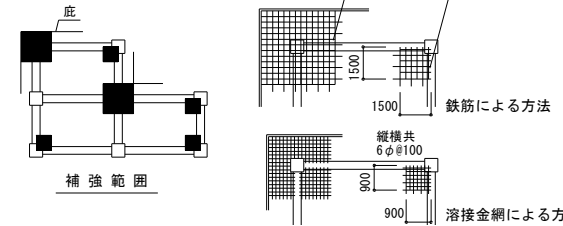
5-4 補強筋



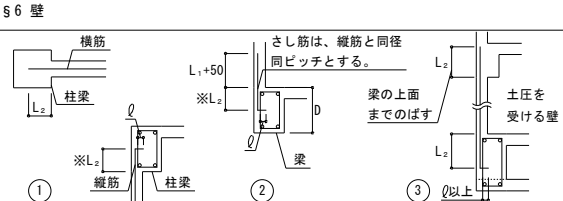
注) スラバ筋を切断しない場合は補強を要しない。※は、設計図による。



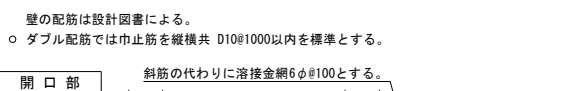
セットバックを含む屋根屋上スラバ隅角補強



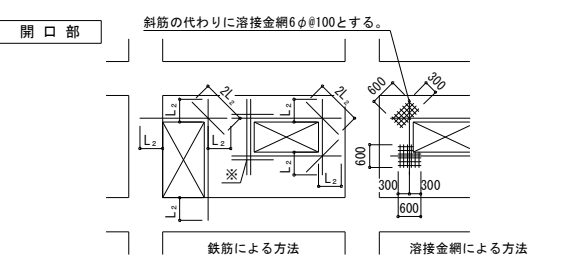
6-1 定着及び継手



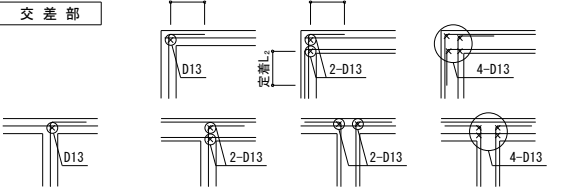
6-2 壁配筋



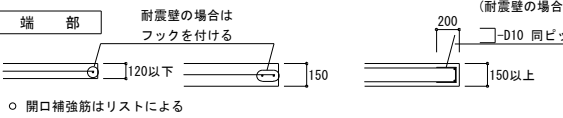
6-3 補強筋



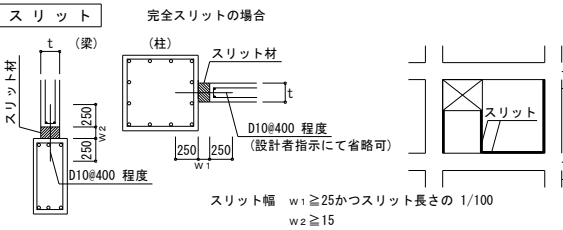
交差部



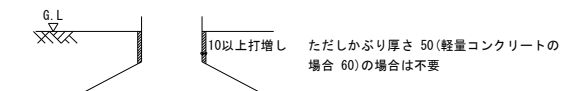
端部



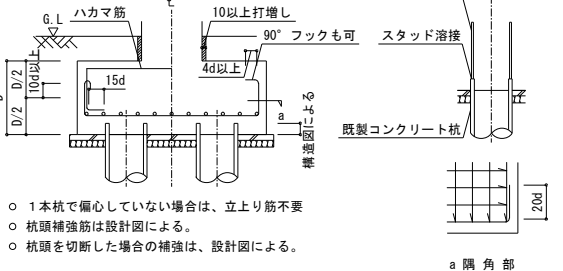
スリット



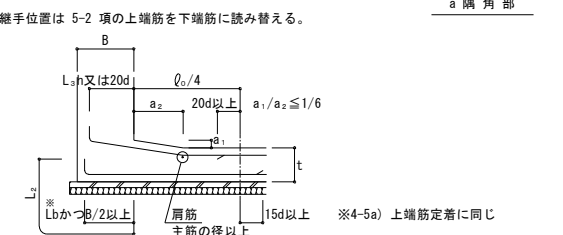
7-1 独立基礎



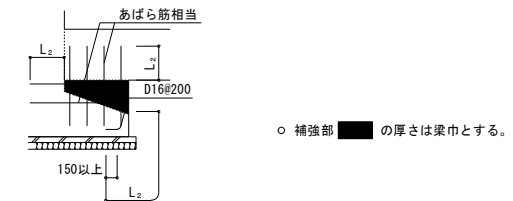
7-2 杭基礎



7-3 べた基礎継手及び定着



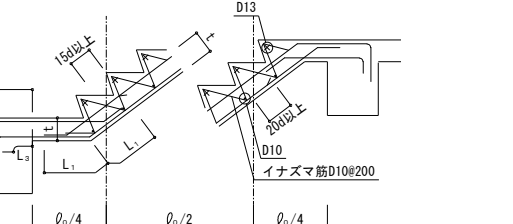
7-4 基礎と基礎梁



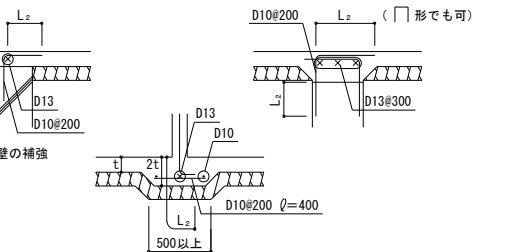
8-1 階段



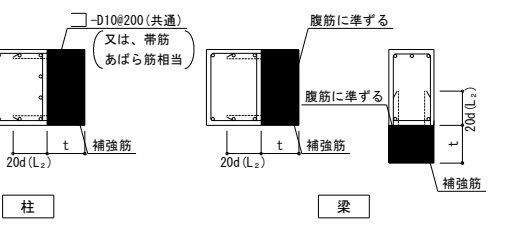
8-2 土間コンクリート



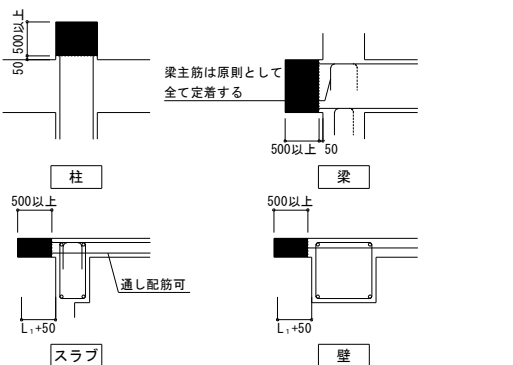
8-3 打増し補強



8-4 増築予定



○ は、打増し部分を示す。と配筋してもよい。
○ 補強筋定着は20d(l_2) ()は、主要な耐力壁等が取付く場合で設計図による。
 $t < 70$ 補強なし $70 \leq t \leq 100$ D13@300
 $100 < t \leq 200$ D16@300 $200 < t \leq 300$ D16@200
 $t > 300$ D16@200
原則として、構造図に記載された個所以外に打増ししてはならない。



○ は、はつり部分を示す。
○ 増築時の継手は、原則として柱・梁の主筋は溶接継手とする。(増築側の鉄筋は水平定着でもよい。)

工事名	大工又地区地かんがい施設工事(第2工区)		
図面名	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 10
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

補強ブロック造配筋標準図（１）

１．一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
- (2) 記号
d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値 D…部材の成 R…直径
@…間隔 r…半径 Q…中心線 Q o…部材間の内法距離 h o…部材間の内法高さ
S T…あばら筋 H O O P…帯筋 S、H O O P…補強帯筋 φ…直径

２．鉄筋加工、かぶり

(1) 鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	180°	135°	90°	折曲げ角度90°はスラブ・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むY形およびL形梁のキャプタイにのみ用いる。
図				
鉄筋の余長	4 d 以上	6 d 以上 (※4 d 以上)	8 d 以上 (※4 d 以上)	
鉄筋は、SD295A、SD295B、SD345を使用する。 折曲げ内法寸法Rは、D16以下は、3 d 以上、D19以上は4 d 以上				

(2) 鉄筋中間部の折曲げの形状 鉄筋の折曲げ角度90°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法 (R)
	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	SD295A SD295B、SD345	D16 以下 D19 以上	3 d 以上 4 d 以上
	上記以外の鉄筋	SD295A SD295B、SD345	D16 以下 D19～D25	6 d 以上

(3) 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

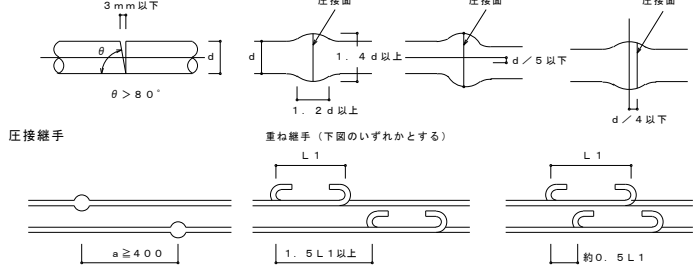
鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲 (kg/cm ²)	定着の長さ			特別の定着及び重ね継手の長さ (L1)
		一般 (L2)	下端筋 (L3)	小梁	スラブ
SD295A SD295B SD345	210 225 240 180	35 d または 25 d フックつき 40 d または 30 d フックつき	25 d または 15 d フックつき 150 mm 以上	10 d かつ 150 mm 以上	40 d または 30 d フックつき 35 d フックつき

コンクリートは普通 $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上 24N/mm^2 以下、軽量 $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上 22.5N/mm^2 以下

継手

- 末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない
- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
- 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする

ガス圧接形状



(4) かぶり厚さ (単位 : mm)

構造部分	最小かぶり厚さ (mm)	設計かぶり厚さ (mm)
屋根スラブ・床スラブ・片持ちスラブ**・非耐力壁	20*	30*
耐力壁・壁梁・小梁・片持ち梁	30*	40*
土に接する耐力壁・床スラブ・布基礎の立上り部分	40	50
基礎 (捨コンクリート部分を除く)	60	70

【注】 * 耐久性上有効な仕上げがない場合は、屋内・屋外にかかわらず10mm増しとする。

又、軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。

** 片持ちスラブ先端は、最小かぶり30mmとする。【8-(1)の⑧参照】

(5) 鉄筋のあき

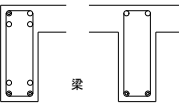
- a. 異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5 d 以上
b. 粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ2.5以上



- 印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

(6) 鉄筋のフック (a～fに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。)

- a. 壁長が1m以下の壁横筋の末端 b. あばら筋、帯筋 c. 煙突の鉄筋
d. 柱、梁 (基礎梁を除く) の出すみ部分の鉄筋 (右図参照)
e. 単純梁の下端筋
f. その他、本配筋標準に記載する箇所

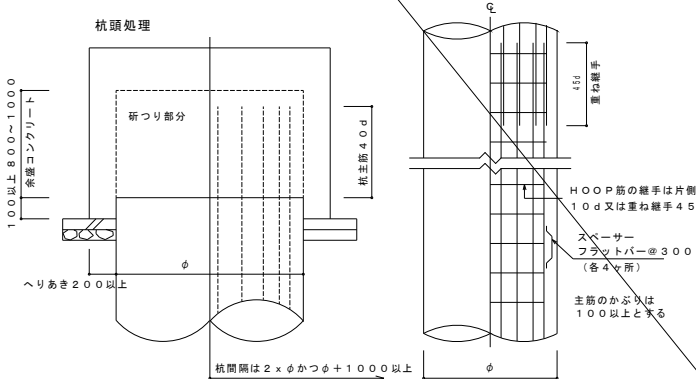


３．杭 (地震力等の水平力を考慮する必要がある場合は、別途検討すること。)

(1) P C杭、又はP H C杭の全てに補強を行う

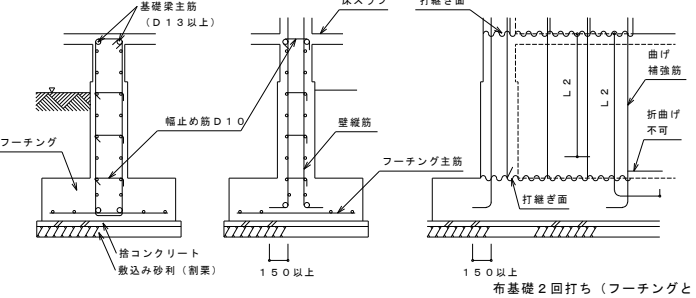
所定の位置に止まった場合		所定より低く止まった場合		
杭 径	300φ、350φ、400φ	450φ	500φ	600φ
補 強 筋	6-D13	8-D13	10-D13	8-D16
H O O P	D10-@150			

(2) 現場打ちコンクリート杭

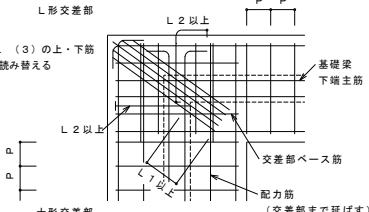


４．基礎

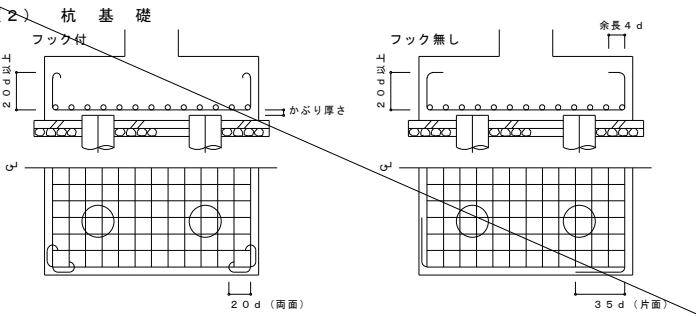
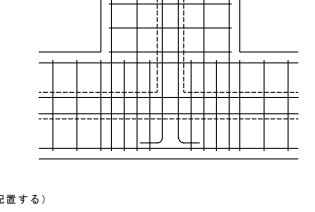
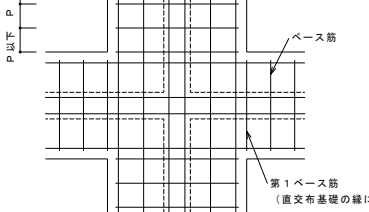
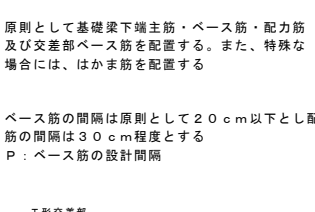
(1) 布基礎



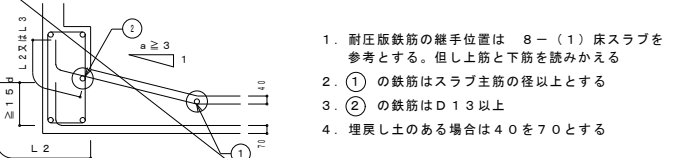
布基礎交差部の配筋 (平面)



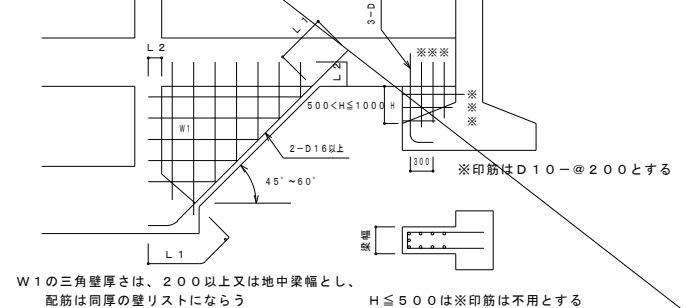
立上り部分を分ける) の場合



(3) べた基礎

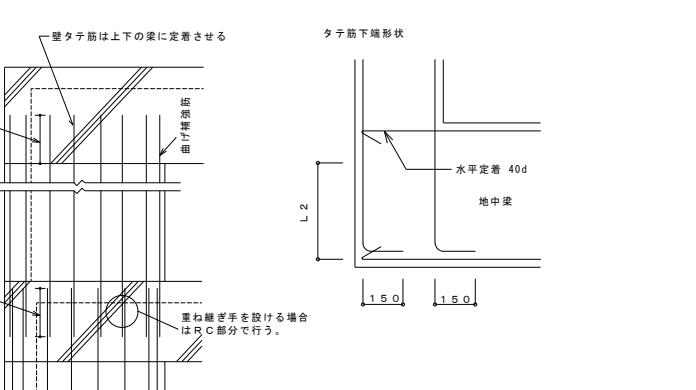


(4) 基礎接合部の補強

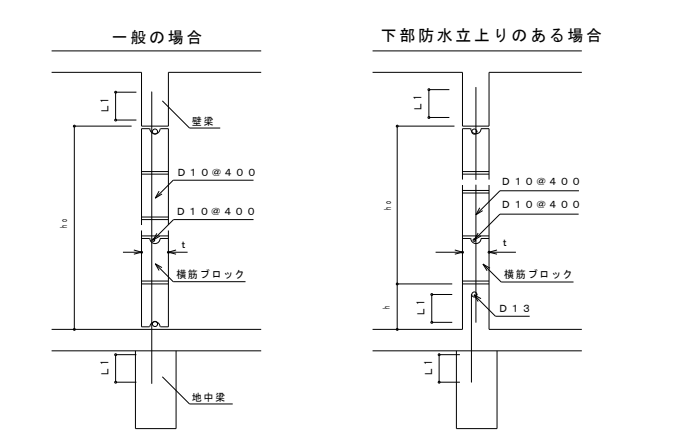


５．耐力壁

(1) 縦筋・曲げ補強筋・縦補強筋の定着

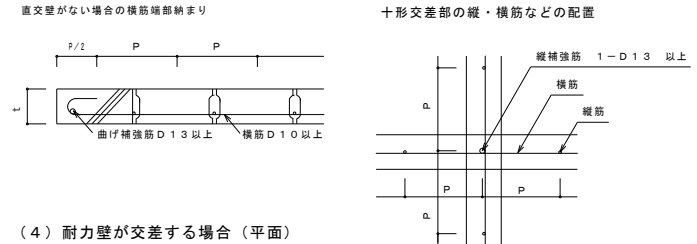


壁 横 筋

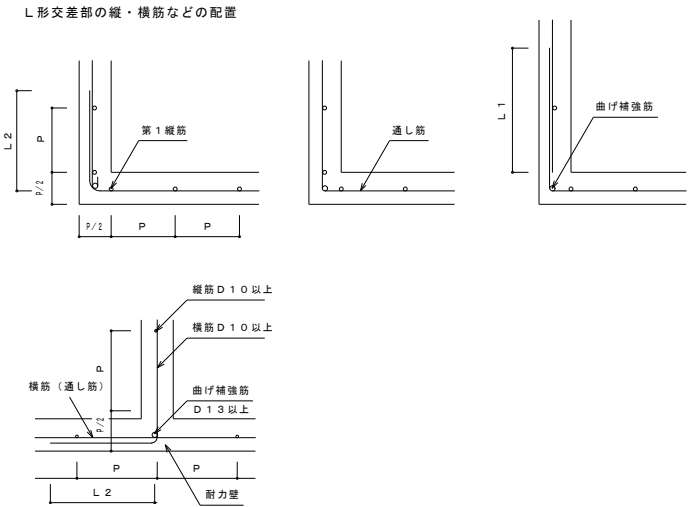


- 注) $h_o \leq 20t$ かつ3000以下とする。
注) h はコンクリートブロック段数調節寸法とする。
注) 鉄筋挿入部はモルタルを充填すること
注) タテ筋はブロック内部で重ね継手を設けないこと。

(2) 耐力壁の縦・横筋の配置

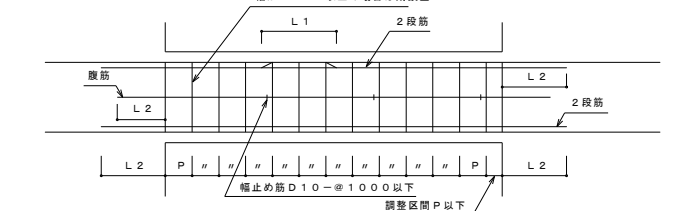


(4) 耐力壁が交差する場合 (平面)

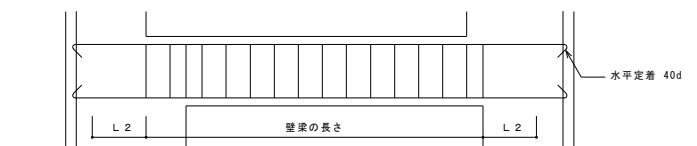


６．壁梁、小梁

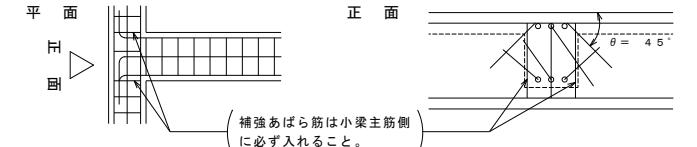
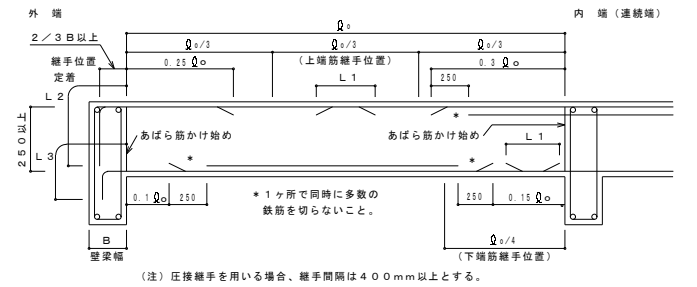
(1) 壁梁の標準配筋図



(2) 壁梁の範囲



小梁の定着・継手位置及びトップ筋長さ

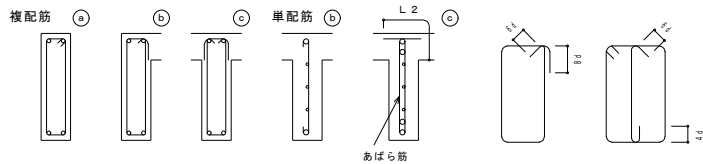


工事名	大工又地区地かんがけ施設工事 (第2工区)
図面名	補強ブロック造配筋標準図 (1)
作成年月日	令和8年度
縮尺	NO SCALE 図面番号 2 - 11
会社名	
事業名	大宜味村役場 農林水産課

補強ブロック造配筋標準図（2）

L＝鉄筋コンクリート構造配筋
標準図（1）の2－（3）による。

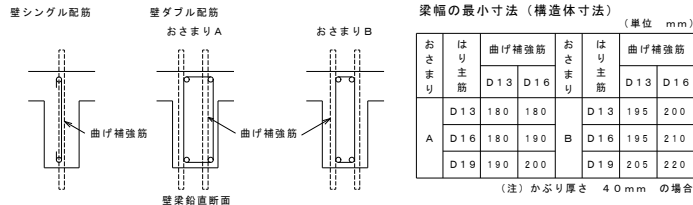
（4）あばら筋の型



- （イ）原則として（a）のフック先曲げとする。
片側床版付（L型）梁で（b）、
両側床版付（T型）梁で（c）とすることができる。
（ロ）フックの位置は（a）にあつては交互、
（b）にあつてはスラブ側とする。

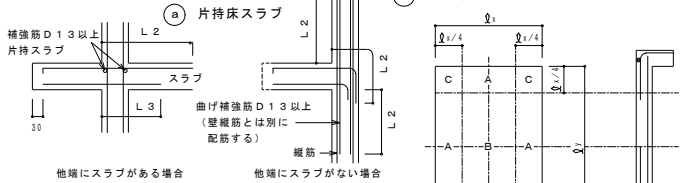
（5）壁梁と壁のおさまり

壁梁の幅は耐力壁の厚さ以上とする



7. 床 板

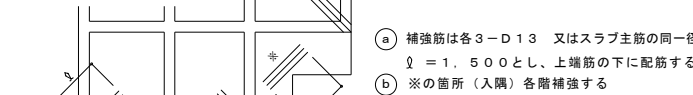
（1）定着および継手



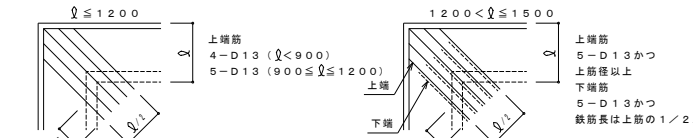
継手位置は原則として下表による。

	標準継手位置
上端筋	短辺方向 B
下端筋	短辺・長辺方向 A C

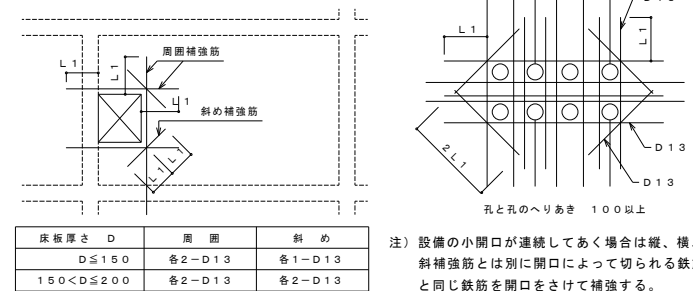
（2）屋根スラブの補強



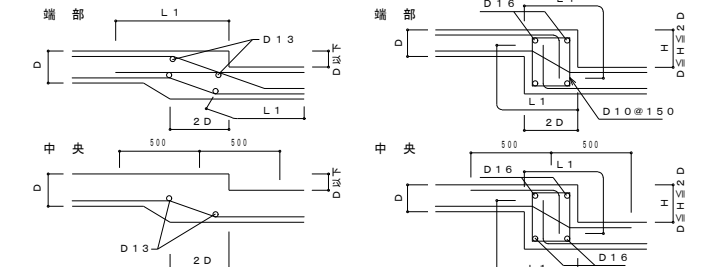
（3）片持ちスラブの出隅補強



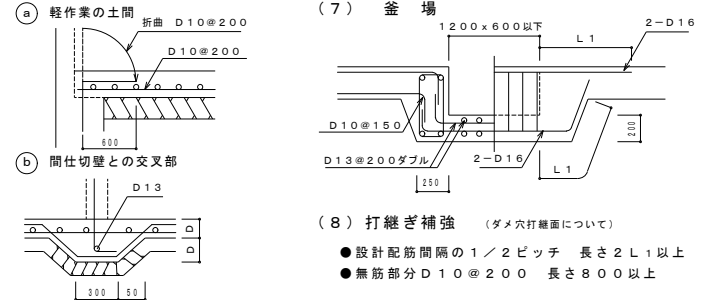
（4）床板開口部の補強



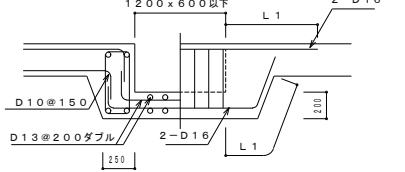
（5）床板段差



（6）土間コンクリート



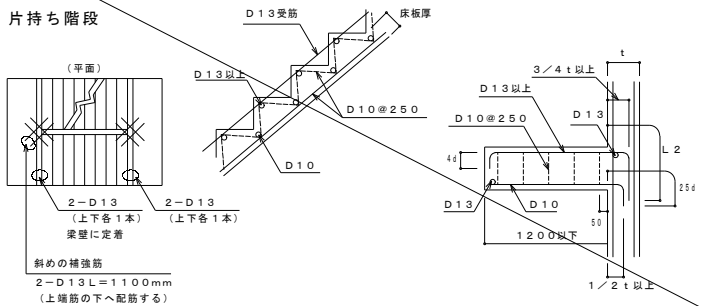
（7）釜 場



（8）打継ぎ補強

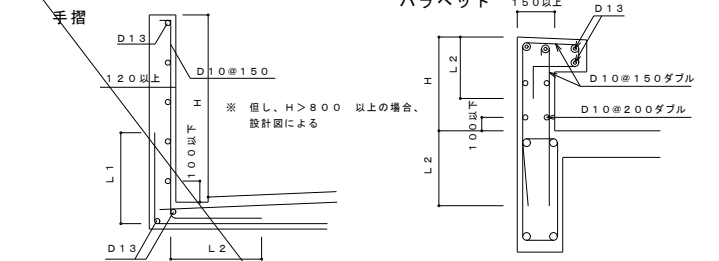
- 設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ2L1以上
●無筋部分D10@200 長さ800以上

8. 階 段



9. その他

（1）手摺、パラベット



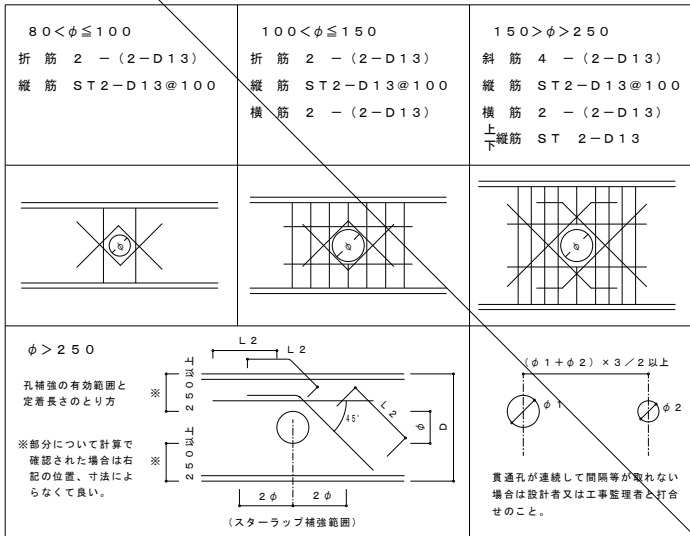
10. 梁貫通孔補強

（1）既製品 （使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと）

□ リング型 □ パイプ型 □ 金網型 □ プレート型 □

（2）鉄筋標準配筋 但し、φ ≤ D/3とする

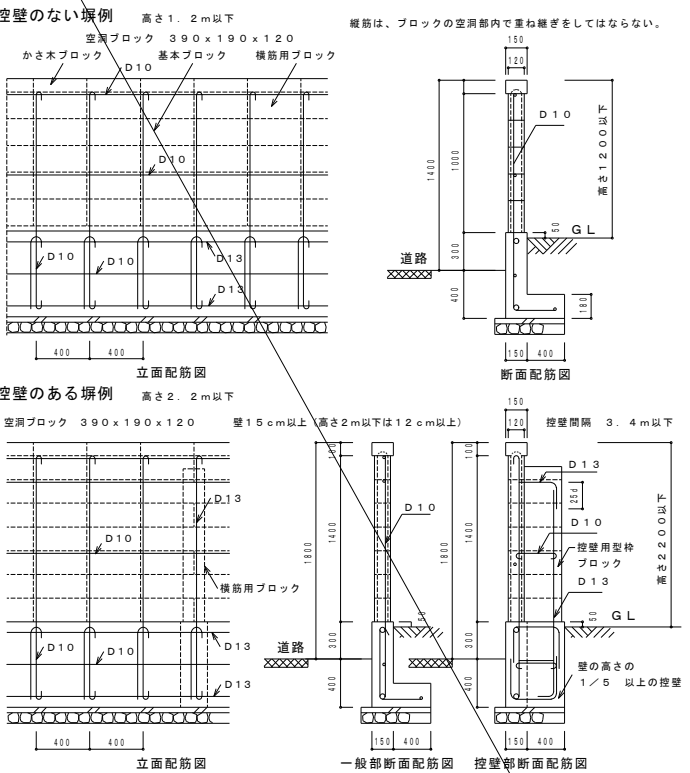
設置可能範囲 梁端部（スパン L/10 以内かつ 2D以内）は避ける



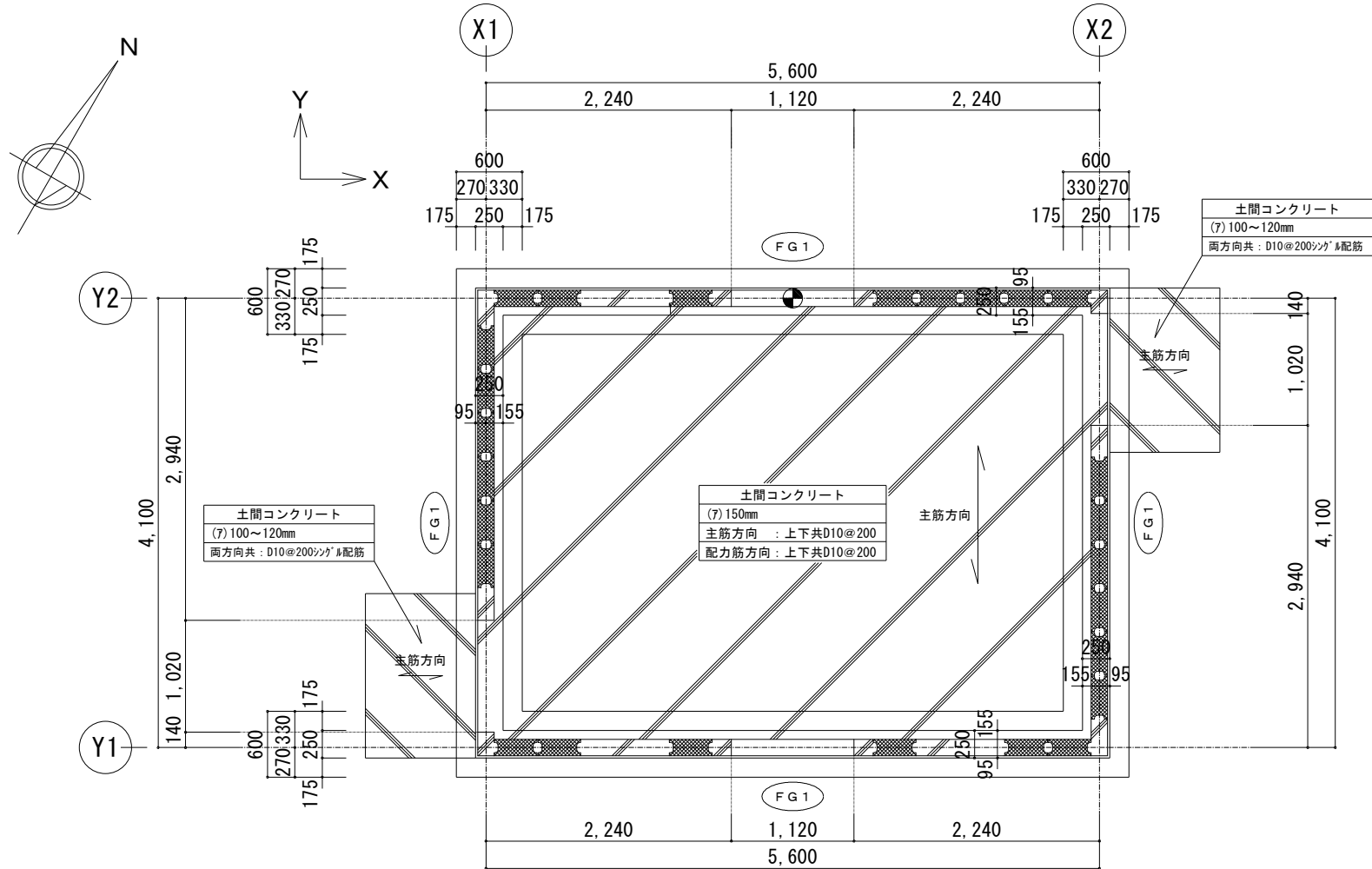
11. コンクリートブロック塀

（1）ブロック塀の高さ・厚さと基礎の構造

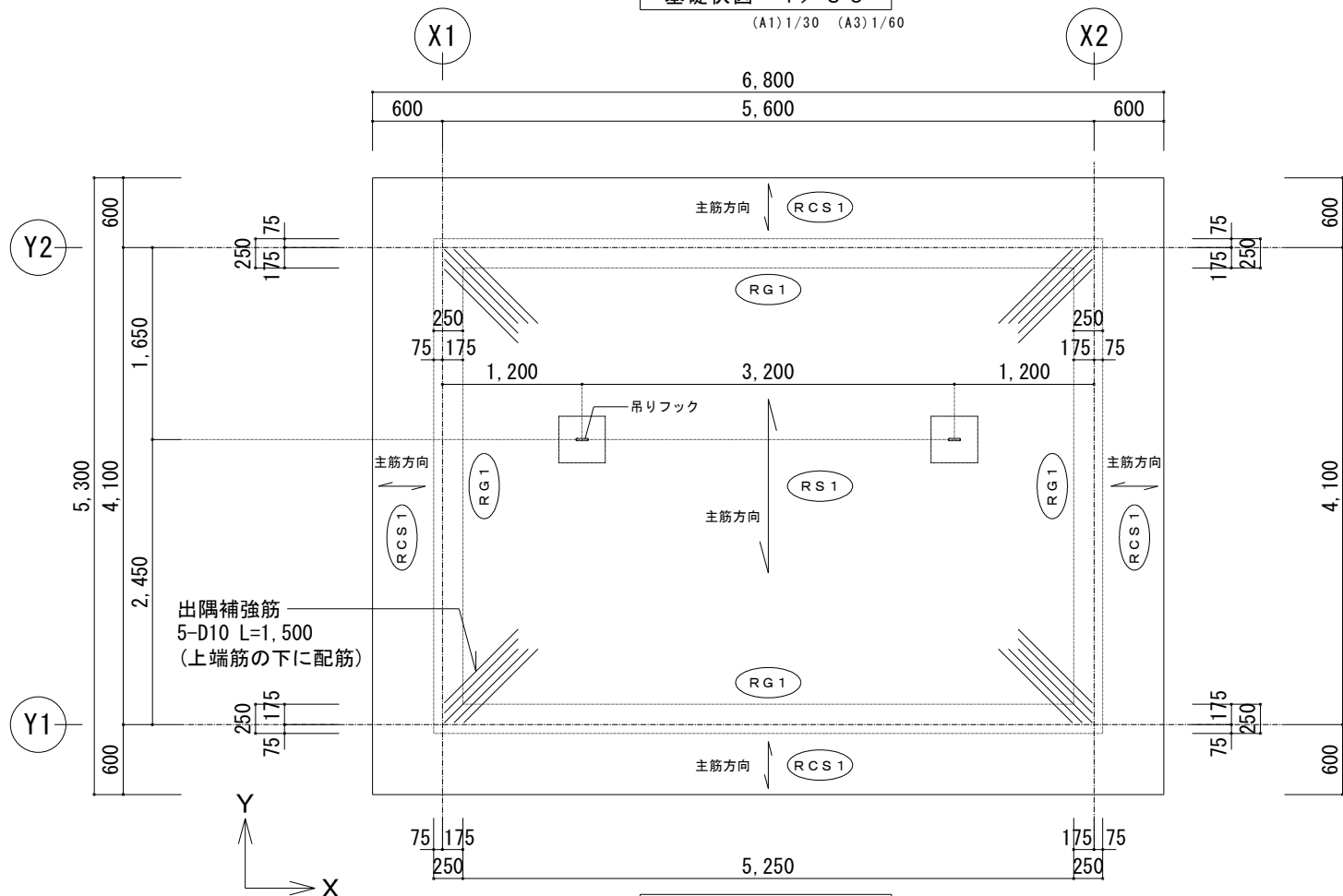
- a. 塀の高さ（地盤面に高低差のある場合は低い方による）は2.2m以下。
b. 塀の厚さは、塀の高さ2m以下の場合は12cm以上、2mを超える場合は15cm以上。
c. 地盤が液状化の恐れのある砂質土及び軟弱土の場合は、別途検討する。
d. 鉄筋挿入部はモルタルを充填すること。



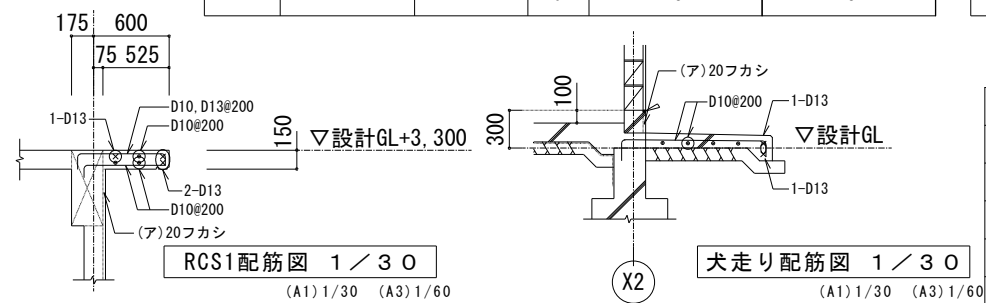
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	補強ブロック造配筋標準図(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 12
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		



基礎伏図 1 / 3 0
(A1) 1/30 (A3) 1/60



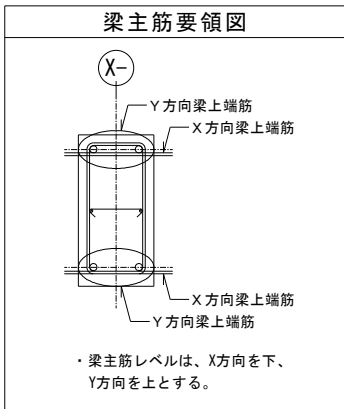
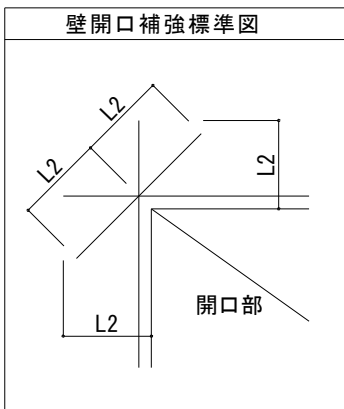
梁伏図 1 / 3 0
(A1) 1/30 (A3) 1/60



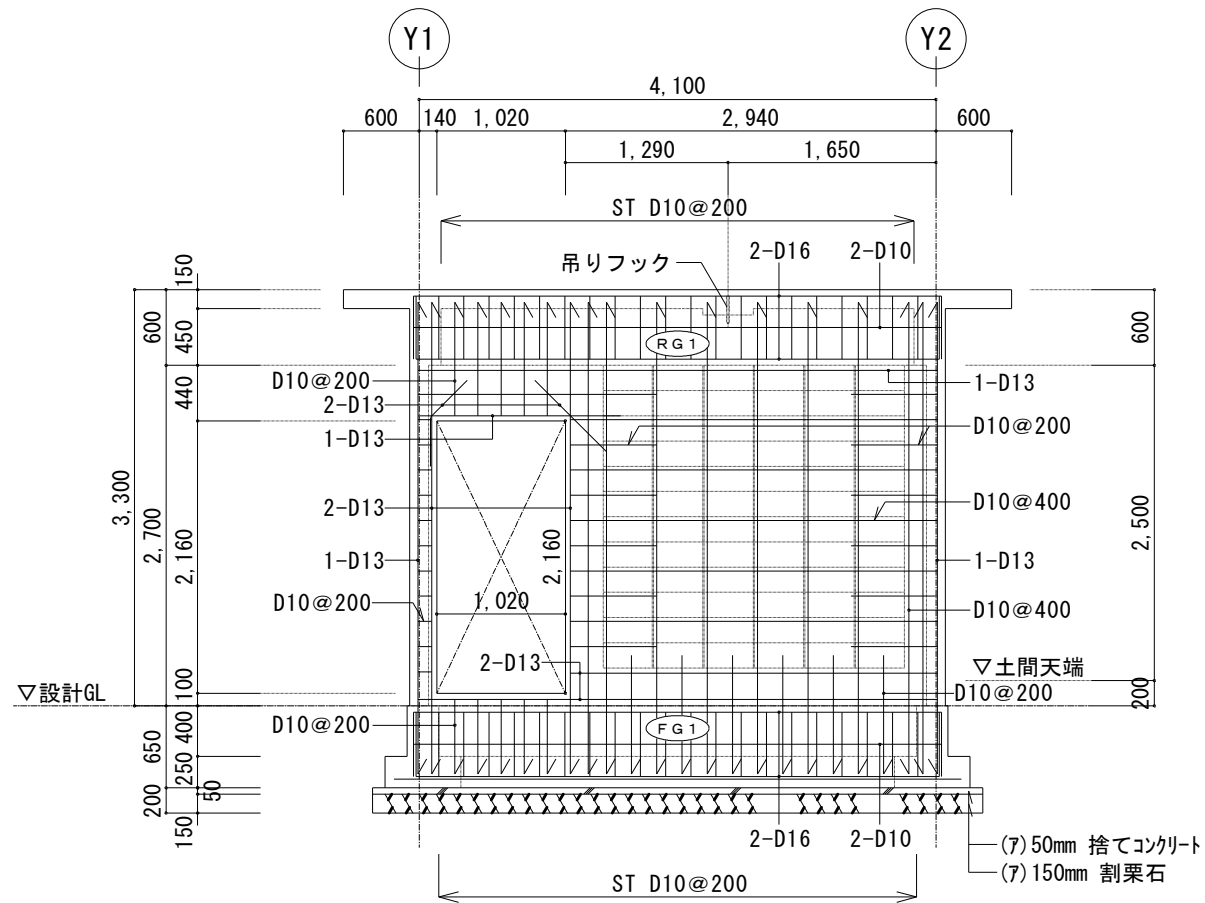
- 特記事項
1. コンクリートは $F_c = 24 + 3N/mm^2$ を使用する。
 2. 鉄筋 D16 以下は、SD295 を使用する。
 3. 特記なき基礎底位置は、設計 GL-650 とする。
 4. ● は、平板載荷試験位置を示し、長期地耐力は $100kN/m^2$ 以上を確保する事とする。
(現場にて地耐力に違いがある場合は、監理者に確認する事。)
 5. コーナー面木は 15 * 15 とする
 6. 外部に面する梁型、RC壁は (7) 20mm フカシとする

符号	RG1	符号	W15	CB15
位置	全	位置	全	全
形状		形状		
※構造寸法		※垂直断面とする		※垂直断面とする
上筋	2-D16	縦筋	D10@200 (シングル)	D10@400
腹筋	2-D10	横筋	D10@200 (シングル)	D10@400
下筋	2-D16	開口部 補強筋	縦筋	1-D13
S T	D10@200		横筋	1-D13
幅止	D10@600		斜め	1-D13

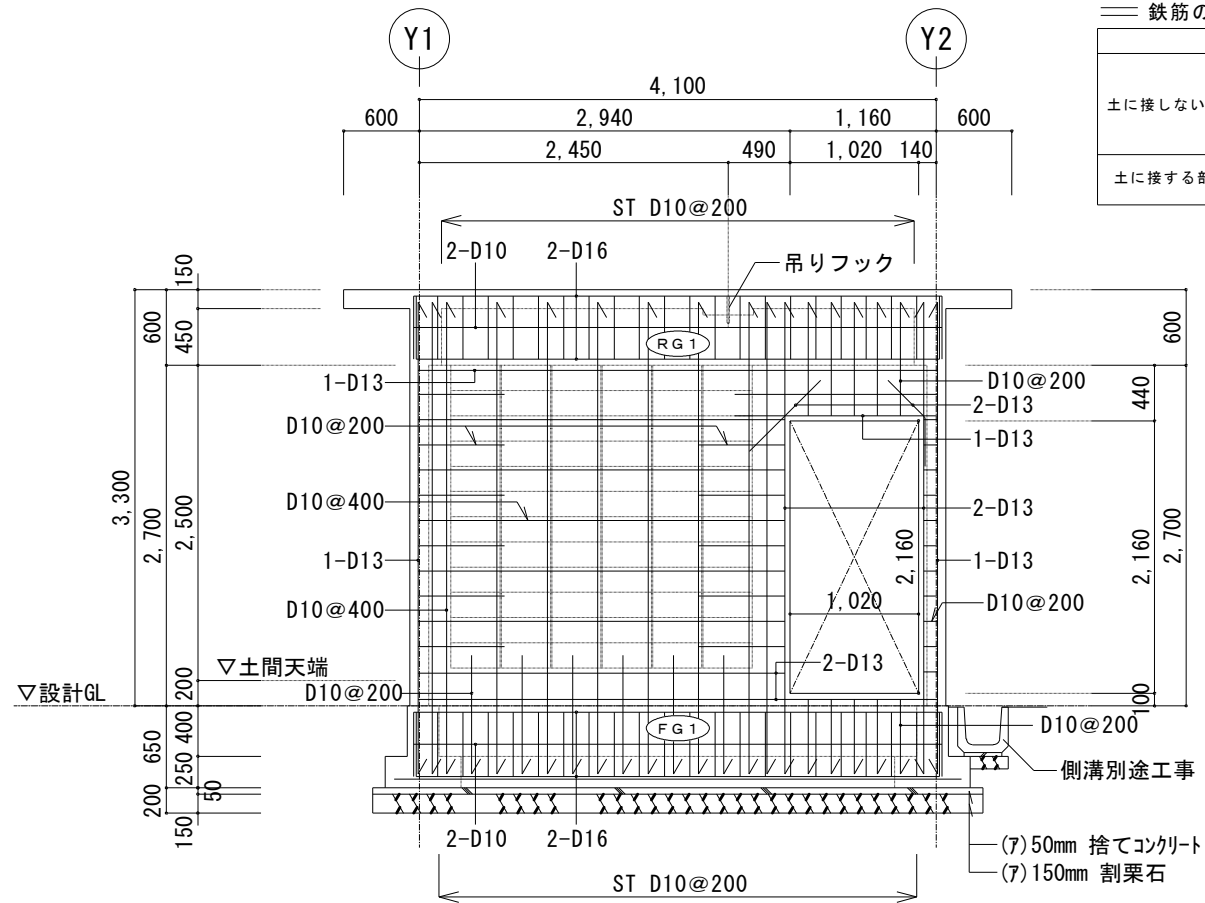
符号	FG1	
位置	全	
形状		
上筋	2-D16	
腹筋	2-D10	
下筋	2-D16	
S T	D10@200	
幅止	D10@600	



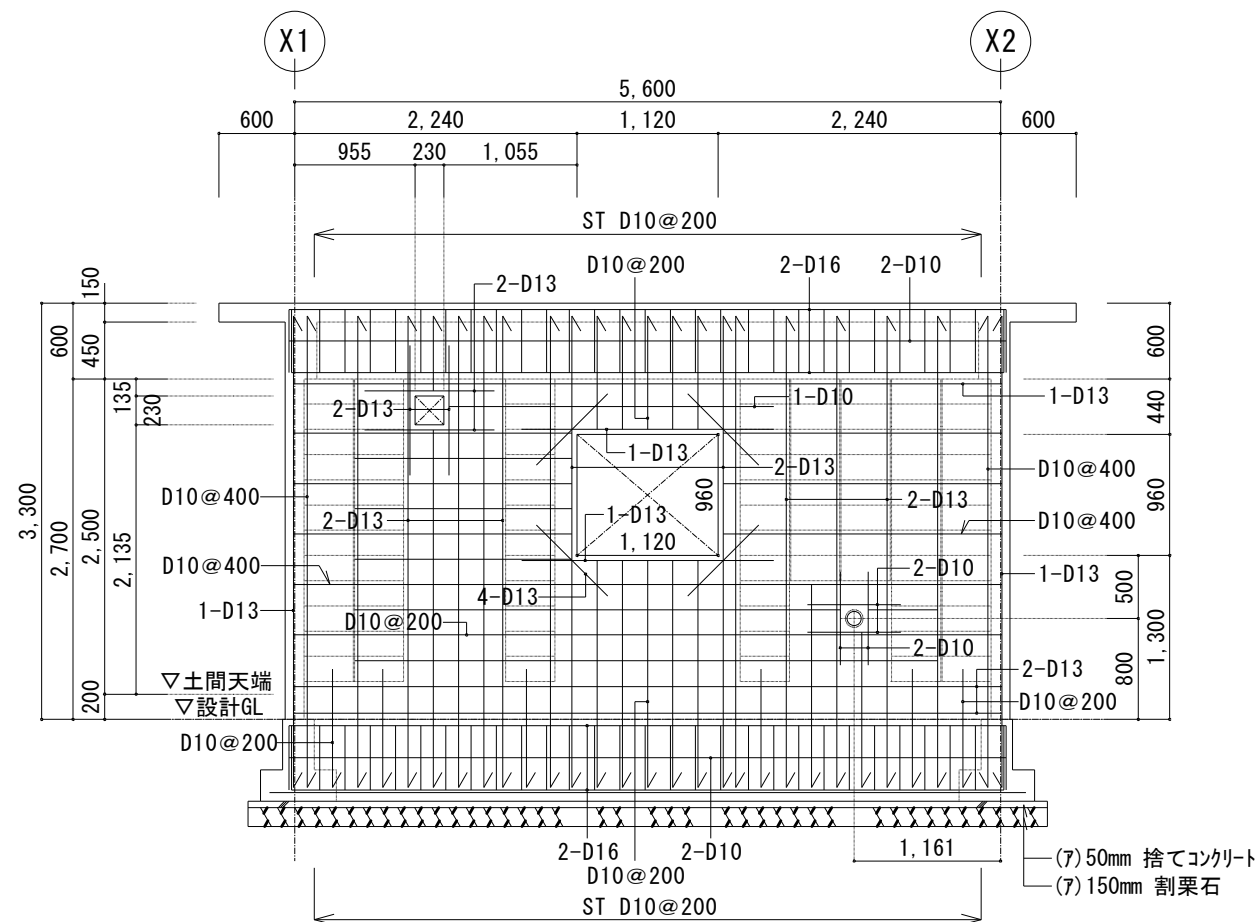
工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	基礎伏図、梁伏図、部材リスト		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	2 - 13
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		



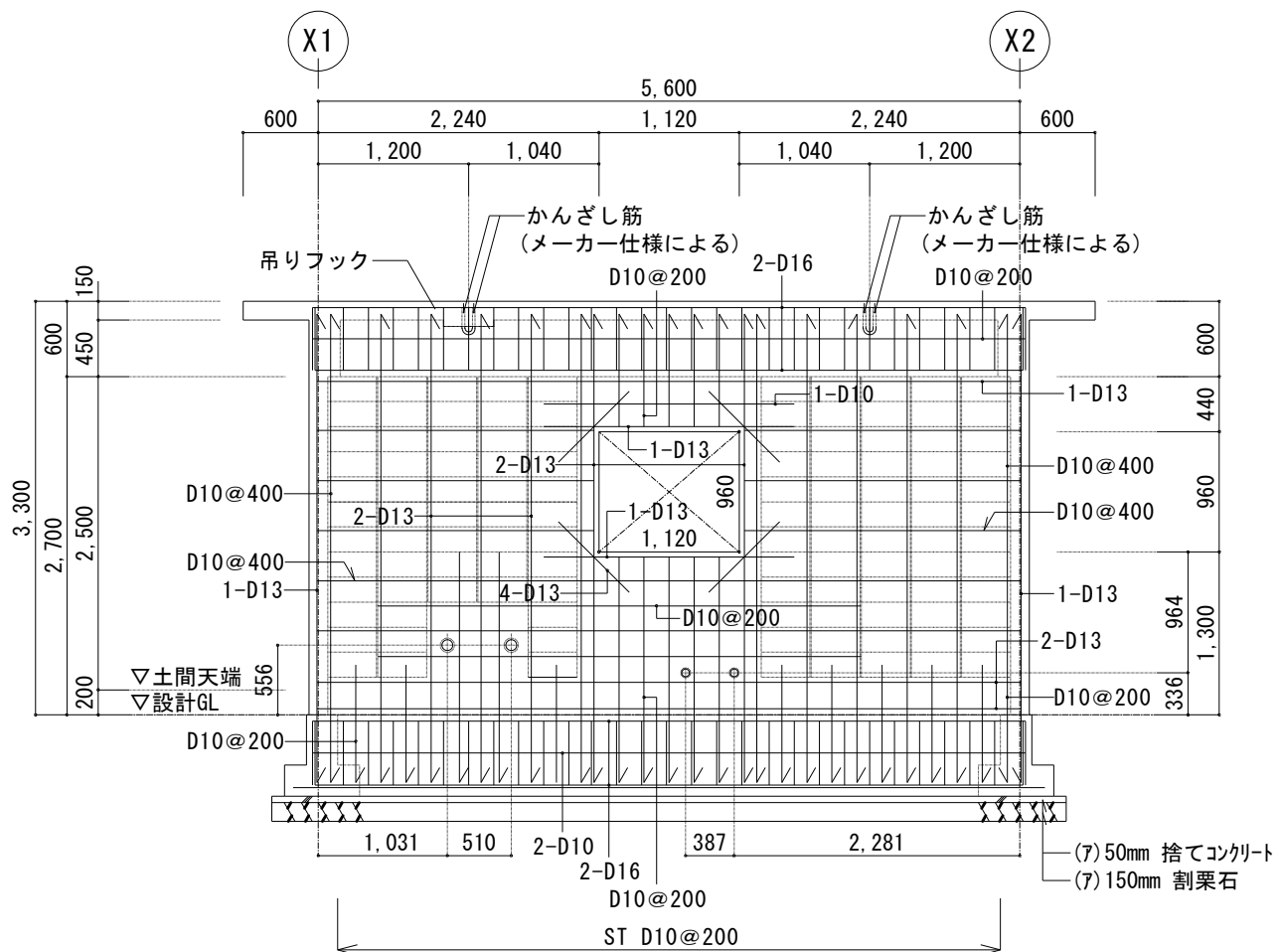
X1通り軸組図 1/30
(A1) 1/30 (A3) 1/60



X2通り軸組図 1/30
(A1) 1/30 (A3) 1/60



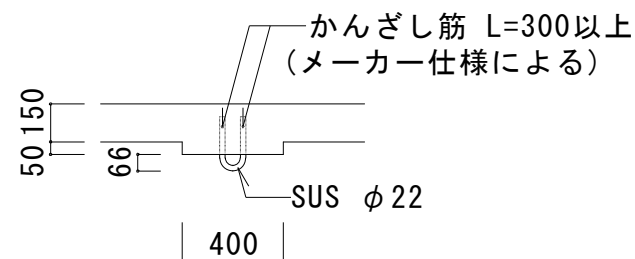
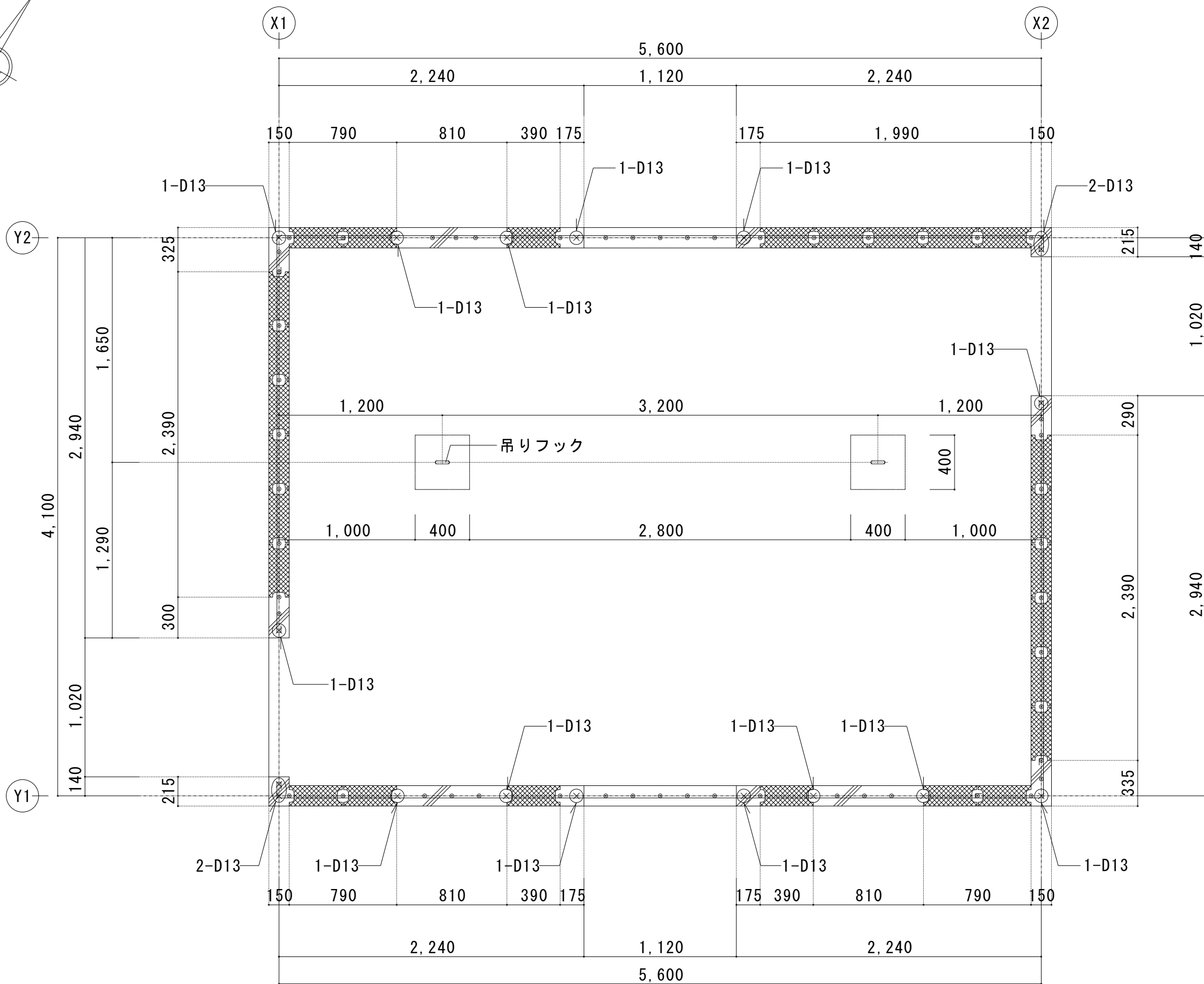
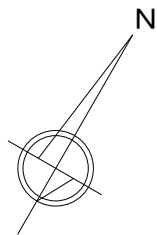
Y1通り軸組図 1/30
(A1) 1/30 (A3) 1/60



Y2通り軸組図 1/30
(A1) 1/30 (A3) 1/60

部位			かぶり厚さ (mm)
土に接しない部分	屋根スラブ、床スラブ及び非耐力壁	屋内	30以上
		屋外	40以上
	柱、はり及び耐力壁	屋内	40以上
		屋外	50以上
土に接する部分	柱、はり、床スラブ及び耐力壁		50以上
	基礎		70以上

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	軸組図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	2 - 14
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		



吊りフック詳細図 1 / 15
(A1) 1/15 (A3) 1/30

ブロック割付配筋図 1 / 15
(A1) 1/15 (A3) 1/30

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	ブロック割付配筋図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/15	図面番号	2 - 15
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

沖縄県土木建築部

令和6年7月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名

: 沖大工又地区畑地かんがい施設測量設計調査業務委託

(2) 工事場所

: 沖縄県国頭郡大宜味村字根路銘2268-1番（地域地区等：都市計画区域外）

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m2)	消防法施行令別表第一
ポンプ室	RC造 地上1階建て	22.96	
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目（○印を付けたものを適用する）

工事科目	建物別及び屋外			
	ポンプ室			屋外
電灯設備	○			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備				
構内交換設備				
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備				
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備				
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備				
中央監視制御設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理				
撤去工事				
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 7年 4月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 7年 3月 日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（. . .）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用しよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのまゝの状態で保存すること。なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

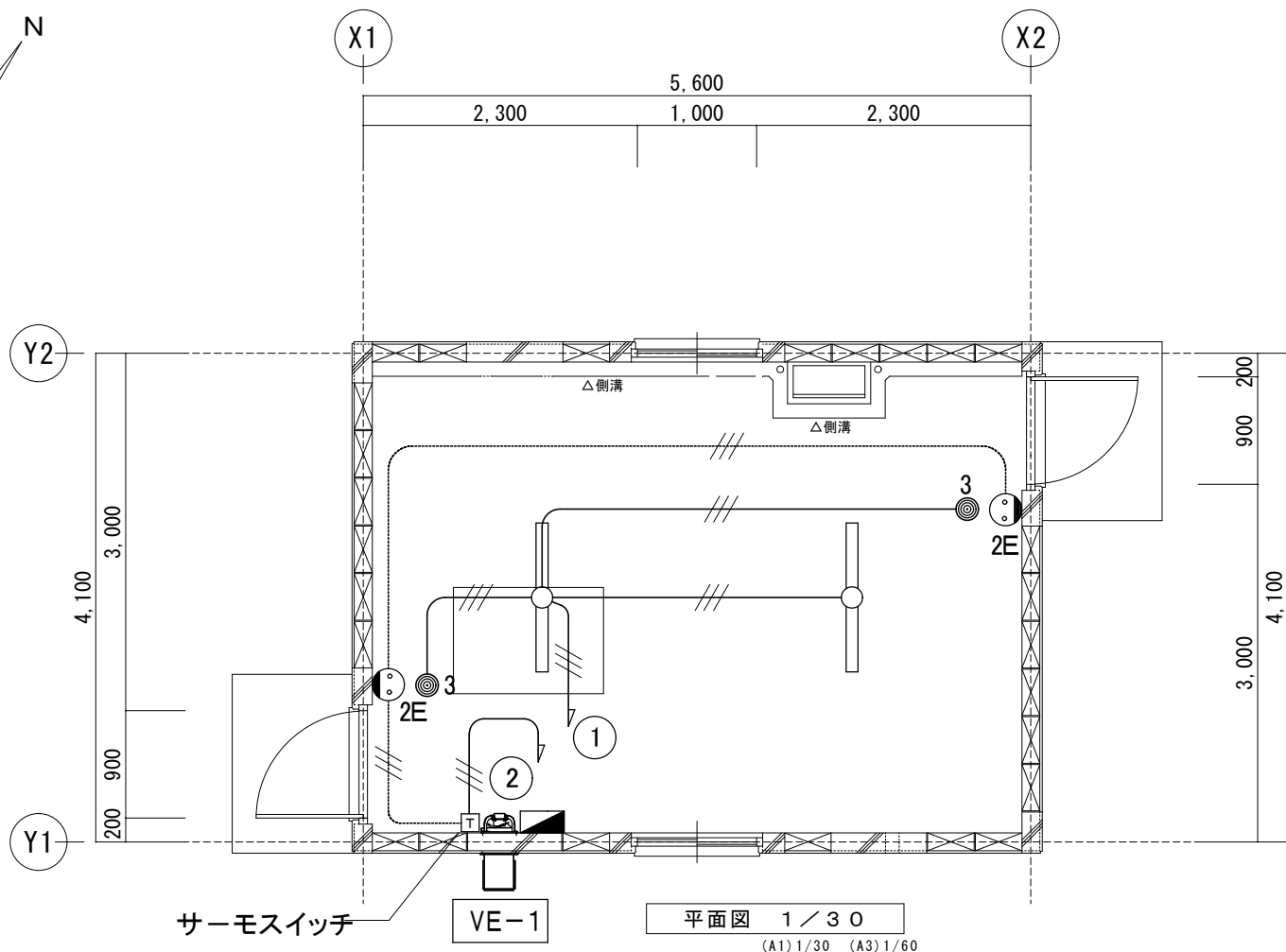
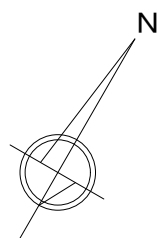
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	電気設備特記仕様書(1)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 16
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

			○ 8 工事の記録 （1. 2. 4） ○ 9 設計図CADデータの貸与 ○ 10 施工管理体制 （1. 3. 1） (1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入れ執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。		○ 16 発生材の処理等 （1. 3. 9） 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><th></th><th colspan="3">発生材の種類及び処理方法</th></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>・ 無</td><td>・ 有（図示）</td><td></td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>・ 無</td><td>・ 有（図示）</td><td>※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>・ 無</td><td>・ 有（図示）</td><td></td></tr></table> (2) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に關しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。		発生材の種類及び処理方法			引渡しを要するもの	・ 無	・ 有（図示）		特別管理産業廃棄物	・ 無	・ 有（図示）	※現場調査を行う	再利用を図るもの	・ 無	・ 有（図示）	
	発生材の種類及び処理方法																				
引渡しを要するもの	・ 無	・ 有（図示）																			
特別管理産業廃棄物	・ 無	・ 有（図示）	※現場調査を行う																		
再利用を図るもの	・ 無	・ 有（図示）																			
項目	特記事項																				
	※																				
一般共通事項																					
○ 1	工事実績情報の登録 （1. 1. 4）	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																			
○ 2	適用図書等 （1. 1. 6）	※公共建築工事標準仕様書（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図(令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和５年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿(令和６年版）（一般社団法人公共建築協会） ※																			
○ 3	別契約の関連工事 （1. 1. 7）	(1) 関連工事との取り合いは、別表－１による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。																			
○ 4	工事の一時中止に係る事項 （1. 1. 9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。																			
5	工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式-1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。																			
6	概成工期 （1. 2. 1）	図示された範囲は、 令和 年 月 日までに完了すること。																			
○ 7	施工図等 （1. 2. 3）	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。																			

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	電気設備特記仕様書(2)		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 17
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

○	17	工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険	○	23	情報共有システムの使用	(5) 建築物等の利用に関する説明書について ◎ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	○	33	磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。																																
			(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。				本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8. 1／10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。				34	その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。 ・ 電力引込に係る負担金（ 円） (3) 図示されたものを除き、以下による。 ・ 位置ボックスは（ ・ 金属製 ◎ 合成樹脂製 ・ ）とする。 ・ フラッシュプレートは（ ・ 樹脂製 ◎ ステンレス製 ・ 黄銅WB製 ・ ）とする。 ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ◎ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。 ※ 照度測定場所：ポンプ室																														
○	18	ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	○	24	墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。	○	別表ー1（関連工事との取り合い）																																		
○	19	機材の品質等 (1.4.2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○	25	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。	○	26	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。																																
○	20	化学物質の濃度測定 (1.5.7)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>測定時期</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													○	27	仮設工事 (2.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 (※設置しない ・ 設置する（ ・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用））。 <table><tr><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量													○	28	土工事 (2.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 構外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ k m ） 搬出先基準（条件）（ ）
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																								
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																								
○	21	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	○	29	塗装工事 (2.7.1)	めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。	○	30	機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。																																
○	22	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することという。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書	○	31	施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。	○	32	耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。																																
											※配線は接続を含むものとする。																																
											<table><tr><td>工事名</td><td colspan="3">大工又地区郷地かんがい施設工事（第2工区）</td></tr><tr><td>図面名</td><td colspan="3">電気設備特記仕様書(3)</td></tr><tr><td>作成年月日</td><td colspan="3">令和8年度</td></tr><tr><td>縮尺</td><td>NO SCALE</td><td>図面番号</td><td>2 - 18</td></tr><tr><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>事業者名</td><td colspan="3">大宜味村役場 農林水産課</td></tr></table>				工事名	大工又地区郷地かんがい施設工事（第2工区）			図面名	電気設備特記仕様書(3)			作成年月日	令和8年度			縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 18	会社名				事業者名	大宜味村役場 農林水産課							
工事名	大工又地区郷地かんがい施設工事（第2工区）																																										
図面名	電気設備特記仕様書(3)																																										
作成年月日	令和8年度																																										
縮尺	NO SCALE	図面番号	2 - 18																																								
会社名																																											
事業者名	大宜味村役場 農林水産課																																										



分電盤負荷表及び接続図

1φ2W100V

回路 番号	負 荷 名 称	負 荷 合 計 (VA)	相別負荷容量(VA)		MCCB		接 続 図
			A 相	B 相	P-AF	A T	
①	電 灯	112	112		2-30	20	
②	換気扇 コンセント	228	228		2-30	20	
③	予 備				2-30	20	
	合 計	340	340		2-50	30	

※ 樹脂製メーカー標準品とする。(参考カワムラ電器ENE A 23033)
裏ボックス:樹脂製スイッチボックス3個用

換気設備機器表

記 号	名 称	機 器 仕 様	電 源			数 量
			φ (相)	V (電圧)	W (容量)	
VE-1	有圧換気扇 EF-20YSXC(三菱)	型式:排気形有圧換気扇、羽根径20cm	1	100	28	1
		設計風量:350m3/h、静圧:30Pa				
		付属品:ステンレス製屋外フード(防鳥網付)				
		風圧シャッター、サーモスイッチ、他必要部材一式含む				

※ 明記品番は参考とし、同等品以上とする。

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	屋内用 露出型
	盤回路番号	
	照明器具(LED灯)	
	コンセント 2P15A×2E付き	塩ビアウトレットボックス
	スイッチ 3W15A×1	塩ビスイッチボックス1個用

照 明 器 具 表

	公共品番 LSS9-MP/RP-4-64-LN
LEDベースライト 光束:6400Lm以上 LED(昼白色) 寸法:幅120×1, 200×高100以下 本体:SUS カバー:PC、PMMA(白) 消費電力:56.0W以下	

※ 注 記

1) 電灯設備の明記なき配線配管は下記とする。

- EM-IE2.0×2(PF16)(天井隠ぺい)
- EM-IE2.0×3(PF16)(天井隠ぺい)
- EM-IE2.0×4(PF16)(天井隠ぺい)

2) コンセント設備の明記なき配線配管は下記とする。

- EM-IE2.0×3(PF16)(床下隠ぺい)

3) 位置ボックスは全て樹脂製とする。
プレートは金属製とする。

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事(第2工区)		
図面名	電気設備平面図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	2 - 19
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

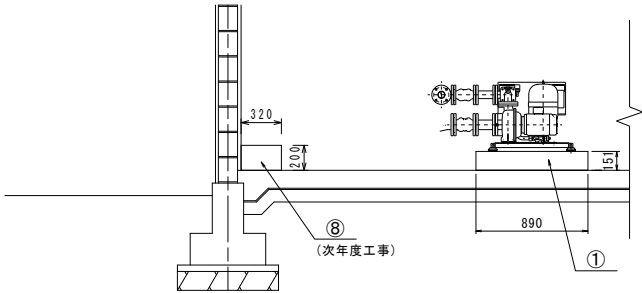
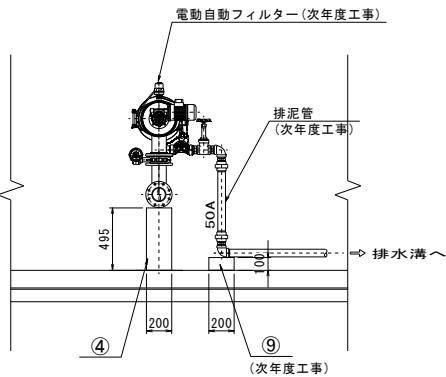
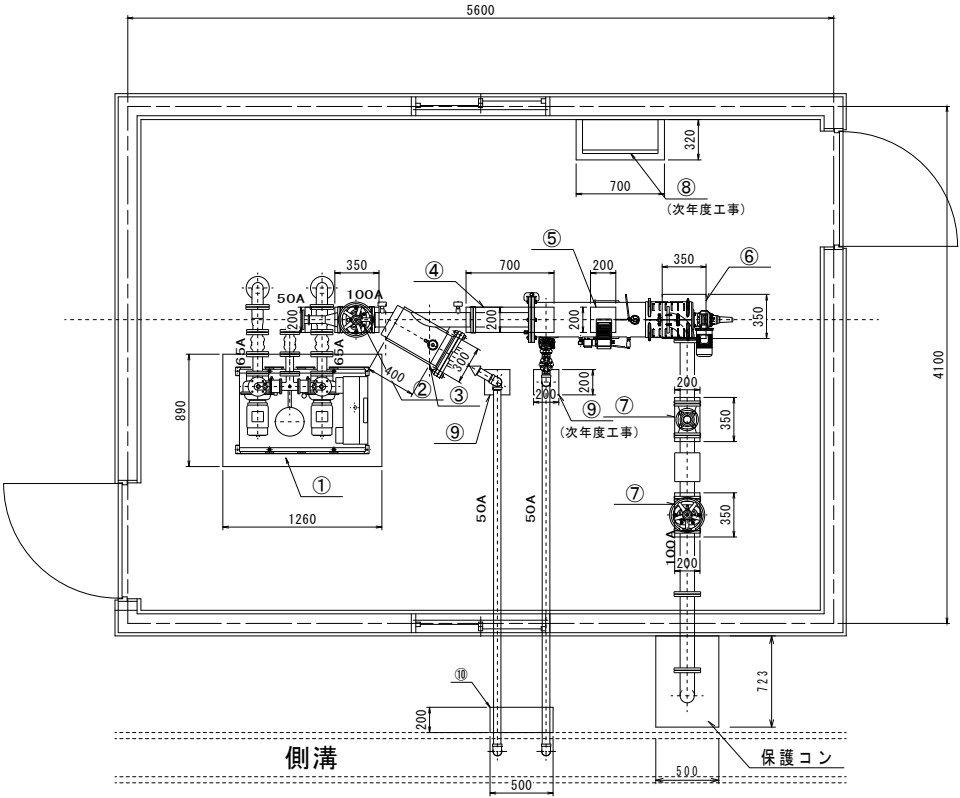
加 圧 ポ ン プ 工 事

Technical drawing of a vertical mast assembly. The drawing shows a side view of the mast with various components labeled with numbers 1 through 11. Dimensions are provided for the mast's height and the spacing between components. The mast is shown in two sections, with a break indicated by a dashed line. The total height of the mast is 1600 mm. The spacing between the top section and the middle section is 1600 mm. The spacing between the middle section and the bottom section is 1600 mm. The spacing between the bottom section and the base is 190 mm. The base is labeled 1. The mast is supported by a base plate labeled 2. The mast is shown in two sections, with a break indicated by a dashed line. The total height of the mast is 1600 mm. The spacing between the top section and the middle section is 1600 mm. The spacing between the middle section and the bottom section is 1600 mm. The spacing between the bottom section and the base is 190 mm. The base is labeled 1. The mast is supported by a base plate labeled 2. The mast is shown in two sections, with a break indicated by a dashed line. The total height of the mast is 1600 mm. The spacing between the top section and the middle section is 1600 mm. The spacing between the middle section and the bottom section is 1600 mm. The spacing between the bottom section and the base is 190 mm. The base is labeled 1. The mast is supported by a base plate labeled 2.

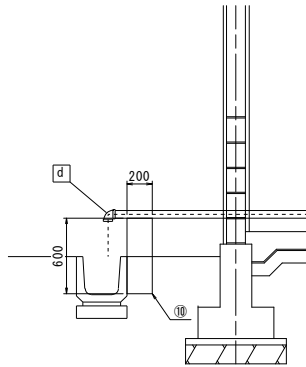
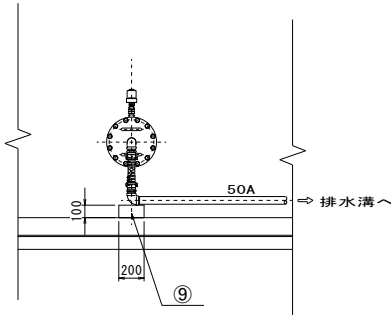
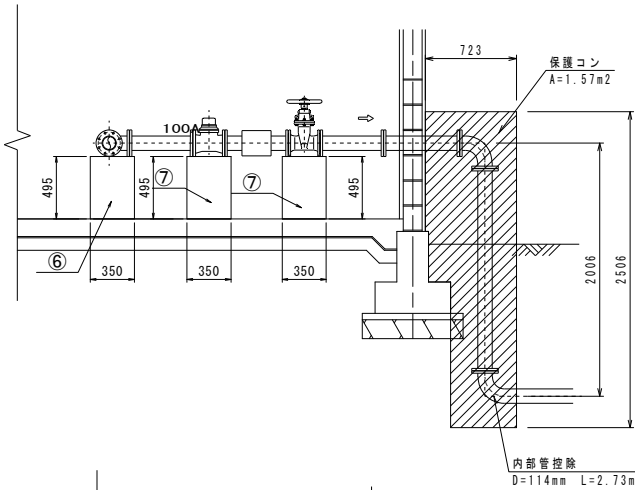
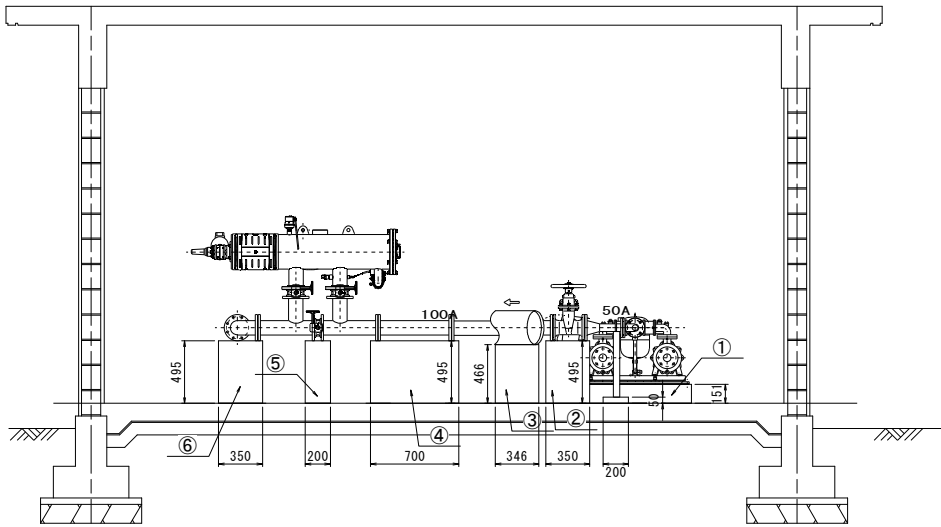
番 号	名 称	名 称	個 数	備 考
a	ニップル	50A	—6—	1個 白
b	垂直バルブ (HY-YV-7)	50A	1	
c	長ニップル	50A×150L	1	白
d	エルボ (90°)	50A	—6—	3個 白
e	ニューカップラー (スターターメス)	50A	2	NC-4
f	布ホース	50A×200L	1	両端ニューカップラー付NC-1
g	両ネジ直管	50A×2850L	—2式—	1式 SGPW
h	仕切弁	50A	1	
i	ユニオン	50A	2	白
j	両ネジ直管	50A×520L	1	SGPW

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事（第2工区）		
図面名	ポンプ配管図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	3 - 1
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

基礎コン・保護コン詳細図



名 称	寸 法	個 数	型 枠	生コン
基礎コン①	850×1260×151	1	0.6m ²	0.16m ³
基礎コン②	200×350×495	1	0.5m ²	0.03m ³
基礎コン③	300×400×466	1	0.7m ²	0.06m ³
基礎コン④	200×700×495	1	0.9m ²	0.07m ³
基礎コン⑤	200×200×495	1	0.4m ²	0.02m ³
基礎コン⑥	350×350×495	1	0.7m ²	0.06m ³
基礎コン⑦	200×350×495	2	0.5m ²	0.03m ³
基礎コン⑧	320×700×200	1	0.4m ²	0.04m ³
基礎コン⑨	200×200×100	2-1個	0.1m ²	0.01m ³
基礎コン⑩	200×500×600	1	0.8m ²	0.06m ³
保護コン	A=1.57m ² ×B=0.5	1	4.4m ²	0.76m ³



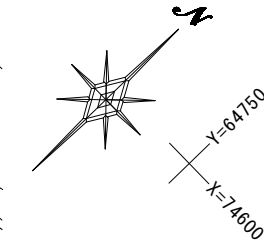
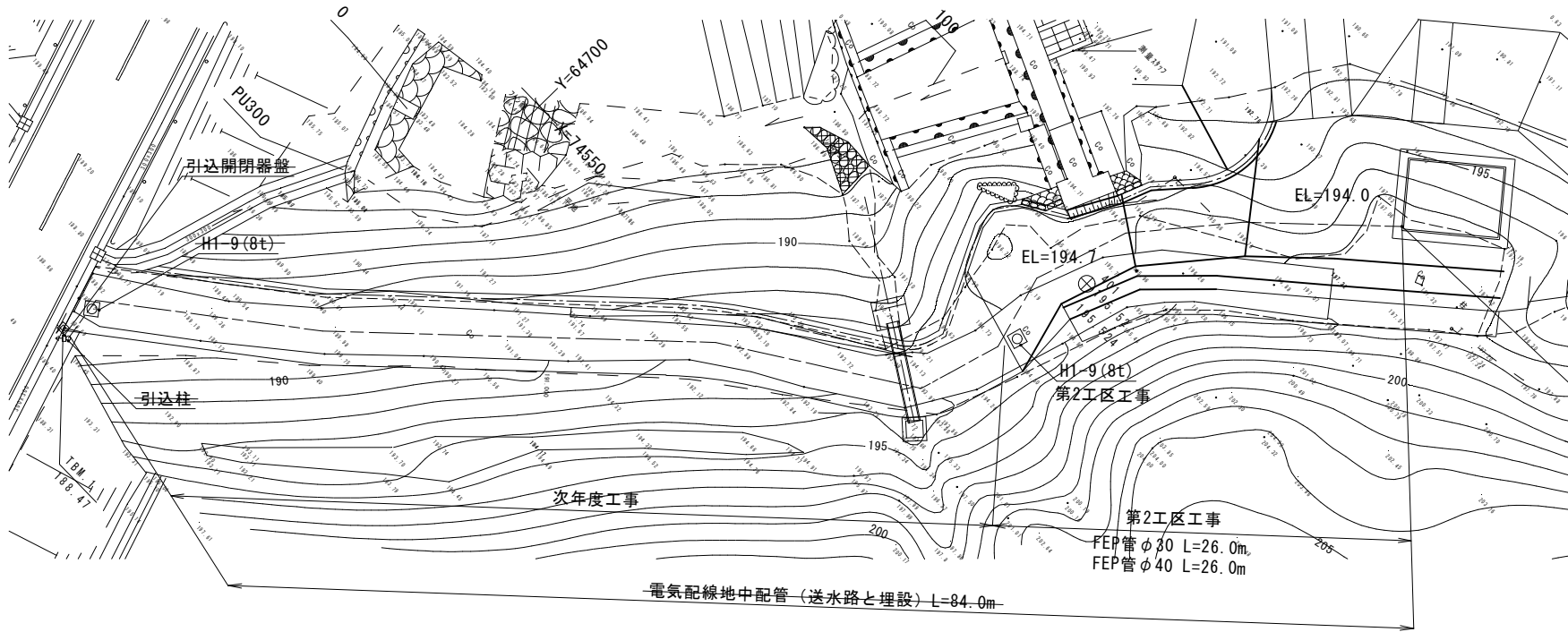
※取り消し線は次年度工事

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	基礎コン・保護コン詳細図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	1/30	図面番号	3 - 2
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

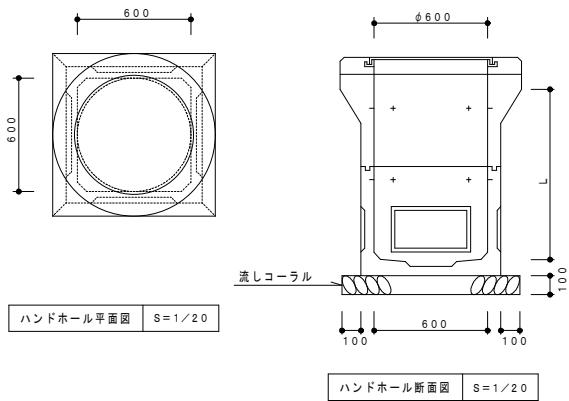
電気配管配線図

電気配管配線平面図

S=1/200



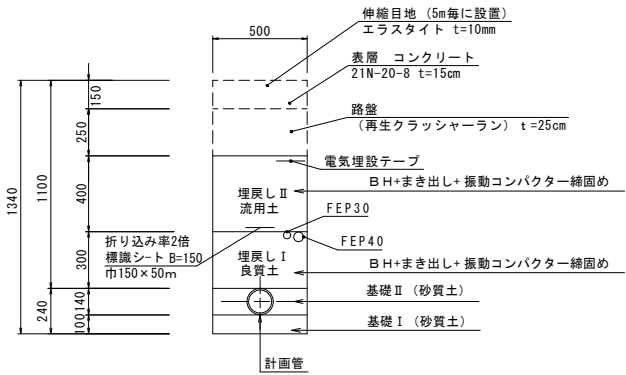
ハンドホール詳細図



種別	深さ L (mm)	重 (耐圧加重)	記号
H1-6	600	2トン	H1-6 (2t)
		8トン	H1-6 (8t)
H1-9	900	2トン	H1-9 (2t)
		8トン	H1-9 (8t)

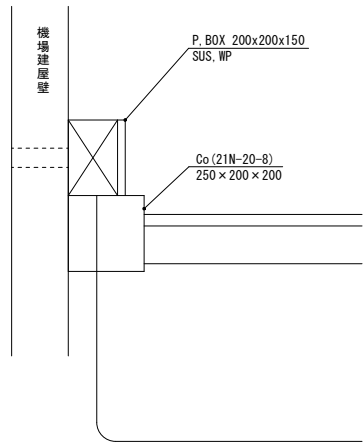
A-1.1-VP125型管土工

大工又水源池管理用道路
(コンクリート舗装)



取付ブルボックス詳細図

S=1/10



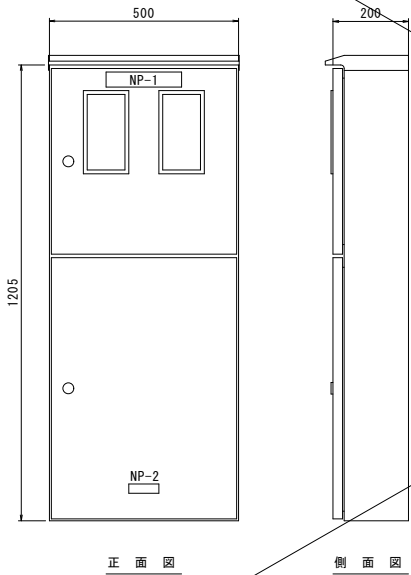
※取り消し線は次年度工事

工事名	大工又地区畑地かんがい施設工事 (第2工区)		
図面名	電気配管配線図		
作成年月日	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	3 - 3
会社名			
事業者名	大宜味村役場 農林水産課		

区分	ケーブル諸元 (次年度工事)			電 線 管 諸 元	
	対 象 設 備 名	種 別・本 数		種 別・本 数	
電源	揚水機場 (電灯)	EM-GE 3-5eq-2C	1-	φ 30 FEP管 (埋設部)	1
電源	揚水機場 (動力)	EM-GE 8eq-3C	1-	φ 40 FEP管 (埋設部)	1

凡例

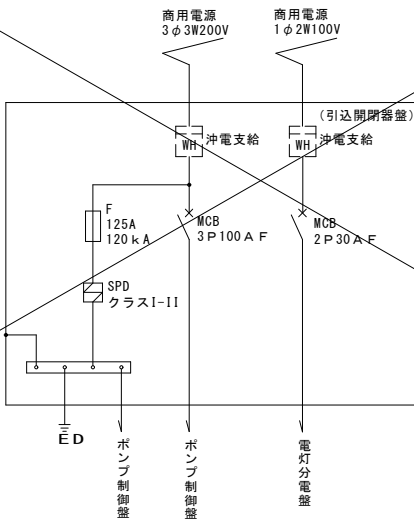
記号	器具名称・記入文字
NP-1	名称板
NP-2	銘板
	引込開閉器盤
	製作社名



引込開閉器盤姿図 S=1/10

※材質はSUS304とする。

単線結線図



参考装柱図 S=No Scale

